

農業・農村の動向等に関する
年 次 報 告

令和4年9月

福 島 県

目 次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| I | 農業及び農村の動向 | |
| 1 | 令和3年度の農業及び農村の動向 | |
| (1) | 本県の概要 | 3 |
| (2) | 県全体の動向 | 4 |
| (3) | 農作物等の自然災害 | 15 |
| (4) | 新型コロナウイルス感染症に係る農業等への影響と対応 | 16 |
| (5) | トピックス | 18 |
| II | 農業及び農村の振興に関して講じた施策 | |
| | 令和3年度の施策の概要 | 31 |
| 1 | 東日本大震災・原子力災害からの復興 | |
| 1.1 | 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援 | |
| (1) | 被災農地・農業用施設等の災害復旧 | 32 |
| (2) | 農業者への支援 | 32 |
| (3) | 放射性物質対策等の推進 | 36 |
| 1.2 | 避難地域等における農林水産業の復興の加速化 | |
| (1) | 福島イノベーションコースト構想における農林水産分野の取組 | 38 |
| (2) | 農業への企業参入促進 | 39 |
| (3) | 農地中間管理機構による担い手への農地集積 | 39 |
| (4) | 生産・加工等が一体となった高付加価値産地の創出 | 40 |
| (5) | 東日本大震災復興特別区域法に基づく取組 | 40 |
| 1.3 | 風評の払拭 | |
| (1) | 風評の払拭に向けた取組 | 42 |
| (2) | 農産物等の安全・安心を確保する取組 | 45 |
| (3) | 輸入規制措置の撤廃 | 53 |
| 2 | 持続的な発展を支える強固な基盤の確保 | |
| 2.1 | 持続可能な生産構造を支える人材の育成 | |
| (1) | 地域をリードする経営体の育成 | 54 |
| (2) | 新規就農者の確保・育成 | 55 |
| (3) | 女性農業経営者の育成 | 57 |
| (4) | 人・農地プランの作成とその実現に向けた取組 | 57 |
| (5) | 農業短期大学の整備と機能強化 | 58 |
| 2.2 | 生産基盤の整備 | |
| (1) | ほ場整備を契機とした高収益作物導入による地域農業の活性化 | 58 |
| (2) | 農用地利用集積の促進 | 58 |
| (3) | 農業水利施設・農道等におけるストックマネジメントの推進 | 59 |
| 2.3 | 戦略的な新品種・新技術の開発 | |
| (1) | オリジナル品種や見える化技術の開発 | 59 |

| | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| 3 | 安全で魅力的な農林水産物の供給 | |
| 3.1 | 需要を創出する流通・販売戦略の実践 | |
| (1) | 放射性物質検査の強化と検査結果の見える化 | 61 |
| (2) | 安全性を高める取組の促進 | 61 |
| (3) | 安全性のPR・消費者からの信頼確保 | 62 |
| (4) | 地産地消の推進 | 62 |
| (5) | 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的なプロモーション活動の展開 | 64 |
| (6) | 福島県産農産物の輸出再開・販路拡大 | 66 |
| 3.2 | 戦略的な生産活動の展開 | |
| (1) | スマート農業の導入による生産性向上 | 67 |
| (2) | 環境と共生する農業の推進 | 68 |
| (3) | 県産農産物の生産振興 | 69 |
| 4 | 活力と魅力ある農山漁村の実現 | |
| 4.1 | 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進 | |
| (1) | 地域ぐるみで取り組む農地の保全管理等への支援 | 72 |
| (2) | 都市との交流促進 | 72 |
| (3) | 地域資源の活用促進 | 72 |
| (4) | 農業・農村への理解促進（ふくしまの農育） | 73 |
| 4.2 | 快適で安全な農山漁村づくり | |
| (1) | 鳥獣被害対策 | 74 |
| (2) | 防災・減災体制の強化 | 75 |
| 4.3 | 地域資源を活用した取組の促進 | |
| (1) | 地域産業6次化の取組 | 75 |
| (2) | 中山間地域における周年雇用営農モデルの創出 | 78 |
| (3) | 地域特産物の産地づくり | 78 |
| 5 | 各地方における取組 | |
| (1) | 県北地方 | 80 |
| (2) | 県中地方 | 85 |
| (3) | 県南地方 | 89 |
| (4) | 会津地方 | 92 |
| (5) | 南会津地方 | 96 |
| (6) | 相双地方 | 99 |
| (7) | いわき地方 | 103 |

【参考資料】

| | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 令和3年度ふくしま農林水産業振興施策コンセプト | 109 |
| | 用語解説 | 110 |
| | 福島県農業・農村振興条例 | 113 |

I 農業及び農村の動向

1 令和3年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要

令和3年2月1日現在の本県の農業経営体は4万2,000戸で、令和2年と比べて減少しました。農業経営体のうち個人経営体に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ16.6%、17.3%、66.1%となっています。

令和3年における主要品目の生産状況の概要（前年からの増減）は次のとおりです。

水稲は、作付面積が6万500ha、収穫量は33万5,800tとともに前年より減少、作柄は作況指数101の「やや良」で、前年並みでした。

小麦・大豆・そば等の穀物類は、小麦は作付面積が前年並みで、収穫量は増加、大豆は作付面積が前年並みで、収穫量はやや増加、そばは作付面積、収穫量ともにやや増加しました。

野菜は、主力品目であるきゅうり及びトマトは作付面積、収穫量は前年並みでした。

果樹は、本県の主力品目であるももやぶどうは作付面積が前年並み、収穫量はやや増加、日本なしは作付面積、収穫量ともにやや減少、りんごは作付面積が前年並みで、収穫量は減少しました。

花きは、作付面積及び出荷数量が鉢物類でやや減少、きくは作付面積が前年並みで、出荷数量がやや減少、宿根かすみそうは作付面積がやや増加、出荷数量が増加、りんどうは、作付面積がやや増加、出荷数量は前年並み、トルコギキョウは作付面積、出荷数量が前年並みでした。

畜産は、採卵鶏で飼養羽数が増加し、乳用牛及び肉用牛、ブロイラーの飼養頭数・羽数は前年並みで、豚で飼養頭数がやや減少しました（令和4年2月1日現在）。

(2) 県全体の動向

ア 農業構造

(ア) 農家数

令和3年の農業経営体数は4万2,000戸で、令和2年と比べて減少しました。個人経営体に占める主業農家、準主業農家、副業的農家の割合は、それぞれ16.6%、17.3%、66.1%となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者数は、令和2年3月末と比べて231経営体(3.1%)減少し、令和3年3月末現在で7,146経営体となりました。

| 項目 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和3年 | R3/R2 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 農業経営体数 | 81,791 | 71,654 | 53,157 | 42,598 | 42,000 | 98.6 |
| 家族経営体数 | 80,849 | 70,766 | 52,398 | - | - | - |
| 個人経営体数 | - | - | - | 41,671 | 41,000 | 98.4 |

(農林水産省「農林業センサス」)

※農業経営体数のうち、令和2年は家族経営体数に代わり個人経営体数による公表

| 項目 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 主業農家数 | 14,287 (17.7) | 12,746 (18.1) | 9,026 (17.3) | 7,331 (17.6) | 6,800 (16.6) |
| 65歳未満の農業専従者がいる農家数 | 11,866 (14.7) | 10,438 (14.8) | 7,236 (13.8) | 5,809 (13.9) | - |
| 準主業農家数 | 24,761 (30.7) | 23,617 (33.5) | 13,628 (26.1) | 7,376 (17.7) | 7,100 (17.3) |
| 副業的農家数 | 41,549 (51.6) | 34,157 (48.4) | 29,616 (56.7) | 26,964 (64.7) | 27,100 (66.1) |
| 計 | 41,549 (100) | 34,157 (100) | 52,270 (100) | 41,671 (100) | 41,000 (100) |

(農林水産省「農林業センサス」)

※()内の数値は構成比を示す。

※主副業別経営体数の計のうち、平成27年までは販売農家数、令和2年は個人経営体数での集計。

※平成27年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

※令和2年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

認定農業者数の推移 (単位：経営体、%)

| | 平成24年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年度 | 2 | R2/R元 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定農業者数 | 6,416 | 6,392 | 7,196 | 7,730 | 7,771 | 7,721 | 7,738 | 7,377 | 7,146 | 96.9% |

※各年度の3月末現在の数値である。

(イ) 農業従事者数（個人経営体）

令和3年2月1日現在の農業従事者数（個人経営体）は9万8,600人となっています。65歳以上の農業従事者が全体の52.5%を占め、平均年齢は62.5歳となっています。

本県の年齢別農業従事者数（15歳以上・個人経営体）（単位：人、%）

| | | 計 | 39歳以下 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 | 平均年齢 |
|----|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 実数 | 令和2年 | 106,728 | 12,778 | 10,383 | 15,796 | 13,856 | 53,915 | 61.7 |
| | 構成比 | 100.0 | 12.0 | 9.7 | 14.8 | 13.0 | 50.5 | |
| 実数 | 令和3年 | 98,600 | 10,800 | 9,000 | 14,200 | 12,800 | 51,700 | 62.5 |
| | 構成比 | 100.0 | 11.0 | 9.1 | 14.4 | 13.0 | 52.5 | |

※農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

（農林水産省「農林業センサス」）

【参考】

本県の年齢別農業就業人口（15歳以上・販売農家）（単位：人、%）

| | | 計 | 39歳以下 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 | 平均年齢 |
|-----|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 実数 | 平成12年 | 147,501 | 14,329 | 12,704 | 19,038 | 20,408 | 81,022 | 61.7 |
| | 平成17年 | 135,010 | 11,285 | 8,044 | 19,215 | 14,679 | 81,787 | 63.8 |
| | 平成22年 | 109,048 | 5,534 | 4,520 | 15,677 | 13,613 | 69,704 | 66.8 |
| | 平成27年 | 77,703 | 4,482 | 2,667 | 8,055 | 11,823 | 50,676 | 67.1 |
| 構成比 | 平成12年 | 100.0 | 9.7 | 8.6 | 12.9 | 13.8 | 54.9 | |
| | 平成17年 | 100.0 | 8.4 | 6.0 | 14.2 | 10.9 | 60.6 | |
| | 平成22年 | 100.0 | 5.1 | 4.1 | 14.4 | 12.5 | 63.9 | |
| | 平成27年 | 100.0 | 5.8 | 3.4 | 10.4 | 15.2 | 65.2 | |

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、自営農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事に従事した者のうち、農業が主の者

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

※令和2年の農林業センサスより、農業従事者数（個人経営体）ごとの公表に変更となったため、平成27年までの農業就業人口（販売農家）は参考として掲載。

（農林水産省「農林業センサス」）

(ウ) 新規就農者

令和3年5月1日現在の新規就農者数は233人で、7年連続で200人を超えています。

就農区分別に見ると、農業法人等への雇用による就農者の増加等により、新規参入が143人と全体の61%になっています。

新規就農者数の推移（単位：人、%）

| 項目 | 平成23年 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R3/R2 | |
|-----------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|--------|--------|
| 新規就農者数の推移 | 182 | 142 | 224 | 166 | 212 | 238 | 211 | 219 | 212 | 204 | 233 | 114.2% | |
| 就農区分 | 新規学卒 | 21 | 25 | 26 | 23 | 42 | 26 | 31 | 34 | 42 | 32 | 34 | 106.3% |
| | Uターン | 104 | 62 | 66 | 56 | 75 | 102 | 70 | 57 | 53 | 48 | 56 | 116.7% |
| | 新規参入 | 57 | 55 | 132 | 87 | 95 | 110 | 110 | 128 | 117 | 124 | 143 | 115.3% |
| 形態 | 自営による就農 | 127 | 84 | 87 | 87 | 93 | 123 | 122 | 104 | 104 | 115 | 106 | 92.2% |
| | 農業法人等の雇用による就農 | 55 | 58 | 137 | 79 | 119 | 115 | 89 | 115 | 108 | 89 | 127 | 142.7% |

※就農区分

新規学卒：本県の農家の出身者で、卒業と同時に就農した者及び卒業後引き続き行っていた農業研修終了後すぐに就農した者

Uターン：本県の農家の出身者で、就業していた他産業を離職して就農した者

新規参入：本県の農家以外の出身者で、就農した者

※調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から該当年5月1日までの1年間である。

（農業担い手課調べ）

(エ) 農作業の受託

令和2年(農林業センサ調査年)における農作業を受託した経営体数は4,980で、そのうち水稲作業を受託した経営体数が4,782と、全体の96.0%を占めています。

※令和2年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

※農作業を委託した経営体数については、令和2年より公表されていない。

(オ) 農用地の利用集積

令和3年度末における農用地利用集積面積は5万4,171haで、そのうち認定農業者への集積面積は4万6,654haとなり、認定農業者1経営体当たりの面積は6.7haとなっています。

前年度と比べてそれぞれ農用地利用集積面積で2,282ha(4%)、認定農業者への集積で1,524ha(3%)、認定農業者1経営体当たりで面積0.6ha(10%)増加しました。

農用地利用集積面積の推移

(単位: ha、%)

| 項目 | 平成22年度 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年度 | 2 | 3 | R3/R2 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 農用地利用集積面積 | 45,485 | 42,397 | 38,822 | 43,462 | 46,538 | 47,556 | 48,654 | 50,401 | 51,889 | 54,171 | 104% |
| 認定農業者への集積面積 | 40,174 | 39,393 | 37,130 | 40,944 | 42,771 | 43,584 | 44,568 | 44,934 | 45,130 | 46,654 | 103% |
| 認定農業者1経営体当たりの面積 | 5.9 | 5.9 | 5.2 | 5.2 | 5.4 | 5.5 | 5.7 | 5.9 | 6.1 | 6.7 | 110% |

※平成22年度: 調査を実施出来なかった相双地方全12市町村については、平成21年度の実績を適用して集計。

※平成23~28年度: 調査を実施出来なかった相双地方9町村(双葉郡8町村及び飯館村)については、平成21年度の実績を適用して集計。

※平成30年3月末~令和2年3月末実績: 調査を実施できなかった相双地方7市町村(双葉郡6市町村及び飯館村)については、平成22年3月末の実績を適用して集計。

※令和2年3月末~令和3年3月末実績: 調査を実施できなかった相双地方6市町村(双葉郡5市町村及び飯館村)については、平成22年3月末の実績を適用して集計。

(農業担い手課調べ)

(カ) 耕地面積

令和3年における耕地面積は13万7,300haで、前年と比べて1,100ha(0.8%)減少しました。

なお、国の統計では各年の調査日時点において、原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上したものとなっています。

耕地面積の推移

(単位: ha、%)

| 項目 | 平成23年 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R3/R2 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 田 | 100,500 | 100,900 | 100,800 | 100,400 | 99,700 | 99,300 | 98,600 | 97,900 | 97,100 | 99.2 |
| 畑 | 43,960 | 43,570 | 43,230 | 42,800 | 41,990 | 41,450 | 41,010 | 40,500 | 40,200 | 99.3 |
| 普通畑 | 31,000 | 30,900 | 30,700 | 30,500 | 29,900 | 29,600 | 29,200 | 29,100 | 28,900 | 99.3 |
| 樹園地 | 7,300 | 7,090 | 6,980 | 6,820 | 6,750 | 6,660 | 6,710 | 6,570 | 6,480 | 98.6 |
| 牧草地 | 5,660 | 5,580 | 5,550 | 5,480 | 5,340 | 5,190 | 5,100 | 4,820 | 4,780 | 99.2 |
| 合計 | 144,460 | 144,470 | 144,030 | 143,200 | 141,690 | 140,750 | 139,610 | 138,400 | 137,300 | 99.2 |

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(キ) 遊休農地

令和2年の遊休農地面積は430haの解消が図られたものの、7,214haで令和元年から31ha増加しました。

本県の遊休農地等面積の推移

(単位:ha)

| | 調査 市町村数 (※) | 遊休農地面積①の全国 順位 | 遊休農地面積計 ① | | 再生利用が 困難な農地 ② | 遊休農地等 面積 (①+②) | 遊休農地等 解消面積 | |
|-----|-------------------|------------------|--------------|------------|---------------------|----------------------|---------------|-------|
| | | | 1号 遊休農地 | 2号 遊休農地 | | | | |
| 平23 | 44 | 5 | 6,895 | 6,532 | 363 | 4,844 | 11,739 | 255 |
| 24 | 50 | 3 | 9,488 | 8,933 | 555 | 5,896 | 15,384 | 245 |
| 25 | 51 | 3 | 9,933 | 8,684 | 1,249 | 5,894 | 15,827 | 1,013 |
| 26 | 51 | 3 | 9,924 | 8,255 | 1,669 | 6,573 | 16,497 | 420 |
| 27 | 52 | 3 | 9,214 | 8,099 | 1,115 | 7,009 | 16,223 | 500 |
| 28 | 52 | 1 | 7,757 | 7,241 | 516 | 6,519 | 14,276 | 817 |
| 29 | 52 | 2 | 6,439 | 6,153 | 287 | 6,516 | 12,955 | 334 |
| 30 | 52 | 1 | 7,397 | 6,740 | 657 | 6,052 | 13,449 | 308 |
| 令元 | 53 | 1 | 7,183 | 6,586 | 597 | 6,125 | 13,308 | 537 |
| 令2 | 53 | 1 | 7,214 | 6,553 | 661 | 6,415 | 13,629 | 430 |

出典：農林水産省「農地法第30条に基づく利用状況調査」及び「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の結果等

1号遊休農地：現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号）

2号遊休農地：利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地（農地法第32条第1項第2号）

(※) R2現在で6町村（檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村）が原発被災に伴い調査不能となっており、南相馬市では一部地域で未実施。

イ 農用地の整備

本県の田の整備済面積は、令和3年度末で7万955ha（整備率74%）となっています。

農用地の整備状況

(単位:ha、%)

| 項目 | 平成22年 | 23 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R3/R2 |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 整備済 田面積 | 72,958 (75) | 73,047 (75) | 69,301 (71) | 69,668 (72) | 69,945 (72) | 70,538 (73) | 71,190 (73) | 71,668 (74) | 72,083 (74) | 72,369 (74) | 70,955 (74) | 98.0 |

※()内は整備率を示す。

※平成24年度に震災による被害分5,064haを控除。

※整備率を算出するための整備対象面積は、「福島県農林水産業振興計画」における県内農振農用地の面積(96,159ha)により算出している。

※令和3年から整備済面積の定義等の見直しを行ったため、過去の数値と単純に比較することはできない。

ウ 農業生産

(ア) 農作物の作付面積

令和2年における農作物作付延べ面積は10万5,000haで、前年と比べて1,400ha(1.3%)減少しました。

農作物作付延べ面積の推移 (単位：ha、%)

| 農作物作付け延べ面積 | 平成23年 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | R2/R元 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 田 | 108,400 | 108,100 | 107,500 | 107,100 | 106,700 | 106,500 | 106,400 | 105,000 | 98.7 |
| 畑 | 77,100 | 79,300 | 79,400 | 79,800 | 79,900 | 80,100 | 80,100 | 79,300 | 99.0 |
| 畑 | 31,400 | 28,800 | 28,100 | 27,300 | 26,800 | 26,400 | 26,200 | 25,700 | 98.1 |

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(イ) 耕地利用率

令和2年における耕地利用率は、田畑計で75.9%となりました。

耕地利用率の推移 (単位：%)

| 項目 | 平成22年 | 23 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | R2-R元 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 田 | 88.1 | 76.1 | 78.5 | 78.6 | 78.8 | 79.5 | 80.1 | 80.7 | 81.2 | 81.0 | △ 0.2 |
| 畑 | 78.7 | 71.4 | 66.4 | 66.1 | 65.0 | 63.8 | 63.8 | 63.6 | 63.9 | 63.5 | △ 0.4 |
| 田畑計 | 85.3 | 75.0 | 74.8 | 74.8 | 74.7 | 74.8 | 75.3 | 75.6 | 76.2 | 75.9 | △ 0.3 |

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(ウ) 農業産出額(栽培きのご類を含む)

令和2年における農業産出額(栽培きのご類を含む)は、2,148億円、前年と比べて31億円(1.5%)増加しました。

作物別では、米が762億円と前年と比べて52億円(6.4%)減少、果実が299億円と前年と比べて26億円(9.5%)増加、花きが68億円と前年と比べて1億円(1.5%)増加しました。一方、野菜・いも類が509億円と前年と比べて56億円(12.4%)増加、畜産が434億円と前年と比べて1億円(0.2%)減少しました。

農業産出額の推移 (単位：億円、%)

| 作物 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | R2/R元 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 米 | 791 (33.2) | 750 (40.0) | 529 (28.3) | 563 (28.1) | 692 (32.8) | 747 (35.5) | 798 (37.2) | 814 (37.9) | 762 (35.5) | 94 |
| 麦類 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | - |
| 穀物・豆類 | 13 (0.5) | 10 (0.5) | 7 (0.4) | 7 (0.3) | 7 (0.3) | 8 (0.4) | 10 (0.5) | 8 (0.4) | 8 (0.4) | 100 |
| 野菜・いも類 | 574 (24.1) | 408 (21.7) | 471 (25.2) | 505 (25.2) | 501 (23.7) | 472 (22.4) | 497 (23.2) | 453 (21.1) | 509 (23.7) | 112 |
| 果実 | 292 (12.3) | 197 (10.5) | 248 (13.3) | 264 (13.2) | 271 (12.8) | 250 (11.9) | 255 (11.9) | 273 (12.7) | 299 (13.9) | 110 |
| 花き | 61 (2.6) | 51 (2.7) | 78 (4.2) | 86 (4.3) | 74 (3.5) | 66 (3.1) | 64 (3.0) | 67 (3.1) | 68 (3.2) | 101 |
| 工芸農作物 | 36 (1.5) | 2 (0.1) | 13 (0.7) | 18 (0.9) | 17 (0.8) | 15 (0.7) | 14 (0.7) | 13 (0.6) | 11 (0.5) | 85 |
| 畜産 | 541 (22.7) | 417 (22.2) | 475 (25.4) | 509 (25.4) | 497 (23.5) | 495 (23.5) | 455 (21.2) | 435 (20.3) | 434 (20.2) | 100 |
| 栽培きのご類 | 49 (2.1) | 24 (1.3) | 28 (1.5) | 29 (1.4) | 35 (1.7) | 35 (1.7) | 32 (1.5) | 31 (1.4) | 32 (1.5) | 103 |
| その他 | 22 (0.9) | 17 (0.9) | 15 (0.8) | 20 (1.0) | 18 (0.9) | 18 (0.9) | 22 (1.0) | 21 (1.0) | 26 (1.2) | 124 |
| 計 | 2,379 (100) | 1,876 (100) | 1,867 (100) | 2,001 (100) | 2,112 (100) | 2,106 (100) | 2,145 (100) | 2,117 (100) | 2,148 (100) | 101 |

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

※平成19年から算出方法が変更され、①県内市町村間で取引された中間生産物、②水田・畑作経営安定対策の導入により、麦・大豆等の該当作物の産出額に含まれていた交付金の一部が産出額に計上されないこととなったため、過去の数値と単純に比較することはできない。

(農林水産省「生産農業所得統計」)

エ 農畜産物の動向

(ア) 水稻

令和3年における水稻作付面積は6万500ha、収穫量は33万5,800tとなっています。原子力災害に伴う作付制限や営農再開が進んでいない地域があることから、作付面積・収穫量ともに震災前を大きく下回っています。品種別では、「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」、県オリジナル品種「天のつぶ」の3品種で全体の約9割を占めています。また、本格作付け5年目の「里山のつぶ」の作付けも増加しました。

作柄は、もみ数が「やや多い」、登熟は「やや不良」となり、作況指数は101の「平年並み」となりました。

品質は、令和4年3月末現在の水稻うるち玄米の一等米比率が94.6%と、前年同時期を上回りました。

水稻の作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

| 項目 | 平成22年 | 23 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R3/R2 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 作付面積 | 80,600 | 64,400 | 65,600 | 64,200 | 64,000 | 64,900 | 65,800 | 65,300 | 60,500 | 92.6 |
| 収穫量 | 445,700 | 353,600 | 365,400 | 356,300 | 351,400 | 364,100 | 368,500 | 367,000 | 335,800 | 91.5 |
| 10a当たり収量 | 553 | 549 | 557 | 555 | 549 | 561 | 560 | 562 | 555 | 98.8 |

(農林水産省「作物統計」)

品種構成の推移

(単位：%)

| 品 種 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| コシヒカリ | 66.0 | 66.3 | 61.5 | 59.7 | 59.5 | 58.0 | 55.5 | 54.1 | 52.7 | 50.1 |
| ひとめぼれ | 22.8 | 27.4 | 23.8 | 22.7 | 22.1 | 21.0 | 19.5 | 19.8 | 19.1 | 18.5 |
| 天のつぶ | - | 0.1 | 5.8 | 8.2 | 7.5 | 9.3 | 12.1 | 14.3 | 16.6 | 18.9 |

(県水田畑作課調べ)

水稻作況指数の推移

| 項目 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 福島県 | 103 | 102 | 104 | 101 | 102 | 100 | 101 | 102 | 102 | 101 |
| 中通り | 103 | 102 | 104 | 101 | 102 | 100 | 102 | 102 | 102 | 101 |
| 浜通り | 104 | 101 | 104 | 102 | 102 | 99 | 102 | 101 | 103 | 100 |
| 会 津 | 102 | 99 | 103 | 100 | 102 | 101 | 99 | 103 | 102 | 100 |

(農林水産省「作物統計」)

(イ) 小麦・大豆・そば

令和3年産小麦の作付面積は408haで、前年と比べて1ha(0.2%)減少しました。収穫量は1,070tで、前年と比べて142t(15.3%)増加しました。10a当たりの収量は262kgで、前年と比べて35kg(15.4%)増加しました。

小麦の作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

| 項 目 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R3/R2 |
|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|-------|
| 作付面積 | 441 | 433 | 258 | 251 | 301 | 336 | 348 | 358 | 409 | 408 | 99.8 |
| 収穫量 | 651 | 429 | 366 | 494 | 674 | 682 | 696 | 967 | 928 | 1,070 | 115.3 |
| 10a当たり収量 | 148 | 99 | 142 | 197 | 224 | 203 | 200 | 270 | 227 | 262 | 115.4 |

(農林水産省「作物統計」)

令和3年産大豆の作付面積は1,410haで前年と比べて20ha(1.4%)増加、収穫量は1,820tで前年と比べ140t(8.3%)増加、10a当たりの収量は129kgで、前年と比べて8kg(6.6%)増加しました。1ha以上の団地数は96団地、団地面積は850haで前年と比べて25ha増加しました。また、流通量(検査数量)は1,224tで、前年と比べて61t(5.2%)増加しました。

大豆の作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

| 項目 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R3/R2 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 作付面積 | 2,880 | 2,100 | 1,710 | 1,720 | 1,660 | 1,590 | 1,570 | 1,500 | 1,390 | 1,410 | 101.4 |
| 団地(1ha)数 | 127 | 103 | 94 | 96 | 102 | 109 | 98 | 100 | 98 | 96 | 98.0 |
| 団地(1ha)面積 | 1,138 | 866 | 754 | 813 | 829 | 829 | 870 | 845 | 825 | 850 | 103.0 |
| 収穫量 | 3,050 | 2,940 | 2,250 | 2,200 | 2,140 | 1,800 | 2,090 | 1,490 | 1,680 | 1,820 | 108.3 |
| 流通量 | 1,178 | 1,359 | 1,148 | 1,252 | 1,300 | 1,144 | 1,511 | 799 | 1,163 | 1,224 | 105.2 |
| 10a当たり収量 | 106 | 140 | 132 | 128 | 129 | 113 | 133 | 99 | 121 | 129 | 106.6 |

(農林水産省「作物統計」、県水田畑作課調べ)

そばは、会津地方を中心に栽培されており、令和3年産の作付面積は3,910haで昨年と比べて120ha(3.2%)増加し、北海道、山形県、長野県、秋田県に次ぐ全国5位となっています。また、10a当たりの収量は59kgで、前年と比べて3kg(5.4%)増加しました。収穫量は2,310tで、前年と比べて190t(9.0%)増加しました。

そばの作付面積、収穫量等の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

| 項目 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R3/R2 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 作付面積 | 3,450 | 3,750 | 3,710 | 3,620 | 3,860 | 3,860 | 3,720 | 3,740 | 3,790 | 3,910 | 103.2 |
| 収穫量 | 1,860 | 2,630 | 1,930 | 1,300 | 1,390 | 1,740 | 1,860 | 1,910 | 2,120 | 2,310 | 109.0 |
| 10a当たり収量 | 54 | 70 | 52 | 36 | 36 | 45 | 50 | 51 | 56 | 59 | 105.4 |

(農林水産省「作物統計」)

(ウ) 野菜

令和3年におけるきゅうりの作付面積は678haで、前年と比べて2ha(0.3%)減少、収穫量は39,300tで前年と比べて800t(2.1%)増加しました。トマトの作付面積は354haで、前年と比べて1ha(0.3%)減少、収穫量は23,500tで、前年と比べて300t(1.3%)増加しました。令和2年におけるアスパラガスの作付面積は343haで、前年と比べて15ha(4.2%)減少、収穫量は1,380tで前年と比べて20t(1.4%)減少しました。いちごの作付面積は107haで、前年から増減なし、収穫量は2,260tで、前年と比べて150t(6.2%)減少しました。ねぎの作付面積は666haで、前年と比べて4ha(0.6%)減少、収穫量は9,870tで、前年と比べて1,030t(9.4%)減少しました。

※きゅうり、トマトは令和3年、アスパラガス、いちご及びねぎは令和2年の公表されている統計の最新値

主要野菜の作付面積、収穫量の推移

(単位：ha、t、kg/10a、%)

| 品目 | 項目 | 平成22年 | 23 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R2/R元 | R3/R2 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| きゅうり | 作付面積 | 887 | 762 | 721 | 703 | 696 | 689 | 682 | 680 | 678 | 99.7 | 99.7 |
| | 収穫量 | 49,400 | 44,400 | 41,300 | 40,600 | 39,700 | 38,900 | 38,200 | 38,500 | 39,300 | 100.8 | 102.1 |
| トマト | 作付面積 | 473 | 354 | 384 | 381 | 371 | 361 | 357 | 355 | 354 | 99.4 | 99.7 |
| | 収穫量 | 28,800 | 20,800 | 24,600 | 26,600 | 24,200 | 23,000 | 22,400 | 23,200 | 23,500 | 103.6 | 101.3 |
| アスパラガス | 作付面積 | 478 | 456 | 407 | 389 | 379 | 370 | 358 | 343 | - | 95.8 | - |
| | 収穫量 | 1,880 | 1,610 | 1,630 | 1,610 | 1,510 | 1,430 | 1,400 | 1,380 | - | 98.6 | - |
| いちご | 作付面積 | 132 | 129 | 112 | 110 | 108 | 108 | 107 | 107 | - | 100.0 | - |
| | 収穫量 | 2,730 | 2,480 | 2,450 | 2,430 | 2,370 | 2,390 | 2,410 | 2,260 | - | 93.8 | - |
| ねぎ | 作付面積 | 710 | 656 | 646 | 624 | 628 | 628 | 670 | 666 | - | 99.4 | - |
| | 収穫量 | 11,200 | 10,600 | 10,700 | 10,300 | 10,100 | 10,100 | 10,900 | 9,870 | - | 90.6 | - |

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

(エ) 果樹

令和3年におけるももの栽培面積は1,760haで、前年と比べて10ha(0.6%)増加しました。収穫量は2万4,300tで、前年と比べて1,500t(6.6%)増加しました。

日本なしの栽培面積は831haで、栽培者の高齢化等により、前年と比べて28ha

(3.3%) 減少しました。収穫量は1万1,900tで凍霜害の影響により、前年と比べて1,000t(7.8%)減少しました。

りんごの栽培面積は1,230haで、前年と比べて10ha(0.8%)減少しました。収穫量は18,600tで、前年と比べて2,500t(11.8%)減少しました。栽培品種は、「ふじ」が大半を占めていますが、着色が早く、早期収穫が可能な優良着色系ふじや有望な中生品種である「シナノスイート」等への改植が進んでいます。

ぶどうの栽培面積は296haで、前年と比べて5ha(1.7%)増加しました。収穫量は2,550tで、前年と比べて120t(4.9%)増加しました。雨よけ施設の導入と、「シャインマスカット」や県オリジナル品種「あづましずく」等の植栽が進んでいます。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移

(単位: ha、t、kg/10a、%)

| 品目 | 項目 | 平成22年 | | | | | | | | 令和元年 | | |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 2 | 3 | R3/R2 | | |
| もも | 栽培面積 | 1,780 | 1,780 | 1,770 | 1,810 | 1,810 | 1,800 | 1,790 | 1,790 | 1,750 | 1,760 | 100.6 |
| | 収穫量 | 28,200 | 29,000 | 29,300 | 26,600 | 29,300 | 28,600 | 24,200 | 27,000 | 22,800 | 24,300 | 106.6 |
| 日本なし | 栽培面積 | 1,150 | 1,120 | 956 | 936 | 929 | 908 | 890 | 880 | 859 | 831 | 96.7 |
| | 収穫量 | 23,200 | 21,600 | 19,600 | 20,500 | 19,400 | 18,900 | 17,100 | 16,000 | 12,900 | 11,900 | 92.2 |
| りんご | 栽培面積 | 1,430 | 1,410 | 1,360 | 1,330 | 1,310 | 1,280 | 1,260 | 1,260 | 1,240 | 1,230 | 99.2 |
| | 収穫量 | 31,600 | 26,300 | 27,600 | 26,300 | 27,000 | 27,000 | 25,700 | 23,200 | 21,100 | 18,600 | 88.2 |
| ぶどう | 栽培面積 | 293 | 291 | 283 | 277 | 274 | 276 | 281 | 290 | 291 | 296 | 101.7 |
| | 収穫量 | 3,110 | 3,150 | 2,930 | 2,700 | 2,730 | 2,660 | 2,640 | 2,630 | 2,430 | 2,550 | 104.9 |

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

(オ) 花き

令和3年におけるきくの作付面積は98haで、前年より1ha(1.0%)減少、出荷数量は20,900千本で、前年と比べて1,300千本(5.9%)減少しました。宿根かすみそうの作付面積は55haで、前年と比べて4ha(7.8%)増加、出荷数量は8,940千本で、前年と比べて950千本(12%)増加しました。りんどうの作付面積は29haで、前年と比べて1ha(3.6%)増加、出荷数量は4,390千本で、前年と比べて30千本(0.7%)減少しました。トルコギキョウの作付面積は21haで、前年と同じ、出荷数量は3,340千本で、前年と比べて90千本(2.6%)減少しました。鉢物類の作付面積は32haで、前年と比べて3ha(8.6%)減少、出荷数量は3,050千鉢で、前年と比べて280千鉢(8.4%)減少しました。

主要花きの作付面積と出荷量の推移

(単位: ha・千本(鉢)、%)

| 品目 | 項目 | 平成22年 | | | | | | | | 令和元年 | | |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 2 | 3 | R3/R2 | | |
| きく | 作付面積 | 127 | 125 | 124 | 121 | 111 | 107 | 103 | 104 | 99 | 98 | 99.0 |
| | 出荷数量 | 28,700 | 28,200 | 30,100 | 29,400 | 28,800 | 27,000 | 25,100 | 24,200 | 22,200 | 20,900 | 94.1 |
| 宿根かすみそう | 作付面積 | 5,400 | 5,420 | - | - | - | 4,880 | 48 | 49 | 51 | 55 | 107.8 |
| | 出荷数量 | 5,200 | 5,130 | - | - | - | 5,470 | 7,120 | 7,490 | 7,990 | 8,940 | 111.9 |
| りんどう | 作付面積 | - | - | 2,810 | 3,040 | 3,170 | 3,170 | 31 | 32 | 28 | 29 | 103.6 |
| | 出荷数量 | - | - | 4,140 | 4,680 | 3,950 | 4,540 | 4,600 | 5,200 | 4,420 | 4,390 | 99.3 |
| トルコギキョウ | 作付面積 | 2,630 | 2,110 | 2,000 | 2,240 | 2,170 | 2,170 | 21 | 22 | 21 | 21 | 100.0 |
| | 出荷数量 | 6,330 | 4,710 | 4,110 | 4,570 | 4,430 | 4,020 | 3,820 | 3,710 | 3,430 | 3,340 | 97.4 |
| 鉢物類 | 作付面積 | 4,530 | 4,280 | 3,460 | 3,340 | 3,310 | 3,210 | 29 | 34 | 35 | 32 | 91.4 |
| | 出荷数量 | 4,790 | 4,560 | 3,840 | 3,740 | 3,630 | 3,500 | 3,260 | 3,250 | 3,330 | 3,050 | 91.6 |

(農林水産省「花き生産出荷統計」)

(カ) 工芸農作物及び養蚕

中山間地域の主要作物である葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、近年減少傾向にあります。令和3年における葉たばこの作付面積は194haで、前年と比べて24ha(11.0%)減少しました。令和3年におけるこんにゃくいもの作付面積は6haで、前年と比べて3ha(33.3%)減少しました。

主要工芸農作物の作付面積の推移

(単位：ha、%)

| 品目 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R2/R元 |
|---------|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-------|
| 葉たばこ | 993 | 0 | 291 | 348 | 312 | 294 | 262 | 240 | 218 | 194 | 89.0 |
| こんにゃくいも | 40 | 38 | 22 | 28 | 17 | 18 | 22 | 12 | 9 | 6 | 66.7 |

(南東北たばこ耕作組合調べ、(一財)日本こんにゃく協会調べ)

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少しており、令和3年における収繭量は10tで、前年と比べて4t(28.6%)減少しました。

主要工芸農作物の収穫量の推移

(単位：t、%)

| 項目 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | 3 | R2/R元 |
|-----|-------|----|----|----|----|----|----|------|----|----|-------|
| 収繭量 | 41 | 34 | 30 | 25 | 24 | 21 | 19 | 16 | 14 | 10 | 71.4 |

(県園芸課調べ)

(キ) 畜産

令和4年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は263戸、飼養頭数は1万1,600頭で、前年と比べて飼養戸数は20戸(7.1%)減少、飼養頭数は200頭(1.7%)減少しました。1戸当たり飼養頭数は44.1頭と前年より増加しました。

肉用牛の飼養戸数は1,650戸、飼養頭数は4万9,400頭で、前年と比べて飼養戸数は100戸(5.7%)減少、1,100頭(2.2%)減少しました。1戸当たりの飼養頭数は29.9頭で、前年より増加しました。

乳用牛・肉用牛ともに、小規模な経営体を中心に飼養戸数が減少する一方で、1戸当たりの飼養頭数は増加しました。

家畜・家禽飼養戸数等の推移

(単位：戸、頭、千羽、%)

| 品目 | 項目 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 令和2年 | 3 | 4 | R4/R3 |
|-------|-----------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|-------|
| 乳用牛 | 飼養戸数 | 567 | 548 | 438 | 384 | 366 | 352 | 350 | 329 | 299 | 283 | 263 | 92.9 |
| | 飼養頭数 | 17,600 | 17,100 | 13,600 | 12,600 | 12,400 | 12,100 | 12,000 | 11,500 | 12,000 | 11,800 | 11,600 | 98.3 |
| | 1戸当たり飼養頭数 | 31.0 | 31.2 | 31.1 | 32.8 | 33.9 | 34.4 | 34.3 | 35.0 | 40.1 | 41.7 | 44.7 | 107.2 |
| 肉用牛 | 飼養戸数 | 4,300 | 4,020 | 2,700 | 2,530 | 2,380 | 2,320 | 2,220 | 2,030 | 1,850 | 1,750 | 1,650 | 94.3 |
| | 飼養頭数 | 78,200 | 74,200 | 54,700 | 52,600 | 51,800 | 50,200 | 48,600 | 47,500 | 49,300 | 50,500 | 49,400 | 97.8 |
| | 1戸当たり飼養頭数 | 18.2 | 18.5 | 20.3 | 20.8 | 21.8 | 21.6 | 21.9 | 23.4 | 26.6 | 28.9 | 29.9 | 103.5 |
| 豚 | 飼養戸数 | - | 113 | 77 | - | 71 | 60 | 58 | 58 | - | 62 | 55 | 88.7 |
| | 飼養頭数 | - | 184,200 | 130,300 | - | 123,500 | 125,900 | 122,400 | 124,500 | - | 126,000 | 121,600 | 96.5 |
| | 1戸当たり飼養頭数 | - | 1,630 | 1,692 | - | 1,739 | 2,098 | 2,110 | 2,147 | - | 2,033 | 2,211 | 108.8 |
| 採卵鶏 | 飼養戸数 | - | 60 | 45 | - | 45 | 47 | 45 | 44 | - | 43 | 44 | 102.3 |
| | 飼養羽数 | - | 4,289 | 3,272 | - | 3,312 | 4,103 | 3,938 | 3,454 | - | 3,383 | 4,083 | 120.7 |
| | 1戸当たり飼養羽数 | - | 71.5 | 72.7 | - | 73.6 | 87.3 | 87.5 | 78.5 | - | 79 | 93 | 117.9 |
| ブロイラー | 飼養戸数 | - | - | 33 | - | 29 | 28 | 28 | 31 | - | 32 | 35 | 109.3 |
| | 飼養羽数 | - | - | 724 | - | 672 | 678 | 700 | 785 | - | 850 | 841 | 98.9 |
| | 1戸当たり飼養羽数 | - | - | 21.9 | - | 23.2 | 24.2 | 25.0 | 25.3 | - | 26.6 | 24.0 | 90.3 |

※各年次の2月1日現在の数値である。 ※採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす(6カ月以上)を示す。

※ブロイラーについては、平成22~24年の調査は行われていない。

※ブロイラーの平成26年以降の調査は「畜産統計」による。

※平成27年、令和2年については農林業センサス実施年のため、豚・採卵鶏・ブロイラー調査は休止。

(農林水産省「畜産統計」「畜産流通統計」)

(ク) 栽培きのご類

令和2年における栽培きのご類の総生産量は4,912tで、震災前の平成22年と比べて7割程度の水準に留まっています。

生しいたけの生産量は3,075tで、栽培きのご類全体の約62.6%を占めています。前年と比べて222t(7.8%)増加しましたが、平成22年と比べると8割ほどの生産量となっています。このうち、菌床栽培が2,979tと全体の約96.8%を占めています。

なめこの生産量は1,548tで、栽培きのご類全体の約31.5%を占めています。震災で落ち込んだ生産量は回復傾向で推移しましたが、平成30年の減少以降低調に推移しており、令和2年は前年と比べて6t(0.4%)減少しました。このうち菌床栽培が1,545tで、全体の99.8%を占めています。

菌茸類生産量の推移

(単位：t、%)

| 項目 | 平成22年 | 23 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元年 | 2 | R2/R元 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 栽培きのご総生産量 | 6,633 | 3,740 | 4,456 | 4,608 | 4,912 | 4,971 | 4,506 | 4,667 | 4,912 | 105.2 |
| 生しいたけ | 3,665 | 1,894 | 1,754 | 2,004 | 2,444 | 2,675 | 2,744 | 2,853 | 3,075 | 107.8 |
| 原木栽培 | 775 | 361 | 88 | 93 | 103 | 96 | 105 | 96 | 96 | 100.0 |
| 菌床栽培 | 2,890 | 1,533 | 1,605 | 1,911 | 2,341 | 2,579 | 2,639 | 2,757 | 2,979 | 108.1 |
| なめこ | 2,195 | 1,343 | 2,230 | 2,160 | 1,995 | 1,924 | 1,464 | 1,554 | 1,548 | 99.6 |
| 原木栽培 | 41 | 15 | 6 | 6 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 100.0 |
| 菌床栽培 | 2,154 | 1,328 | 2,223 | 2,154 | 1,991 | 1,921 | 1,460 | 1,551 | 1,545 | 99.6 |

(県林業振興課調べ)

オ 野生鳥獣による農作物被害

令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害面積は2万696aで前年より5,063a増加しました。

被害金額は1億9,839万円で、前年より1,907万円増加し、年次変動はあるものの、近年は高止まりの状態が続いています。

被害金額の内訳は、イノシシが1億270万円で全体の約5割を占め、次いでニホンザルが2,824万円となりました。

野生鳥獣による農作物被害の推移

| 被害面積 (a) | | | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|
| | 鳥獣計 | 鳥類 | 獣類 | うち | | | | |
| | | | | イノシシ | ニホンザル | ニホンジカ | ツキノワグマ | その他 |
| 平成22年度 | 63,602 | 25,176 | 38,426 | 15,463 | 9,504 | 260 | 10,040 | 3,159 |
| 平成23年度 | 34,648 | 10,427 | 24,221 | 12,992 | 5,515 | 450 | 2,649 | 2,615 |
| 平成24年度 | 62,614 | 25,870 | 36,744 | 22,878 | 4,233 | 44 | 6,114 | 3,475 |
| 平成25年度 | 28,443 | 7,499 | 20,944 | 16,085 | 1,615 | 105 | 1,318 | 1,821 |
| 平成26年度 | 25,801 | 1,827 | 23,974 | 19,341 | 1,851 | 152 | 1,687 | 943 |
| 平成27年度 | 18,555 | 2,376 | 16,179 | 12,992 | 792 | 119 | 415 | 1,861 |
| 平成28年度 | 16,632 | 1,764 | 14,868 | 11,613 | 1,155 | 140 | 1,046 | 914 |
| 平成29年度 | 13,027 | 1,320 | 11,706 | 8,940 | 1,119 | 507 | 405 | 735 |
| 平成30年度 | 13,593 | 903 | 12,690 | 9,249 | 962 | 1,412 | 331 | 736 |
| 令和元年度 | 15,633 | 840 | 14,793 | 10,233 | 1,466 | 1,459 | 1,223 | 412 |
| 令和2年度 | 20,696 | 794 | 19,902 | 12,443 | 1,619 | 3,693 | 1,198 | 949 |

| 被害金額 (千円) | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|---------|--------|-------|--------|--------|
| | 鳥獣計 | 鳥類 | 獣類 | うち | | | | |
| | | | | イノシシ | ニホンザル | ニホンジカ | ツキノワグマ | その他 |
| 平成22年度 | 157,981 | 31,116 | 126,865 | 52,542 | 32,950 | 102 | 31,304 | 9,967 |
| 平成23年度 | 117,926 | 29,911 | 88,015 | 49,339 | 21,814 | 199 | 5,439 | 11,224 |
| 平成24年度 | 164,973 | 39,200 | 125,773 | 68,430 | 20,538 | 377 | 26,865 | 9,563 |
| 平成25年度 | 148,308 | 36,322 | 111,986 | 75,013 | 15,630 | 1,104 | 11,217 | 9,022 |
| 平成26年度 | 189,197 | 36,623 | 152,574 | 98,127 | 25,008 | 1,573 | 16,988 | 10,878 |
| 平成27年度 | 128,460 | 40,612 | 87,848 | 64,528 | 11,464 | 950 | 3,287 | 7,619 |
| 平成28年度 | 168,152 | 34,673 | 133,479 | 94,939 | 15,788 | 939 | 9,156 | 12,657 |
| 平成29年度 | 143,156 | 29,920 | 113,236 | 78,804 | 19,374 | 1,893 | 4,386 | 8,779 |
| 平成30年度 | 167,387 | 32,889 | 134,498 | 98,201 | 17,555 | 3,587 | 3,479 | 11,676 |
| 令和元年度 | 179,326 | 24,971 | 154,355 | 104,172 | 22,397 | 9,006 | 9,498 | 9,282 |
| 令和2年度 | 198,391 | 27,991 | 170,400 | 102,701 | 28,239 | 7,171 | 13,043 | 19,246 |

(県環境保全農業課調べ)

※平成22年度以降の集計には東日本大震災等の影響のため、一部市町村は含まれていない。

(3) 農作物等の自然災害

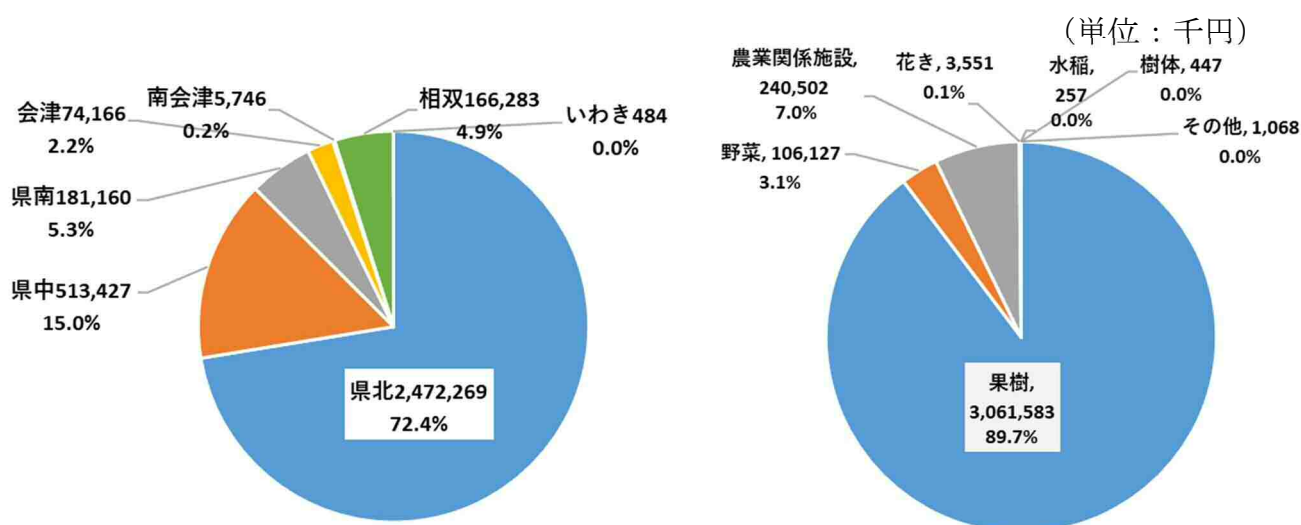
ア 農作物等の被害状況

令和3年度は、大きな被害をもたらした、令和3年4月10,11,15日発生の凍霜害や令和4年3月の福島県沖を震源とする地震を始めとし、強風、降ひょう、台風、積雪による災害が計12件発生し、県内の農作物等の被害額は3,413,535千円となりました。

地域別では、県北地方が2,472,269千円で全体の約72%、次いで県中地方が513,427千円で県全体の約15%を占めました。

被害の内訳は、果樹が3,061,583千円と県全体の約90%を占め、次いで農業関係施設が240,502千円と県全体の約7%を占めました。

●令和3年度農作物等被害額【総額 3,413,535千円】

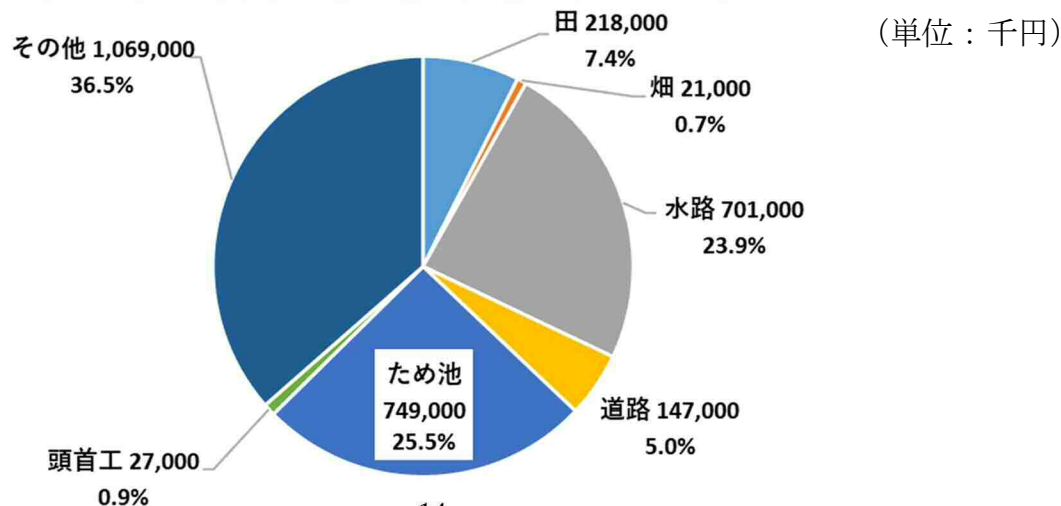


イ 農地・農業用施設等の被害状況

令和3年度は、農作物等と同様に、令和4年3月の福島県沖を震源とする地震による被害を始めとして、2,932,000千円の被害が発生しました

被害の内訳は、ため池の被害が最も大きく、749,000千円で被害全体の25.5%を占めました。

●令和3年度農地・農業用施設等被害額【総額 2,932,000千円】



ウ 主要な自然災害の概要

令和4年3月16日 福島県沖を震源とする地震

被害地域

・ 県北、県中、県南、会津、相双、いわき

農作物、農地等の被害

・ 農作物等被害額：235,338千円

・ 農地等被害額：2,583,000千円

※林業、水産業の被害を合わせた総額は4,108,722千円

(単位：千円)

| 被害地域 | 農作物等被害額 | 農地等被害額 |
|------|---------|-----------|
| 県北 | 45,003 | 143,000 |
| 県中 | 24,057 | 85,000 |
| 県南 | 4,862 | 119,000 |
| 会津 | - | 39,000 |
| 南会津 | - | - |
| 相双 | 160,932 | 2,194,000 |
| いわき | 484 | 3,000 |
| 合計 | 235,338 | 2,583,000 |

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る農業等への影響と対応

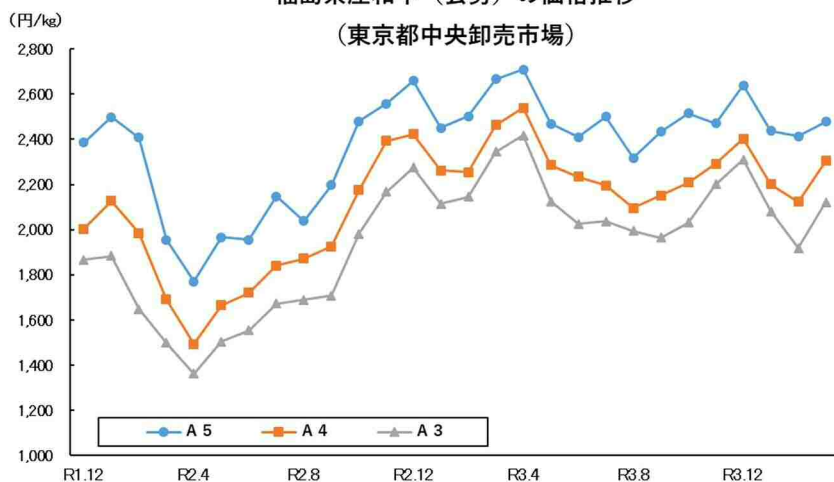
ア 県内農林水産業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、令和2年度は飲食店や旅館等での需要低下、イベントや冠婚葬祭行事の縮小等により、本県牛肉、花き等の価格が下落するなど大きな影響を受けましたが、令和3年度は価格等が回復している傾向にあります。

牛肉については、令和2年4月の販売価格が、前年対比64%～67%に下落しましたが、令和2年末にかけて価格は回復し、令和4年3月の販売価格は1kg当たり2,122～2,479円で令和2年同月比で127～142%となり、単価は回復しています。

花き（主要切り花等）については、令和2年2月中旬以降、冠婚葬祭行事の縮小等の影響により業務用需要が落ち込みましたが、その後は緊急事態宣言に応じて変動し、令和3年5月24日には平年比82%まで落ち込みましたが、8月以降はお盆、彼岸需要で単価は比較的安定し、10月上中旬にかけては好天により暖地及び高冷地からの出荷量がまとまったことから、一時単価は下がったものの、その後は安定した単価となっています。

福島県産和牛（去勢）の価格推移
（東京都中央卸売市場）



（資料：東京都中央卸売市場取引情報）

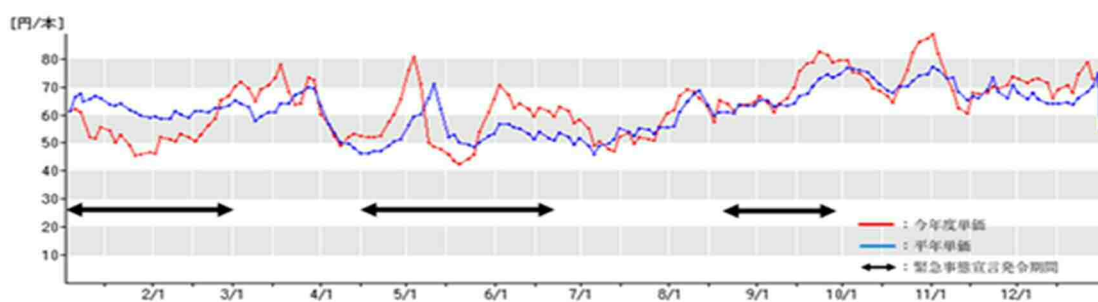


図 切り花類の価格の推移（日農平均）

日本農業新聞調べ。平均単価は各5年間（2016～2020年）の平均値

米については、中食・外食需要も大きく減少した影響により、米どころの北海道や東北、新潟において在庫が多い状態が続いており、福島県産米の相対取引価格を令和2、3年の11月から3月と比較すると、令和2年産米に比べ3年産米の主食用米の価格が全国銘柄平均で下落しています。会津コシヒカリは令和3年2月に一時的に価格が上昇したものの、本県産米は全国銘柄平均より下落幅が大きく、玄米60kg当たり2,000円以上減少となっているものが多い状況です。

令和3年産主食用米の相対取引価格の前年産との比較（単月比較）

（単位：円/玄米60kg税込）

| 産地品種銘柄 | | 2年産 | | | | | 3年産 | | | | |
|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 2年11月 | 2年12月 | 3年1月 | 3年2月 | 3年3月 | 3年11月 | 3年12月 | 4年1月 | 4年2月 | 4年3月 |
| 福島 | コシヒカリ(中通り) | 13,991 | 13,360 | 13,334 | 13,562 | 13,277 | 10,798 | 10,771 | 11,060 | 11,082 | 11,022 |
| | コシヒカリ(会津) | 15,089 | 14,705 | 15,222 | 14,748 | 15,242 | 13,073 | 12,524 | 12,676 | 15,192 | 12,855 |
| | コシヒカリ(浜通り) | 14,139 | 13,603 | 14,079 | 14,160 | 13,176 | 12,904 | 11,653 | 12,064 | 11,023 | 11,305 |
| | ひとめぼれ | 13,854 | 13,543 | 13,265 | 13,288 | 13,442 | 10,616 | 11,511 | 10,616 | 11,884 | 10,761 |
| | 天のつぶ | 13,220 | 13,033 | 12,682 | 13,112 | 13,148 | 10,490 | 10,434 | 12,054 | 10,497 | 10,788 |
| 全銘柄平均 | | 15,010 | 14,896 | 14,903 | 14,844 | 14,740 | 13,024 | 12,973 | 12,884 | 12,853 | 12,777 |

| 産地品種銘柄 | | 3年産－2年産 | | | | |
|--------|------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 福島 | コシヒカリ(中通り) | ▲3,193 | ▲2,589 | ▲2,274 | ▲2,480 | ▲2,255 |
| | コシヒカリ(会津) | ▲2,016 | ▲2,181 | ▲2,546 | 444 | ▲2,387 |
| | コシヒカリ(浜通り) | ▲1,235 | ▲1,950 | ▲2,015 | ▲3,137 | ▲1,871 |
| | ひとめぼれ | ▲3,238 | ▲2,032 | ▲2,649 | ▲1,404 | ▲2,681 |
| | 天のつぶ | ▲2,730 | ▲2,599 | ▲628 | ▲2,615 | ▲2,360 |
| 全銘柄平均 | | ▲1,986 | ▲1,923 | ▲2,019 | ▲1,991 | ▲1,963 |

出典：米に関するマンスリーレポート(令和4年5月号、令和3年7月号)
令和3年産米の相対取引価格・数量(令和4年3月)

イ 農業者等への支援に向けた主な対応

(ア) 支援情報の発信

令和3年12月に「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を更新・公表し、支援施策の活用方法等の情報を発信しました。

(イ) 農林漁業者の経営安定に向けた取組

農林漁業者の経営安定に向けて以下の取組を行いました。

a 農林業セーフティネット資金等制度資金の特例措置（実質無利子、無担保化等）

b 新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3、4年の収入保険に加入する際の保険料の1/3を補助

（R3実績：278件（5,469千円）の補助）

c 米の在庫過剰対策

- ・稲作等経営体支援事業（（県事業）主食用米から非主食用米等への転換を進めるため、土地利用型作物の耕作面積を拡大する農業者に対して奨励金（2,500円/10a、国の都道府県連携助成と併せて合計5,000円/10a）を交付。）
- ・県産米県内消費拡大事業（（県事業）県内量販店及び卸売業者と連携し、県産米を増量（5kgあたり300g増量）して販売する県産米フェアを実施。県内5企業（計146店舗）でフェアを実施。）

(ウ) 影響の大きい品目等の消費・需要拡大

本県の主力品種のうち影響の大きい品目等の消費・需要拡大のため以下の取組を行いました。

a オンラインストアを活用した生産者支援キャンペーンの実施、新規出店者への手数料支援（R3実績：計25者への助成）

11-12-18 農林水産部

新型コロナウイルス感染症対策に関する
農林水産分野支援等情報

福島県農林水産部
(令和3年12月10日更新)

【目次】

| 目次 | ページ |
|---------------------------------------|-----|
| 1 本誌的な情報 | |
| ① 新型コロナウイルス感染症対策に関する最新動向 | 1 |
| ② 新型コロナウイルス感染症対策の支援情報 | 2 |
| ③ 県産米の収入保険制度の活用・活用継続に関するガイドライン（農業者向け） | 3 |
| ④ 県産米の消費拡大と関係している事業等の情報 | 4 |
| 2 県産米の情報 | |
| ① 県産米情報 | 4 |
| ② 消費情報 | 5 |
| ③ 生産情報 | 6 |

「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援情報」表紙

(5) トピックス

●農林水産業振興計画の策定

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と、震災に続く原子力災害により、本県農林水産業はかつてない甚大な被害を受け、深刻な事態に直面しました。

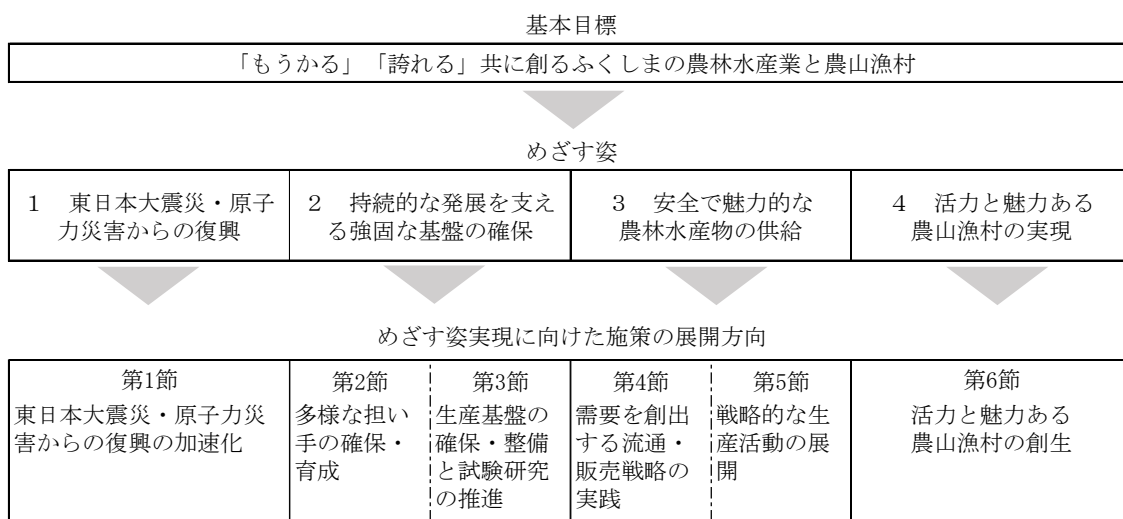
農林漁業者を始め、関係者の懸命な努力により、大きく落ち込んだ農業産出額が令和 2 年に 2,116 億円まで回復し、本県の農林水産業の復興・再生は着実に進んでいます。一方、10 年以上が経過した現在でも、一部の農林水産物に対する出荷制限や根強い風評が残り、また、営農再開が進まない地域があるなど、依然として多くの課題が残っています。

農林水産業や農山漁村を取り巻く環境は大きく変化しています。また、我が国を取り巻く環境も著しく変容を続けており、さらに、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、時代に即した農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくため、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示すものとして、令和 3 年 12 月に福島県農林水産業振興計画を策定しました。

農林水産業振興計画は、令和 4 年度を初年度とし、令和 12 年度を目標年度とする 9 か年の計画となっています。「『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」を基本目標とし、その目標を達成するために下図の体系により各種施策を実施し計画を推進します。

計画を着実に推進するため、毎年度当初に重点的に取り組む施策などを示した「農林水産業施策の基本方向」を策定します。また、各種施策の進捗や成果を点検・評価を毎年度とりまとめ、県民に公表します。



●凍霜害、3月地震の農業等への影響と対応

1 令和3年4月10、11、15日発生の凍霜害

春先から高温傾向で経過したため果樹類の生育が平年より前進化していたことに加え、未明から早朝にかけて -3°C ～ -5°C の強い低温に長時間遭遇する日が複数回あ

ったことから、生産者による防霜資材等を活用した対策も完全な被害回避には至らず、県北や県中地方を中心とした県内全域においてももや日本なし、かき等の果樹類に大きな被害となりました。

このため、農林事務所ではJA等関係団体と連携し、被害のあった農作物等の収量や品質を確保するため、人工授粉や病害虫防除、新梢管理等の技術指導を迅速に実施したほか、結実確保に必要な花粉や防霜資材の購入、さらには園地への防霜ファン等の導入などの凍霜害対策を実施する農業者への支援を行いました。



果実がついていない枝が多い

また、令和3年5月28日から農家経営安定資金（令和3年4月凍霜害災害資金）の融通（※農協取扱いにあつては無利子）を開始し、令和3年4月に発生した凍霜害により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を支援しました。

○利子補給承認実績 件数：34件 金額：65百万円

近年、これまでに経験のない大きな気象災害が毎年のように全国各地で発生しており、本県でも近年の大きな気候変動が原因の果樹病害の大発生や台風などの農業被害が発生しています。県では引き続き、災害に強い産地作りを推進するほか、災害発生時には農業者が意欲を損なうことなく営農を再開し継続できるよう迅速に対応してまいります。

2 令和4年3月16日発生地震被害

被害の概要については、I-1（3）農作物等の自然災害（14～15ページ）に記載のとおりですが、被害地域は県北、県中、県南、会津、相双、いわきの計6地方に及び、農作物等被害額が235,338千円、農地等被害額が2,583,000千円と甚大な被害となりました。

ア 応急復旧に係る支援

農地・農業施設被害に対して、令和4年度の作付けへの影響を最小限に抑えるよう応急復旧工事に着手しています。

| 所在地 | 事業主体 | 地区名 | 工種 | 本・仮 | 着手日 | 復旧内容 |
|-----|-----------|--------|--------|-----|---------|---------------------|
| 新地町 | 新地町 | 相馬左岸幹線 | 水路 | 仮 | R4.4.6 | 松ヶ房ダムから取水する管水路の復旧工事 |
| 玉川村 | 母畑地区土地改良区 | 西ヶ作 | 水路 | 本 | R4.4.15 | 管水路の復旧工事 |
| 三春町 | 三春町 | 西方 | 水路 | 仮 | R4.4.19 | 農業用水貯水槽の復旧工事 |
| 新地町 | 新地町 | 福田 | 集落排水施設 | 本 | R4.5.18 | 管路施設の復旧工事 |
| 矢吹町 | 矢吹町 | 下宮崎 | 田 | 本 | R4.5.23 | 崩落した畦畔の復旧工事 |
| 計 | 3町1土地改良区 | 5地区 | | | | |

イ 農林漁業者の経営安定に向けた取組

被災した農業ハウス・農業用機械の再建・修繕等に要する経費の支援（担い手づくり総合支援事業）や被災した共同利用施設等の修繕、再取得、解体等に係る費用の支援（強い農業づくり整備事業）については、令和4年度の補正予算において対応しています。

●福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例

県内に普及すべき品種の安定的な生産と流通を図るため、優良な品種の開発や決定、それらの品種の原原種苗や原種苗等の生産、種苗生産を行う関係団体等に対する指導や検査等の取組を将来にわたり確実に行っていく必要があることから、本県では「福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」を制定しました。

本条例では、主要農作物として、水稻、大豆、大麦及び小麦の奨励品種、特定農作物として、本県が品種開発した野菜、果樹、花き、そば、オタネニンジン、きのこ及び桑の奨励品種を対象としています。

●高付加価値産地展開支援事業の推進

原子力被災12市町村の営農再開の加速化に向け、生産と流通、加工等が一体となった高付加価値産地を創出する取組を支援する制度を創設しました。

補助対象は、拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の設置を支援する「整備事業」及び、機械リース、生産資材や家畜の導入等を支援する「推進事業」となっております。

令和3年度は、整備事業2件、推進事業1件について、交付決定しました。

- ・整備事業：「相馬カントリーエレベーター・ラック式倉庫」
(実施主体：JAふくしま未来、場所：相馬市)、
「甘藷育苗施設」
(実施主体：㈱福島しろはとファーム、場所：檜葉町)
- ・推進事業：「甘藷生産資材導入（苗用鉄コンテナ）」
(実施主体：㈱福島しろはとファーム、場所：檜葉町)

●新規就農者が7年連続で200人超

令和3年度の新規就農者数は233人となり、7年連続で200人を超えました。

就農形態では、自営就農者数は震災後に減少したものの、近年は震災前の水準に回復しており、6年連続して100人を超える106人となりました。

また、農業法人等の雇用による就農者数は昨年度から38人増加し127人となり、このうち雇用関連事業の活用により就農した方は53人でした。雇用した農業法人数は78経営体（前年度比22増）でした。

就農区分では、新規学卒は34人（前年度比2人増）、Uターンは56人（前年度比8人増）、新規参入は143人（前年度比19人増）となりました。

年齢区別では、45歳未満が全体の80%を占める187人であり、45歳以上は46人でした。男女の構成比は、男性74%、女性26%で、女性の新規就農者は61人となりました。

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）出身の新規就農者数は、17人（新規就農者数の7%）で、このうち新規学卒は15人、既卒（Uターン・新規参入）は2人でした。また、新規学卒のうち雇用就農は12人であり、先進農家留学研修の受入先の法人への就農が増えています（調査期間：令和2年5月～令和3年5月）。

県では、雇用就農を促進するため、就農希望者に対して農業法人でのお試し就農や実践的な技能習得の機会を提供するとともに、就農相談会を開催し、雇用先とのマッチング支援に取り組んでいます。



実践的な技能習得研修の様子
（リモコン草刈り機）



農業人フェアの様子
（福島会場）

●ふくしまGAPチャレンジの取組

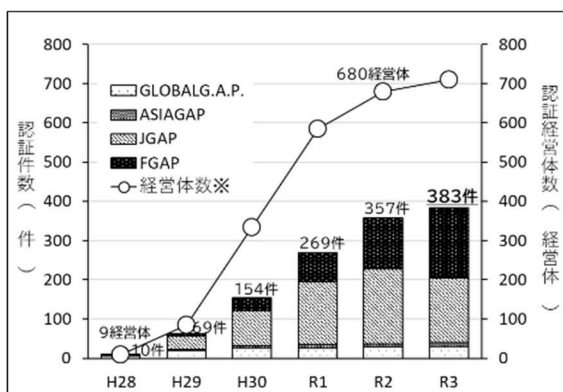
県では、第三者認証GAPへの取組による県産農産物に対する風評払拭に向けて、平成29年5月にJAグループ福島と「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を行い、GAP認証の導入・拡大、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材供給等を通じた国内外への情報発信などに取り組んできました。

この間、GAP認証の取得件数は、10件から大幅に増加し、全国でもトップクラスとなりました。また、GAP認証取得の取組は、農業者だけでなく教育機関にも広まり、高校10校と農業短期大学校で認証を取得し、福島明成高等学校や岩瀬農業高等学校では認証取得品目数が国内の高校において日本一になるなど、「ふくしま。GAPチャレンジ」の大きな成果の一つとなっています。

さらに、昨年度開催された2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、選手村等で、本県産の米やトマト、ももなど計7品目が活用され、その安全性や魅力を広く発信することができました。特に、福島市で開催されたソフトボール競技のアメリカチーム監督が「福島のももはおいしい、デリシャス」と発言したことが大きく取り上げられました。

こうした取組を未来に向けてさらに深化させ、SDGsや「みどりの食料システム戦略」の理念である「持続可能性」を、GAPを通して実現していくため、昨年12月に「ふくしま。GAPチャレンジ2nd STAGE キックオフイベント」を開催しました。

キックオフイベントはJ A福島中央会との共催で、J A福島中央会菅野代表理事会長とともに、平成29年の「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」の立会人であった小泉進次郎衆議院議員にも参加いただき、YouTubeLiveでも配信しました。トークセッションには、認証取得者代表として株式会社吉野家ファーム福島の滝田専務取締役、農業高校代表として福島明成高等学校の生徒、イオン東北株式会社の辻代表取締役社長に出演いただき、「ふくしま。GAPチャレンジ」の『これまで』と『これから』について議論しました。



ふくしま。GAPチャレンジ2nd STAGE キックオフイベント（令和3年12月23日）

●東京オリンピック・パラリンピックにおける県産食材の提供

東京オリンピック・パラリンピックにおいて、選手村等で提供される料理の食材として県産農林水産物を提供し、品質の高さやGAP認証を含む安全・安心の確保の取組を世界に向けて発信しました。

＜選手村カジュアルダイニングにおける県産食材等の活用実績＞

| 食材名 | 食材を活用して提供したメニュー名 |
|--------|--|
| かぼちゃ | 南瓜と人参の煮物 |
| きゅうり | ミックスサラダ |
| トマト | トマトとにんにくのグリル、トマトの煮浸し、おでん夏バージョン、鮭ザンギの国産はちみつレモンソース |
| ミディトマト | トマトとにんにくのグリル、トマトの煮浸し |
| もも | フルーツ盛り |
| たまねぎ | 鮭と野菜の味噌汁 |
| 米 | 白米、おにぎり（のり佃煮）（鮭塩糰）（梅） |

＜選手村メインダイニングホール、クラブ&ゴー、スタッフダイニングにおける県産食材等の活用実績＞

米、きゅうり、トマト

＜学校が提供した食材＞

福島明成高校（米、もも）、岩瀬農業高校（米）、耶麻農業高校（米）、会津農林高校（米）、磐城農業高校（米）、相馬農業高校（米、トマト）、白河実業高校（米）、

修明高校（ミディトマト）、安達東高校（たまねぎ）、農業短期大学校（米）

●アメリカ等での食品輸入規制撤廃・緩和

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、本県産食品の輸入規制は、一時55の国と地域で措置されていましたが、日本政府等と連携しながら、本県産農林水産物等の安全性や魅力を海外に積極的に発信する取り組みを続けてきた結果、規制措置は令和3年度にシンガポール（5/28）と米国（9/22）で撤廃、EU（10/10）と台湾（2/21）で緩和されるなど、これまで41の国と地域で撤廃されました。

本県産食品の輸出は既に震災前を上回り、ほぼ毎年、過去最高の輸出量を更新している状況である中、特に、最大の友好国である米国の規制撤廃と、震災前の最大の輸出先であった台湾の規制緩和の意義は大きく、福島県産品に対する海外の規制は転換点を迎えたと言えます。

なお、令和3年度の規制撤廃を受け、米国においては、ニューヨークやサンフランシスコの5店舗の高級飲食店において福島牛と県産酒をメインとした特別メニューを設定してプロモーションを実施したほか、東海岸に多店舗展開する量販店で、福島県産品フェアを行ない、県産品の継続取引につながりました。

今後も、輸入規制を措置している国や地域に対して、規制撤廃に向けて県産農林水産物等の安全性や魅力を積極的に発信してまいります。



飲食店フェアの実施店舗の一つ Futago のメニューと福島県産牛・県産酒を楽しむ顧客



量販店フェアの実施店舗の一つ Maruichi Boston Select 店とフェアの風景

●「福、笑い」本格デビュー

日本一の米を目指して、新しい県オリジナル米「福、笑い」が令和3年10月28日に本格デビューしました。ブランドイメージを確立し、「福、笑い」のファンを獲得するため、外部アドバイザーの協力を得ながら、関係団体と連携して販売先、販売方法及び価格帯等を意識した戦略的なプロモーションを実施しました。

デビューイベント

デビューイベントにおいては、テレビCMのお披露目、特別ゲストとのトークセッション等によりマスメディアへの露出を図り、話題喚起及び認知向上につなげました。

プロモーション

「福、笑い」の世界観を表現したテレビCMによるプロモーションをはじめ、飲食店とのタイアップ、フェア、ポップアップストアなどを展開し、話題化を図るとともに、キャンペーンやギフト展開などで販売を促進しました。



デビューイベント

●イチゴ新品種の開発

農業総合センターではイチゴ新品種「福島 ST14 号」を開発しました。本県のイチゴのオリジナル品種としては「ふくはる香」「ふくあや香」以来、3番目となる品種で、生産者から生育と食味の良さ、市場関係者から食味の良さを評価されたことから、品種化されました。「とちおとめ」と比べ、甘みと香りが強く、橙色がかった鮮やかな赤色で、大粒の果実が多く、形が良い特長を持っています。令和4年に新しい名称が決定し、デビューする予定です。



福島 ST14 号

●A I 肉質評価システムによる良質和牛の増産

県内肉用牛農家による優良な素牛の導入を支援するとともに、その素牛を福島イノベーション・コースと構想に基づく先端農業ロボット研究開発事業により開発した国内初の最新A I 肉質評価システムを活用して肥育することにより、高品質な「福島牛」を定時・定量出荷することによりブランド力の強化を図りました。

【令和3年度の取組】

1 地域におけるA I 肉質評価システム体制整備

(1) 家畜生体肉質測定機器の導入とA I 肉質評価拠点の整備

ア 導入場所 農林事務所農業振興普及部等4台 各家畜保健衛生所4台
農業総合センター畜産研究所2台 合計10台設置

イ A I 評価実施拠点 県中農林事務所農業振興普及部、会津農林事務所農業振興普及部、相双農林事務所農業振興普及部合計3箇所

(2) 肉質診断技術習得研修会等の開催

開催場所 農業総合センター畜産研究所

対象者 農業普及員、家畜保健衛生所職員

開催回数 24回/年

2 肉用牛農家による優良な素牛の導入支援

(1) 事業実施主体

全国農業協同組合連合会福島県本部、(一社)福島県配合飼料価格安定基金協会

(2) 導入頭数

ア 全国農業協同組合連合会福島県本部 744頭

イ (一社)福島県配合飼料価格安定基金協会 102頭

【今後の取組】

令和3年度に導入した846頭の優良素牛に対し、各地域の農林事務所農業振興普及部、普及所、家畜保健衛生所職員が中心となり、A I 肉質評価に基づく、飼養管理技術支援を実施することにより高品質な「福島牛」を増産します。



肉質診断技術習得研修会



枝肉画像取得研修会

●福島県農業農村整備推進方針の策定

「福島県農林水産業振興計画」における、農業農村整備分野の推進方向を具現化するために、新たに「福島県農業農村整備推進方針」を令和4年3月に策定しました。

震災や災害からの復旧・復興を着実に推進するとともに、多様な農業者が「誇り」と「希望」を持って魅力ある産業として持続的に営む力強い農業の実現と快適に居住できる農村づくりを目指します。



各計画の関係

●防災重点農業用ため池の整備及びハザードマップの作成

【防災重点農業用ため池の整備】

農業用ため池は、多くが明治以前に築造されており、老朽化・劣化が進んでいることに加え、近年の頻発化、激甚化する豪雨等により農業用ため池が決壊することに伴う下流域の家屋等への被害発生が懸念されています。

このため、令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下、「ため池工事特措法」という。令和12年度までの時限立法）が施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な対策を講ずることとなりました。

ため池工事特措法に基づき、令和3年2月に「防災重点農業用ため池」を指定し、同3月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定しました。

推進計画では、法の前半となる令和7年度までに、ため池の劣化状況等を把握する劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を行い、ため池の現状を把握することとしています。

また、劣化状況評価等の結果を踏まえ、令和12年度までに約120箇所の防災工事に着手することとしています。

引き続き劣化状況評価等及び防災工事を推進してまいります。

【ハザードマップの作成】

ため池決壊時のソフト対策として、防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し、防災・減災対策を進め住民の安全確保を図っています。

作成したハザードマップについて、住民に対して周知することが重要となりますが、今後も継続的に周知を図ることとしています。



防災工事施工前



防災工事施工後

Ⅱ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

令和3年度の施策の概要

令和3年度においては、当初、令和3年度スタートを予定していた次期農林水産業振興計画の策定延期に伴い、「令和3年度ふくしま農林水産業振興施策コンセプト」に基づき、「東日本大震災・原子力災害からの復興」、「持続的な発展を支える強固な基盤の確保」、「安全で魅力的な農林水産物の供給」、「活力と魅力ある農山漁村の実現」の4つの柱を軸として施策を展開しました。

「東日本大震災・原子力災害からの復興」のため、引き続き被災した農地・農業用施設の復旧に取り組んだほか、ほ場整備と一体的な農地集積による面的再開を進めました。また、福島県営農再開支援事業や原子力被災12市町村農業者支援事業等により、避難地域等における営農再開に向けた取組を進めるとともに、高付加価値産地の創出を支援する福島県高付加価値産地展開支援事業を創設しました。県産農林水産物の風評払拭を図るため、消費者や流通関係者等の信頼回復に向け、マスメディアを活用した県産農林水産物のPRやトップセールスによる消費拡大等、効果的かつ戦略的なプロモーションを積極的に展開しました。

「持続的な発展を支える強固な基盤の確保」のため、人・農地プランに位置づける中心経営体の育成や、新規就農者の確保・育成、女性農業経営者の育成、人・農地プランの作成の推進、集落営農の推進等、様々な担い手を育成するとともに、ほ場の大区画化と高収益作物の導入、農地中間管理事業による担い手への農地集積など、持続可能な生産構造を支える人材の確保と生産基盤の整備に向けた取組を推進しました。また、産地の生産力・競争力の強化につながる戦略的な新品種・新技術の開発に向けて、「ふくしま」ならではのオリジナル品種やおいしさの見える化技術の開発を進めました。

「安全で魅力的な農林水産物の供給」のため、放射性物質検査の徹底と検査結果のわかりやすい情報発信を行うとともに、「ふくしま県GAP（FGAP）」を含むGAPの取得拡大と消費者や流通関係者の認知度向上のための情報発信に取り組みました。また、地産地消の推進に向けて、県産農林水産物を販売・使用している応援店の活動支援や学校等の給食における食材購入経費の支援、先進的な食育活動実践者の学校等への派遣等の取組を推進しました。戦略的な生産活動の展開に向けて、情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業の導入推進、有機栽培等の環境と共生する農業の推進、主食用米から非主食用米等への転換、収益性の高い園芸品目の産地づくりを推進する「福島県園芸振興プロジェクト」の推進、AIを活用した肉質診断技術の開発と「福島牛」のブランド化等に取り組みました。

「活力と魅力ある農山漁村の実現」のため、地域ぐるみで取り組む農地の保全管理等への支援、都市住民とのオンライン交流イベントの開催、棚田等の地域資源の活用促進、「田んぼの学校」等の農育活動の支援等、農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮に資する取組を推進しました。また、快適で安全な農山漁村づくりに向けて、鳥獣被害の防止に関する総合的な対策の推進、農業用ため池の改修やハザードマップの作成などの取組を進めました。地域資源を活用した取組として、豊かな農林水産資源を活用した地域産業6次化の推進や中山間地域における林と農を組み合わせた周年雇用営農モデルの創出、おたねにんじんやエゴマ等の地域特産物の生産振興と活用促進のためのPRを支援しました。

1 東日本大震災・原子力災害からの復興

1.1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

(1) 被災農地・農業用施設等の災害復旧

ア 農地・農業用施設等の復旧

(ア) 被害の概要

- ・ 総被害額 2,374 億円（※浜通りの被害額 1,987 億円（総被害額の 84%））

各工種の被害額 (平成 24 年 1 月 31 日集計)

| 工種 | 箇所数 | 被害額 (億円) | 備考 |
|----------|-------|----------|---------|
| 農地 | 1,799 | 943 | |
| 農業用施設 | 3,749 | 935 | |
| 農村生活環境施設 | 141 | 242 | 農業集落排水等 |
| 海岸保全施設 | 20 | 254 | |
| 合計 | 5,709 | 2,374 | |

※原発から 30km 圏内は基本的に航空写真を活用して被災状況を把握できるもののみを計上

(イ) 災害査定概要

各工種における災害査定額 (令和 4 年 3 月 31 日集計)

| 工種 | 箇所数 | 査定額 (億円) |
|-------------|-------|----------|
| 農地 | 756 | 604 |
| 農業用施設 | 1,445 | 330 |
| 農村生活環境施設 | 128 | 84 |
| 海岸保全施設 (農地) | 30 | 201 |
| 合計 | 2,359 | 1,219 |

(ウ) 災害復旧事業概要

農地・農業用施設等の被害箇所について、営農の早期再開に向け復旧工事を実施しました。また、復旧事業を行った市町村等に対して補助金を交付しました。

(エ) 令和 3 年度の実施結果

平成 23 年度から令和 3 年度に実施した災害査定 2,359 箇所のうち、1,988 箇所で復旧工事が完了しました。

令和 3 年度は、地震により被災した大熊町のため池（2 地区）の災害査定を実施しました。今後も、避難指示の解除等に伴い、順次災害査定を実施していきます。

(2) 農業者への支援

ア 避難地域における営農再開状況

避難指示がなされた区域等における令和 3 年度末現在の営農再開面積は 7,370ha、

再開率は 42.6%となっており、市町村別の状況は、以下のとおりです。

| 市町村名 | 川俣町 | 田村市 | 南相馬市 | 広野町 | 楡葉町 | 富岡町 | 川内村 | 大熊町 | 双葉町 | 浪江町 | 葛尾村 | 飯舘村 | 原子力被災 12市町村 合計 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|----------------------|
| 営農休止面積 (平成23年12月末) | 375 | 893 | 7,289 | 269 | 585 | 861 | 605 | 936 | 723 | 2,034 | 398 | 2,330 | 17,298 |
| 営農再開面積 (令和3年度末) | 213 | 508 | 4,572 | 209 | 389 | 119 | 363 | 0 | 0 | 272 | 68 | 656 | 7,370 |
| 営農再開率 | 56.8% | 56.9% | 62.7% | 77.7% | 66.5% | 13.8% | 60.0% | 0% | 0% | 13.4% | 17.1% | 28.2% | 42.6% |

イ 浜地域農業再生研究センターにおける営農再開支援の取組

平成 28 年 3 月 25 日に開所した「浜地域農業再生研究センター」では、農業者や市町村等の要望を踏まえ、国や県が開発した基幹技術等をベースとして、地域の営農再開や再生の段階に応じた実証研究を行っています。

令和 3 年度は 11 市町村 29 カ所で実証研究に取り組み、研究で得られた成果等は技術移転セミナー（令和 3 年度実績；4 回、参加者：89 名）や研究成果発表会（参加者：42 名）等で公表するとともに、営農相談（令和 3 年度実績：222 件）を実施するなど、積極的な情報提供に努めました。



浜地域農業再生研究センター



緑肥作物（ヘアリーベッチ）を活用した土づくり

ウ 福島県営農再開支援事業の取組

東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示がなされた区域等においては農業者の帰還や営農再開に向け、農地の除染はもとより、農業者が安心して営農再開できる環境づくりに取り組む必要があります。

そこで、営農再開に向けた一連の取組を支援するため、国の平成 24 年度補正予算で措置された 231 億 8,500 万円を福島県原子力災害等復興基金（営農再開）に受け入れ、福島県営農再開支援事業を実施しています。

令和 3 年度は、放射性物質の吸収抑制対策に 21 市町村で取り組んだほか、除染後農地等の保安全管理（南相馬市、大熊町、双葉町等 7 市町村）、鳥獣被害防止緊急対策（南相馬市、浪江町、飯舘村等 12 市町村）、避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援（南相馬市、楡葉町、浪江町等 9 市町村）などに取り組みました。

【福島県営農再開支援事業のメニュー内容】（令和3年度）

1 避難区域等における営農再開支援

- (1) 除染後農地等の保全管理
- (2) 鳥獣被害防止緊急対策
- (3) 放れ畜対策
- (4) 営農再開に向けた作付・飼養実証
- (5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
- (6) 放射性物質の交差汚染防止対策
- (7) 新たな農業への転換支援
- (8) 家畜の導入支援
- (9) 水稻の作付再開支援
- (10) 除染後農地の地力回復対策
- (11) 地域営農再開ビジョン策定支援
- (12) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援

2 放射性物質の吸収抑制対策

- (1) 放射性物質の吸収抑制対策
- (2) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

3 特認事業

- (1) 営農再開に向けた復興組合支援
- (2) 稲作生産環境再生対策
- (3) 農業者の安全管理支援
- (4) 斑点米対策
- (5) 作付再開水田の漏水対策
- (6) 「たらのめ」生産再開支援
- (7) 作付再開に伴う水稻苗の供給支援
- (8) 避難指示解除区域における飼料生産供給対策
- (9) 除染後牧草の品質・生産性回復対策
- (10) 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制整備支援
- (11) 集落単位等の作付管理
- (12) 避難区域等における農業者等の確保支援
- (13) 担い手への農地集積に向けた準備への支援
- (14) 作付再開水田の均平化支援
- (15) 公共牧場等の再生利用支援

エ 福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の取組

原子力被災12市町村における営農再開等を促進することを目的に、営農再開等に取り組む農業者の生産等に必要な農業用機械、施設等の導入を支援しました。

・件数：99件

・補助金額：540, 582千円



施設の導入（育苗ハウス）



農業用機械の導入（トラクター）

オ 福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業の取組

（公社）福島相双復興推進機構が原子力被災12市町村において実施する農産物の販路開拓のコンサルティング等に要する経費（73,561千円）を支援しました。

カ ほ場整備と一体的な農地集積による面的再開

【ほ場整備による津波被災及び原子力災害からの復旧・復興】

東日本大震災による津波被災地域及び福島第一原子力発電所事故に伴う被災12市町村内では、ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、福島再生加速化交付金等を活用し、平成24年度以降約3,480ha（41地区）でほ場整備事業を実施しており、令和3年度末時点で、約2,280haで営農再開が可能な状態まで整備が完了しました。



飯崎地区整備状況（南相馬市小高区）



水田の汎用化に向けた暗渠排水工事

キ 県内外の避難先における一時就農の支援

原子力被災12市町村から避難した農業者の生活再建を図ることを目的とし、原子力被災12市町村外（県外を含む）の避難先で農業経営を再開する際に必要な農業用機械・施設等の導入支援を行う避難農業者経営再開支援事業について、避難者への広報活動を通じて、その周知を図りました。

ク 農業者向け金融支援策の実施

農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）及び農業近代化資金（復興）

を融通し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により、被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援しました。

※ 農家経営安定資金に係る農協取扱いにあっては無利子

利子補給承認実績（令和3年度）

| 資金名 | 件数 | 金額 |
|-------------|-----|--------|
| 農業近代化資金（復興） | 28件 | 337百万円 |

※ 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）は実績なし

（3）放射性物質対策等の推進

ア 農地土壌における放射性物質の調査

県農業総合センターでは、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、農林水産省や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センターとともに、土壌調査を平成23年3月から継続して実施し、放射性物質濃度の経年変化と動態予測などの研究に取り組んでいます。この研究で得られた農地土壌の放射性物質濃度と空間線量から、市町村別の「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成し、公表しました。

（ア）農地土壌調査

平成23年度から令和3年度まで、延べ6,073点を調査しました。令和3年度は、水田を始め、畑地や牧草地、樹園地、321地点の土壌とそこで栽培されている農作物に含まれる放射性物質の濃度を測定しました。

（イ）農地土壌の放射性物質濃度分布図

農地土壌調査と原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの空間線量率データから、農地土壌の放射性セシウム濃度を推計し、「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成しました。

令和3年12月24日公表の最新の測定値を前回（令和2年12月25日）と比較したところ、避難指示区域外の水田で1%、畑で7%の低下、牧草地及び樹園地で9%の低下が確認されました。

イ 放射性物質除去・低減技術開発の推進

農業総合センターでは、農林水産省農林水産技術会議、国立研究開発法人農研機構、大学等と連携し、放射性物質除去・低減技術の開発に取り組んでいます。

研究成果は、「放射線関連支援技術情報」として取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、市町村や関係団体に対する成果説明会等の開催により、成果の周知を行っています。

（ア）主な研究課題

- ・ 放射性物質の分布状況の把握
- ・ 農用地等の放射性物質の除去・低減技術の確立
- ・ 放射性物質の吸収抑制技術等の確立

(イ) 主な研究成果

「ラッカセイの放射性セシウム吸収特性」、「原木シイタケ栽培におけるブロックによる¹³⁷Cs汚染低減効果」、「海底土の¹³⁷Csが消化器官を介して魚類筋肉へ及ぼす影響」、「ヤマメを用いた¹³⁷Cs取込排出個体別飼育試験」の研究成果を取りまとめ、放射線関連支援技術情報として公表しました。

ウ 除染の実施

(ア) 汚染状況重点調査地域の農用地等の除染の実施状況

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)の農用地等の除染は、平成30年3月末に完了しました。

○除染実施面積：水田 19,538ha、畑地 3,171ha、樹園地 5,390ha、
牧草地 2,962ha、農業水利施設 687.1ha

(イ) 除染特別地域の除染の実施状況

環境省が行う除染特別地域内の農用地等の除染は、帰還困難区域を除き、平成29年3月末に完了しました。

除染特別地域の農用地等除染の実施状況

| | 農用地 | | | 森林 | | |
|------|--------------|-------------|------|--------------|-------------|------|
| | 対象数量 (ha) | 実績量 (ha) | 進捗率 | 対象数量 (ha) | 実績量 (ha) | 進捗率 |
| 川俣町 | 610 | 610 | 100% | 730 | 730 | 100% |
| 田村市 | 140 | 140 | 100% | 280 | 280 | 100% |
| 南相馬市 | 1,600 | 1,600 | 100% | 1,600 | 1,600 | 100% |
| 檜葉町 | 830 | 830 | 100% | 740 | 740 | 100% |
| 富岡町 | 750 | 750 | 100% | 790 | 790 | 100% |
| 川内村 | 130 | 130 | 100% | 210 | 210 | 100% |
| 大熊町 | 170 | 170 | 100% | 200 | 200 | 100% |
| 双葉町 | 100 | 100 | 100% | 25 | 25 | 100% |
| 浪江町 | 1,400 | 1,400 | 100% | 510 | 510 | 100% |
| 葛尾村 | 570 | 570 | 100% | 690 | 690 | 100% |
| 飯館村 | 2,400 | 2,400 | 100% | 2,100 | 2,100 | 100% |
| 合計 | 8,700 | 8,700 | 100% | 7,875 | 7,875 | 100% |

出典：環境省公表資料

(ウ) 除染特別地域における仮置場の原状回復

除染特別地域の仮置場となっている農地の原状回復に向けて、国との意見交換を行い、国は平成30年4月、仮置場の現状回復に係る現場手順書（第1編：水田）を策定しました。その後の現地調査結果等を踏まえ、平成31年4月、現場手順書が改定されるとともに、畑地の現場手順書（第2編）が策定されました。

エ 放射性物質の農作物への吸収抑制対策の推進

福島県営農再開支援事業を活用し、カリ肥料の施用等による放射性物質の吸収抑制対策の取組を支援しました。

- ・ 市町村数：21
- ・ 対象作物：水稲、そば、大豆等

オ 農業用ダム・ため池の放射性物質対策

中通り・浜通りに位置するため池のうち、底質に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障が生じるため池について、営農再開と農業復興の観点から影響を低減することを目的とし対策を実施しています。

また、農業用ダム内に蓄積されている放射性物質の流失に対する評価と農業用水の安全確保に資するため、動態解析、予測解析を実施しています。

【対策の状況】

平成24年度から開始した実証事業のデータと知見を基に、現在、県内の各市町村において、ため池放射性物質対策が進められています。対象となる42市町村のうち、対策不要は15市町村、完了したのは21市町村で、6市町村が対策を進めています。

【県の取組】

県ではこれまでの実証事業により確立した対策技術を生かし、市町村の先進事例となるよう、平成28年度から19か所で県営ため池放射性物質対策モデル事業を実施しています。

また、農業用ダムの動態解析、予測解析を実施しています。



直接掘削による除去工



モデル事業の研修会（大型土のう製作状況）

1.2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

（1）福島イノベーション・コースト構想における農林水産分野の取組

平成29年5月19日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、県は重点推進計画に「福島イノベーション・コースト構想」を位置づけ、平成30年4月25日に認定を受けた後、令和2年5月1日に重点推進計画変更の認定を受けました。

本計画においては、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向け、国、県、関係市町村、企業、関係機関等の関係者が一丸となって、積極的な挑戦（チャレンジ）に取り組んでいくこととしています。

【重点推進計画「福島イノベーション・コースト構想」の農林水産分野内容】

- ① 先端技術等の導入による新しい農業の推進
- ② 林業の再生と県産材の新たな需要創出
- ③ 水産研究の拠点の活用等による新たな水産業の確立
- ④ 先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の推進
- ⑤ 農林水産分野における技術開発・実用化の推進
- ⑥ 「ふくしま」ならではの確固たるブランドの確立

(2) 農業への企業参入促進

ア 企業の農業参入支援

(ア) 企業の参入に向けた支援

企業等が地域と連携した農業参入を支援し、本県農業の復興、多様な担い手の確保、被災者等の雇用拡大に資することを目的に、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構等と連携しながら、試験ほ場等の設置支援(2社)、参入希望企業の現地案内(9社)を実施し、令和3年度に4社が新規参入しました。

(イ) 農業参入に係る情報収集

継続的に企業の農業参入を進めるために、県内及び首都圏等で参入を見込む企業の意向調査(41社)や企業の参入優良事例調査(10社)等に取り組みました。

イ 企業の農業参入に係る情報発信

浜通り地域等の現在と未来展望を積極的に発信し、正しい理解を促進するために、セミナー・相談会(2回14社参加)や現地見学ツアー(4社参加)の開催、企業参入フェアへの出展(2回)、パンフレットの作成配布等に取り組みました。

また、広く浜通り地域等への企業参入を周知するために、優良事例を含めた紹介動画を3種類作成し、福島県公式YouTubeで配信しました。

(3) 農地中間管理機構による担い手への農地集積

原子力被災12市町村における営農再開の加速化を図るため、福島復興再生特別措置法の改正(令和3年4月1日施行)を受け、令和3年度から、これまで市町村が作成・公告することで利用権設定の効果が発生する農用地利用集積計画に加えて、県では、農地中間管理機構(福島県農業振興公社)を通じて、農用地の借り受けと担い手への再貸し付けを一体的に利用権設定することが可能な農用地利用集積等促進計画を作成・公告し、担い手への農地集積・集約化を促進しています。

また、農地中間管理機構では、新たに被災地域対策室を設置するとともに、原子力被災12市町村に現地コーディネーター12名を配置し、農業者の意向把握や人・農地プランの策定、農地のマッチング等に取り組んでいます。

令和3年度、避難指示解除等地域における農地中間管理機構を通じた農地集積面積は685haであり、累計で2,036ha(令和3年度営農再開面積7,370haに占める割合27.6%)

となりました。

(4) 生産・加工等が一体となった高付加価値産地の創出

「I-1 令和3年度の農業及び農村の動向」(5)トピックス 高付加価値産地展開支援事業に記載のとおりです。

(5) 東日本大震災復興特別区域法に基づく取組

ア 復興推進計画

復興推進計画は、東日本大震災からの復興へ向けた取組を推進するため、県及び市町村が単独又は共同で作成することにより、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けることが可能となる計画です。令和2年3月3日に閣議決定された復興庁設置法等の一部を改正する法律案において特区法が一部改正され、復興特区税制に関しては対象地域を重点化した上で適用期限が延長されることとなりました。

(ア)「ふくしま産業復興投資促進特区（農林水産業特区）」の認定

平成24年4月20日に製造業等を対象とした「ふくしま産業復興投資促進特区」（県と59市町村との共同申請）の認定を受けました。

その後、農林水産関連産業についても対象とするため、平成25年6月21日にいわき市と県が共同で変更申請を行い同年7月5日に認定を受けるとともに、同年11月18日に52市町村と県が共同で変更申請を行い11月29日に認定を受けました。（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、檜枝岐村については未申請）

さらに、平成29年2月7日に、田村市の一部地域（都路地区等）を新たな農林水産分野の区域として追加するため変更申請を行い、同年2月28日に認定を受けました。

(イ) 特区の指定状況

税制上の特例を受けるため、事業者は市町村へ申請し、指定を受けます。

農林水産分野における指定状況は次のとおりです。

【指定状況（令和4年3月末現在）】

- ・ 指定件数 248件 指定事業者数 233件
- (内訳) 農業関連産業 132件（前年度比+1件）
- 地域資源活用型産業（林業） 5件（前年度比+1件）
- 水産関連産業 103件（前年度比+4件）

※ 同一事業者が複数の業種に該当する場合がありますため、指定事業者数と一致しません。

<税制上の特例の概要>

(1) 国税：法人税（個人事業主の場合は所得税）

ア 新規立地促進税制（特区法第40条）

再投資等準備金積立額の損金算入及び再投資時等の即時償却

- イ 事業用設備等に係る特別償却（特区法第 37 条）
機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
 - ウ 法人税等の特別控除（特区法第 38 条）
被災被用者の給与等支給額の 10%を税額控除
 - エ 研究開発税制の特別償却（特区法第 39 条）
開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除
- (2) 地方税
- ア 地方税の課税免除又は不均一課税（特区法第 43 条）
施設・設備等の新・増設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除・不均一課税

イ 復興整備計画

(ア) 復興整備計画

復興整備計画は、復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地や農業生産基盤の整備等を図る各種事業を対象に、これらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるために策定される計画です。

復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な手続のワンストップ処理等）が適用されるとともに、復興整備協議会や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許認可等があったものとみなされます。

農地転用の特例措置については、当初は沿岸部の津波被災地域に限り適用されており、内陸部の原発被災地域である市町村では特例措置が受けられない状況にありましたが、平成 26 年 1 月に農地法施行規則が改正され、内陸部の原発被災地域でも特例措置を受けられるようになりました。

また、平成 26 年度、県が国に求めていた、避難指示の対象となった区域における復興整備計画の作成に関して、農地転用に係る手続の簡素化が図られました。

(イ) 復興整備協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成し、実施していくため、幅広い関係者の意見を集約するとともに、許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で設立する組織です。

令和 3 年度は、下表のとおり復興整備協議会が開催されました。

令和3年度 復興整備協議会開催状況

| 日時 | 市町村 | 協議案件 |
|------------|------------|---|
| 令和3年5月20日 | 浪江町 | 農地転用（防災拠点整備事業関係） |
| 令和3年7月28日 | 大熊町 | 都市計画の変更（大熊町復興拠点整備事業関係） |
| 令和3年11月26日 | 双葉町 浪江町 | 都市計画の変更（中野地区復興産業拠点整備事業関係）、整備計画への掲載（公共災害復旧事業、双葉町消防団第2分団屯所新築工事事業関係）、都市計画の決定（浪江駅周辺地区-団地の復興拠点市街地形成事業関係） |

1.3 風評の払拭

(1) 風評の払拭に向けた取組

原子力災害に伴う県産農林水産物の風評払拭を図るため、消費者や流通関係者等の信頼回復に向け、マスメディアを活用したPRを始め、効果的かつ戦略的なプロモーションとリスクコミュニケーションを積極的に展開しました。

ア 県産農林水産物の魅力発信

(ア) マスメディアを活用した県産農林水産物のPR

マスメディア等を活用し、県産農林水産物の魅力や安全確保対策のPRを行いました。

a テレビによるPR

旬の農林水産物の魅力や安全への取組を広くPRするため、県産農林水産物の流通実態に応じ、県内や首都圏などで放映しました。

(a) テレビCM

- ・ 登場篇 7月12日～7月21日【首都圏】
7月15日～7月21日【北海道・関西・中京・沖縄】
7月10日～7月16日【福島県内】
- ・ 桃篇 7月12日～8月10日【首都圏】
7月15日～8月10日【北海道・関西】
7月10日～8月10日【福島県内】
- ・ 夏野菜篇 7月12日～8月20日【首都圏】
7月15日～8月20日【関西】
7月10日～8月20日【福島県内】
- ・ 水産物篇 7月15日～8月20日【首都圏・中京】
10月1日～10月7日【関西】
7月10日～8月20日【福島県内】
- ・ お米篇 10月20日～11月30日【首都圏・北海道・関西・沖縄・福島県内】
- ・ 牛肉篇 10月20日～12月15日【首都圏・福島県内】

(b) パブリシティ

CM放送に合わせ、テレビ番組内でパブリシティを10回実施

b 公共交通機関におけるPR（都営地下鉄）

情報発信効果を高めるため、テレビCMの放映時期などに合わせて実施しました。

(a) 駅貼り広告

主要10駅(新橋・東銀座・日本橋・日比谷・巣鴨・市ヶ谷・九段下・上野御徒町・六本木・新宿)で8回掲示

- ・ 7月：桃
- ・ 8月：夏野菜・水産物
- ・ 9月：キービジュアル
- ・ 10月：お米
- ・ 11月：牛肉
- ・ 1月：牛肉・水産物

(b) 中吊り広告

都営地下鉄4路線（浅草線、三田線、新宿線、大江戸線）で6回掲示

(イ) 水産物のPR

本県の漁業や水産物に対する理解の醸成を進め、根強く残る風評の払拭を図るため、本県の漁業が持つ魅力や水産物のおいしさ等の情報を、テレビや新聞等の各種メディア連携による産地取材企画やコラム記事等により、県内外に発信しました。

a テレビ・ラジオでの発信数：26回

b 新聞での発信数：16回

イ 県産農林水産物の消費拡大

(ア) トップセールスによる販売プロモーション

関係団体等と連携しながら、県産農林水産物の魅力をPRするとともに販路の回復・拡大に結びつける活動を実施しました。

a 知事

令和3年7月13日 市場リモートトップセールス

(東京都中央卸売市場大田市場)

令和3年7月13日 市場リモートトップセールス(大阪市中央卸売市場本場)

令和3年7月16日 市場リモートトップセールス(札幌市中央卸売市場)

令和3年7月16日 JAふくしま未来直売所「みらい百菜館んめ〜べ」におけるトップセールス

令和3年7月30日 イオンりんくう泉南店におけるオンライントップセールス

令和3年10月30日 「おいしい ふくしま いただきます!」キャンペーン

- (ヨークベニマル横塚店)
- 令和3年11月4日 イトーヨーカドーアリオ橋本店におけるオンライントップセールス
- 令和3年11月13日 「おいしい ふくしま いただきます!」キャンペーン
(イオンモールいわき小名浜店)

b 部長等

- 令和3年7月22日 「ふくしまうまいもの市」意見交換会 (イオン福島店)
- 令和3年10月15日 「ふくしまうまいもの市」意見交換会 (イオン福島店)
- 令和3年10月23日 「まるごと福島フェア」 意見交換会 (イオン板橋店)

(イ) 「福島プライド。」フェアの開催

福島県産の桃や夏野菜等の最盛期に合わせ、都内量販店等において「ふくしまプライド。」フェアを開催し、県産農林水産物の販路拡大を図りました。

【実施店舗数】20企業、51回、延べ646店舗

(ウ) 県産農林水産物等販売コーナーの設置

都内量販店等において県産農林水産物の販売コーナーを一定期間設置し、販売促進活動を実施しました。

【設置店舗数】17企業、延べ437店舗

ウ 多様な販路の確保と販売力の強化

販路の回復・拡大を図るため、商談会の開催や生産者等によるオンラインストアでの販売促進を行いました。

(ア) 商談会

a オンライン商談会

首都圏の飲食事業者等をターゲットとして、オンラインによる商談会を開催しました。

- ・ 日 時：令和3年9月8日
- ・ 参加者：30事業者が出展 (バイヤー52名参加)

b 事前セミナー

商談会に参加する県内農林水産物生産者等に対して、商談状況に合わせたテーマの研修を実施し、営業力の強化を図りました。

- ・ 事前セミナー (3回)
- ・ フォローアップセミナー (1回)

c 飲食店とのタイアップフェア

首都圏の飲食店において、商談会に参加した生産者の県産農林水産物を活用したタイアップフェアを実施しました。

- ・ 日 時：令和3年8月～令和4年3月
- ・ 実施店舗：43店舗

(イ) 産地視察ツアー

県内外の流通・小売・宿泊・飲食事業者等を対象として、県内産地等をオンラインで紹介する産地視察ツアーを実施しました。(5コース)

- ・ 日 時：令和3年8月～令和4年1月
- ・ 参加者：延べ127名

(ウ) 県内宿泊施設とのタイアップフェア

県内の宿泊施設において、県産食材を活用したメニューを提供するタイアップフェアを実施しました。

- ・ 日 時：①令和3年7月17日～8月31日
②令和3年12月25日～令和4年1月31日
- ・ 実施施設：①38施設
②140施設

(エ) オンラインストアによる販売促進

a オンラインストアによる販売促進キャンペーン

大手オンラインストアである楽天、アマゾン、ヤフーにおいて、販売促進キャンペーンをそれぞれ5回実施しました。

- ・ 第1回 令和3年6月17日～8月3日
- ・ 第2回 令和3年8月27日～11月25日
- ・ 第3回 令和3年11月19日～令和4年1月2日
- ・ 第4回 令和4年1月10日～3月25日
- ・ 新規店・新商品応援企画 令和4年1月14日～2月22日

b 出店者の確保及びスキルアップ

出店希望者等への説明会を実施し、出店者を確保するとともに、講座や勉強会の開催により、県内事業者のスキルアップを図りました。

- ・ オンラインストア活用セミナー(2回)
- ・ オンラインストア活用フォローアップセミナー(5回)
- ・ 各オンラインストア主催のセミナー(17回)

(2) 農産物等の安全・安心を確保する取組

ア 緊急時環境放射線モニタリング

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく県防災計画の一環として、農林水産物の緊急時環境放射線モニタリング(以下「モニタリング検査」という。)を実施するため、平成23年9月に農業総合センター内に分析課を設置、ゲルマニウム半導体検出器10台(現在11台)を整備し、「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」に基づき、計画的に検査を実施しています。

○ モニタリング検査の検査手順

農林事務所等が計画的に検体を採取し農業総合センター等で分析しています。



(ア) 検査点数

県は、令和3年4月から令和4年3月までに13,416検体の検査を行いました。

なお、栽培管理している農林水産物で基準値を超過した品目はありませんでした。

令和3年度農林水産物の緊急時環境放射線モニタリング実施状況（出荷確認検査^{※1}）

| 食品群 | 品目数 | 基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 以下件数 | 基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 超過件数 | 検査結果 件数 | 月 別 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------------|---|---|------------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 玄米 ^{※3} | 1 | 1,055 | 0 | 1,055 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 561 | 478 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 穀類(玄米除く) | 6 | 177 | 0 | 177 | 0 | 0 | 9 | 34 | 14 | 5 | 32 | 63 | 18 | 0 | 0 | 2 |
| 野菜 | 177 | 1,673 | 0 | 1,673 | 155 | 146 | 284 | 354 | 154 | 84 | 212 | 132 | 80 | 21 | 18 | 33 |
| 果実 | 34 | 418 | 0 | 418 | 0 | 1 | 32 | 40 | 54 | 135 | 97 | 43 | 10 | 4 | 2 | 0 |
| 原乳 | 2 | 86 | 0 | 86 | 7 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 |
| 肉類 | 5 | 3,455 | 0 | 3,455 | 311 | 232 | 269 | 379 | 176 | 286 | 357 | 341 | 300 | 284 | 246 | 274 |
| 鶏卵 | 2 | 141 | 0 | 141 | 10 | 11 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 13 | 12 | 12 | 12 |
| はちみつ | 1 | 35 | 0 | 35 | 0 | 9 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 牧草・飼料作物 | - | 647 | 0 | 647 | 3 | 37 | 170 | 23 | 49 | 90 | 99 | 75 | 101 | 0 | 0 | 0 |
| 水産物(海産) ^{※4※5} | 146 | 3,955 | 1 ^{※7} | 3,956 | 451 | 328 | 382 | 289 | 148 | 350 | 313 | 344 | 332 | 249 | 363 | 407 |
| 水産物(河川・湖沼) ^{※5} | 16 | 399 | 2 ^{※8} | 401 | 21 | 23 | 69 | 49 | 45 | 61 | 44 | 36 | 3 | 1 | 0 | 49 |
| 水産物(内水面養殖) | 5 | 46 | 0 | 46 | 10 | 2 | 3 | 8 | 2 | 2 | 3 | 3 | 0 | 1 | 6 | 6 |
| 山菜(野生) | 14 | 525 | 0 | 525 | 147 | 217 | 116 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 9 |
| 山菜(栽培) | 1 | 75 | 0 | 75 | 63 | 10 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| きのこ(野生) | 48 | 139 | 0 | 139 | 0 | 0 | 0 | 13 | 11 | 61 | 26 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| きのこ(栽培) | 23 | 553 | 0 | 553 | 39 | 19 | 44 | 33 | 29 | 134 | 146 | 63 | 15 | 8 | 7 | 16 |
| 果実(野生) | 1 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 樹実類 | 2 | 30 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 14 | 3 | 2 | 0 | 2 | 2 |
| 合計 | 484 ^{※6} | 13,413 | 3 | 13,416 | 1,217 | 1,043 | 1,424 | 1,271 | 716 | 1,798 | 1,841 | 1,151 | 884 | 588 | 665 | 818 |

- ※1 出荷・販売用の品目を対象に実施した検査（出荷制限等品目の解除に向けた検査を除く）
 ※2 食品衛生法における食品の基準値（セシウム134、セシウム137の合算値）（一般食品）100Bq/kg、（牛乳）50Bq/kg
 ※3 玄米は原発事故で避難指示等のあった一部地域（米の全量全袋検査を継続する12市町村）を除き、令和2年度からモニタリング検査に移行
 ※4 スワイガニ（オス）、スワイガニ（メス）はそれぞれ1品目として集計
 ※5 シロザケ（筋肉）、シロザケ（精巣）、シロザケ（卵巣）は「海産」と「河川・湖沼」でそれぞれ1品目として集計
 ※6 シロザケ（筋肉）、シロザケ（精巣）、シロザケ（卵巣）は「海産」と「河川・湖沼」の区別なく合計ではそれぞれ1品目として集計
 ※7 基準値超過は、クロソイ1件
 ※8 基準値超過は、既に国から出荷制限の指示が継続されているイワナ1件及びヤマメ1件

(イ) 出荷等の制限の解除

令和3年度に食品衛生法上の基準値を超過した品目は、クロソイ1件、イワナ1件、ヤマメ1件でした。なお、イワナ及びヤマメは既に国から出荷制限の指示が継続されています。

また、出荷制限品目のうち、モニタリング検査の結果、基準値を安定して下回ることが確認できた品目については、出荷制限等の解除に向けて手続きを進めました。令和3年度に制限等が解除された品目は、くさそてつ（こごみ）（古殿町）など、延べ14品目でした。

(ウ) 検査結果等の周知

検査結果が判明次第、速やかに結果や出荷制限等一覧を市町村、関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への情報提供や県のホームページへの掲載を行い、広く周知を図りました。

また、データの検索ができるホームページ「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で、分かりやすい情報提供に取り組みました。

イ 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化

原発事故に伴う風評の払拭には、県産農林水産物の信頼の回復が課題となっています。

このため、平成 24 年 5 月 2 日、関係団体及び県で構成する「ふくしまの恵み安全対策協議会」（以下「県協議会」という。）を設置し、米の全量全袋検査や園芸品目の検査など、産地におけるきめ細かな放射性物質検査体制整備を支援するとともに、「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」（以下「安全管理システム」という。）を運用し、県産農林水産物の放射性物質検査結果等の情報発信に取り組んできました。

また、県内産地の安全性確保の取組への消費者等の理解を促進し、県産農林水産物に対する信頼回復を図るため、営農再開地域等における農林水産物の放射性物質検査体制の整備を支援するとともに、各地域協議会の検査などを支援しました。

（ア）地域協議会の設置状況及び検査機器導入状況（令和 4 年 3 月末現在）

- ・ 地域協議会の設置状況：40 協議会（55 市町村）
- ・ ベルトコンベア式全量全袋検査器（米）：209 台
 - ※ 新たに 3 台（浪江町、富岡町、飯館村 各 1 台）が整備されました。
 - ※ 令和 2 年度から一部地域を除いてモニタリング検査に移行したことに伴い 186 台が処分されたため、現存は 23 台となっています。
- ・ Na I 等シンチレーションスペクトロメーター：87 台

（イ）安全管理システムの構築

県協議会では、産地の放射性物質検査結果等について、消費者や流通業者等に分かりやすく情報提供する仕組みとして安全管理システムを構築し、平成 24 年 8 月から、米と園芸 21 品目の検査結果の公表を開始しました。

その後、平成 25 年 4 月から園芸品目を 36 品目に拡充し、平成 26 年 10 月からは穀類（大豆、小麦、そば）、平成 29 年 2 月からはきのこ・山菜、平成 29 年 9 月からは水産物の検査結果を公表できるようシステムを改良しました。

<令和 3 年度公表点数（令和 4 年 3 月末現在）>

| | |
|-------------|-----------|
| ・ 米 | 306,447 点 |
| ・ 園芸 | 11,736 点 |
| ・ 穀類 | 0 点 |
| ・ きのこ・野生山菜等 | 55 点 |
| ・ 水産物 | 16,822 点 |



どのような検査結果を知りたいですか？



現在の結果を知りたい



年度別の結果を知りたい



地域別の結果を知りたい



ふくしまの恵み農産物安全管理システムのトップページ

また、福島県産米を販売するにあたり、放射性物質検査を実施した安全な玄米であることを消費者に伝えるために精米袋用ラベルを作成し、精米業者等に配布しました。

<令和3年産米の精米袋用ラベル配布数（令和4年3月末現在）>

- ・ 配布件数：30件
- ・ 配布枚数：6万枚



令和3年産用の精米袋用ラベル

ウ 米の全量全袋検査

平成 24 年産米から令和元年産米まで、県産米の安全性確保と信頼回復を図るため、県と関係機関・団体が連携して、県内で生産された全ての米を対象に放射性物質検査を実施してきました。

平成 27 年産米以降、通算 5 年間基準値（100Bq/kg）超過がないことを踏まえ、令和 2 年産米から、避難指示のあった 12 市町村で生産されたもののみ全量全袋検査を実施し、その他の地域については、モニタリング検査へ移行しました。

令和 4 年産米からは、広野町と川内村でモニタリング検査へ移行します。

(ア) 検査点数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

304,016 点

(イ) 検査結果（令和 4 年 3 月 31 日現在）

検査した令和 3 年産米のうち、99.9%が測定下限値の 25Bq/kg 未満であり、検査したすべての米が基準値以下でした。

| 放射性セシウム 濃度 (Bq/kg) | 測定下限値未満 (25 未満) | 25～50 | 51～75 | 76～100 | 100 超 | 計 |
|-----------------------|--------------------|-----------|-------|--------|-------|---------|
| 点数 | 303,998 | 18 | 0 | 0 | 0 | 304,016 |
| (割合 (%)) | (99.99408) | (0.00592) | (0) | (0) | (0) | (100) |

エ 園芸品目における対応

(ア) 園芸品目におけるモニタリング検査及び出荷制限の解除等

a 直近 2 か年のモニタリング検査結果

令和 3 年度の検査では、野菜の約 96%、果樹の約 84%が「検出下限値未満」で、基準値を超過したものはありませんでした。

| | 野菜 | | | | 果実 | | | | |
|------------|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | R2 | | R3 | | R2 | | R3 | | |
| | 点数 | 割合 | 点数 | 割合 | 点数 | 割合 | 点数 | 割合 | |
| 合計 | 1770 | 100.0% | 1752 | 100.0% | 458 | 100.0% | 493 | 100.0% | |
| 内 訳 | 検出せず | 1735 | 98.0% | 1686 | 96.2% | 408 | 89.1% | 413 | 83.8% |
| | ～10Bq/kg | 23 | 1.3% | 36 | 2.1% | 32 | 7.0% | 54 | 11.0% |
| | ～30Bq/kg | 11 | 0.6% | 29 | 1.7% | 16 | 3.5% | 21 | 4.3% |
| | ～50Bq/kg | 1 | 0.1% | 1 | 0.1% | 1 | 0.2% | 5 | 1.0% |
| | ～100Bq/kg | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 100Bq/kg超過 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | |

※ 検査点数には出荷制限等品目の解除に向けた検査を含む

b 令和 3 年度出荷制限解除品目

国の指示による出荷制限等の解除に取り組み、以下の園芸品目の摂取・出荷制限等を解除しました。

- ・ 伊達市：クリ 出荷制限解除 (R3. 8. 24)

- ・ 南相馬市：クリ 出荷制限解除 (R3. 8. 24)
- ・ 二本松市：クサソテツ(コゴミ) (栽培のものに限る) 出荷制限解除 (R3. 9. 10)
- ・ 大玉村：クサソテツ(コゴミ) (栽培のものに限る) 出荷制限解除 (R3. 9. 10)
- ・ 川俣町：クリ 県の収穫自粛要請取り下げ (R4. 2. 9)
- ・ 福島市：ユズ 出荷制限解除 (R4. 3. 30)

(イ) あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛

柿は、あんぽ柿や干し柿への乾燥加工により水分が減少し、放射性セシウム濃度が高くなることから、平成 23 年度から毎年度、試験的に加工したあんぽ柿、干し柿の放射性物質検査を実施し、100Bq/kg を超過した市町村に対して、あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請してきました。

令和 3 年度は、前年度に引き続き福島市、伊達市、桑折町及び国見町に対して加工自粛を要請しました。

一方、加工自粛が要請している 2 市 2 町においては、幼果期検査により加工可能なほ場を判断し、出荷されるあんぽ柿について全量非破壊検査を実施し、安全が確認されたもののみを出荷しています。トレー製品の総検査点数 3,651,232 トレーのうち、スクリーニングレベル(50Bq/kg)を超過したのは 110 トレーで、全体に占める割合は約 0.003%でした。また、個包装製品の総検査点数は 85,012 箱で、すべてスクリーニングレベル以下でした。

なお、スクリーニングレベルを超過したトレーは全て廃棄されています。

オ 畜産物における対応

県産牛肉の安全を確保し、風評を払拭するため、牧草のモニタリング検査と併せて、肉牛を出荷しようとする全ての農家の飼養状況調査を実施し、適正に飼養管理された牛だけが出荷されるよう取り組みました。出荷された肉牛は、必要に応じて流通前に牛肉の放射性物質検査を行いました。県内出荷については、県農業総合センターにおいて分析を行い、県外出荷については、と畜場又は県が指定する分析機関において分析を行いました。

令和 3 年度は県内 3,352 頭、県外 1 万 3,952 頭をと畜したもののうち県内 3,352 頭、県外 2,679 頭について検査し、基準値を超過したものはありませんでした。

また、県産の原乳、豚肉、馬肉、鶏肉、鶏卵及びはちみつについても、モニタリング検査を定期的実施し、基準値を超過したものはありませんでした。

カ 農業系汚染廃棄物処理対策

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、県内の広範囲において、放射性物質により汚染された農林水産物、その副産物及び農業生産資材（以下、「農業系汚染廃棄物」という。）が発生しました。

これにより県は、食品衛生法上の基準値を超過した農林産物や暫定許容値を超過し

た堆肥等の資材について、流通及び利用の自粛を求めました。これに伴い農家等において滞留することとなった農業系汚染廃棄物の処理が大きな課題となりました。

県は、農業系汚染廃棄物の処理を促進するため、平成23年12月補正予算より「農業系汚染廃棄物処理事業」を創設し、農業系汚染廃棄物の一時保管、運搬、焼却等の減容化、分析などの取組に対する支援を行ってきました。

令和3年度は、本事業の活用により、4事業主体（市町村）において農業系汚染廃棄物の一時保管場所の管理及び原状回復等に取り組みました。

(ア) 事業の実施状況（令和3年度）

- ・ 事業実施 4事業主体（市町村）
- ・ 事業費 50,439千円（うち県補助金 50,439千円）
- ・ 保管量 320 t（令和4年3月末）
- ・ 維持管理 1事業主体（市町村）

<農業系汚染廃棄物処理事業の概要>

1 事業内容

(1) 対象とする廃棄物

- ア 放射性セシウム濃度が、堆肥、土壌改良資材、飼料などの暫定許容値や平成24年4月からの食品の基準値を超過しているもの。
- イ 放射性セシウムの濃度が暫定許容値や基準値を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの。
- ウ 高濃度の放射性物質を含み農林業者や周辺住民等の安全性の確保等の観点から速やかな処理が必要であるもの。
- エ 農林業者事業活動の継続又は農林産物の円滑な流通の支障となっており、速やかに処理が必要とされるもの。
- オ 地域での廃棄物処理を進めるために、先行的なモデルとして処理を行う必要のあるもの。

(2) 対象とする取組

- ア 農業系汚染廃棄物の運搬、焼却等の減容化、一時保管・処分及び有効利用等の処理、一時保管場所の設置及び原状回復
- イ 農業系汚染廃棄物及び周辺環境等のモニタリング
- ウ 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組

2 事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 知事が適当と認める民間団体、民間事業者（農業生産団体等）

3 補助率 10/10

4 事業実施期間
平成 23 年度～令和 4 年度



農業系汚染廃棄物一時保管状況

(3) 輸入規制措置の撤廃

「I-1 令和3年度の農業及び農村の動向」(5) トピックス アメリカ等での食品輸入規制撤廃・緩和に記載のとおりです。

2 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

2.1 持続可能な生産構造を支える人材の確保

(1) 地域をリードする経営体の育成

ア 経営体の育成

(ア) 経営体の育成

地域をリードする経営体を育成するため、自らの計画に基づく規模拡大等の取組や、地域の中心経営体の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援しました。

a 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業）

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業用機械等を導入する経費の一部を市町村を通して支援しました。

【令和3年度実績】

融資主体補助型 事業実施地区数：5市町村7地区

補助額：10,850千円

条件不利地域補助型 事業実施地区数：1町2地区

補助額：5,015千円

b 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業（被災者農業者支援型））

令和元年東日本台風（台風19号）等により被害を受けた施設の修繕に要する経費の一部を支援しました。

【令和3年度実績（繰越分）】

事業実施市町村：1市、1件

補助額：7,246千円

c 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業（令和2年度大雪・地震））

令和2年から3年までの冬期の大雪又は令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受け施設や農業用機械の修繕に要する経費の一部を支援しました。

【令和3年度実績】

事業実施市町村：3町村、3件

補助額：8,640千円

d 担い手づくり総合支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）

売上高拡大や経営コストの縮減等の経営発展に意欲的に取り組む人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の農業用機械・施設等導入を支援しました。

【令和3年度実績（繰越分）】

事業実施地区数：2市町3地区

補助額：27,399千円

(イ) 農業法人等の活性化

東日本大震災や原子力災害による影響で生産活動が停滞する中、農業経営体の販売力強化により安定的な農業経営を確立するため、必要に応じて専門家を派遣し、地域特性をいかした地域農業のモデル創出に必要な伴走型の支援を実施しました。

【取組の結果】

- ・事業実施主体：福島県担い手育成総合支援協議会
- ・重点指導農業者数：120 件
- ・助成額：6,045 千円

(2) 新規就農者の確保・育成

ア 就農相談

各農林事務所農業振興普及部及び農業普及所等 16 か所に「新規就農相談所」を設置し、就農に関する相談を受けました（令和 3 年度実績：386 件）。

また、公益財団法人福島県農業振興公社（青年農業者等育成センター）は、各地の就農相談会に出展し、各種問合せに対応しました（令和 3 年度実績：270 件）。

イ 「ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業」による農業高校生の就農誘導

若手農業者による農業高校生の農家体験研修の受入等を通して、農業高校生の就農への誘導を図りました。

【令和 3 年度実績】

| 活動区分 | 取扱学校 | 取扱内容 |
|-----------|------------------------------------|---|
| 農業体験研修 | 会津農林 | 計画していたがコロナの影響により中止 |
| フレッシュ農業講座 | 福島明成、小野、修明、白河実業、耶麻農業、田島、相馬農業、ふたば未来 | 8 校延べ 247 名の生徒が青年農業者等と就農に向けた意見交換や農業関連施設の視察用を実施 ※他 2 校で計画していたがコロナの影響により中止 |

ウ アグリカレッジ福島における農業法人等への就職あっせん

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）は平成 20 年から無料職業紹介所の届出を行っており、農業法人等への就職あっせんを実施しています（令和 3 年度卒業生の実績：法人就農 19 名、JA 3 名、農業関連企業・団体 15 名）。

エ 「ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業」による就農希望者の確保と雇用就農の促進

県内外から就農希望者を確保するため、「ふくしま農業人フェア」の開催や就農ポータルサイト「ふくのう」により情報発信を行いました。

また、労働者派遣事業を活用し、就農希望者が農業法人等で就農するために必要な実務研修の実施や、雇用に向けたマッチングを支援しました（令和 3 年度実績：法人等での実習生 30 名、法人等への就職 22 名）。



農場見学会の様子

オ 農業次世代人材投資資金の交付

(ア) 準備型及び就職氷河期世代型

就農予定時の年齢が原則 50 歳未満（就職氷河期世代型は申請時に 30 歳以上の条件追加）で、就農前の研修に取り組む一定の要件を満たす者に対し、年間 150 万円を最長 2 年間給付しました。

(イ) 経営開始型

独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満で、一定の要件を満たす新規就農者に対し、年間最大 150 万円を最長 5 年間交付しました。

【令和 3 年度実績】

| 区分 | 交付人数（人） | 交付金額（千円） | 備考 |
|-------|---------|----------|-------------|
| 準備型 | 55 | 84,375 | 就職氷河期世代型を含む |
| 経営開始型 | 286 | 362,408 | |
| 合計 | 341 | 446,783 | |

カ 「ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業」による受入体制の整備

県内 7 地区において、新規就農者の受入体制の整備・強化を図る取組を支援しました。

- ・須賀川市新規就農者サポート協議会（須賀川市）
- ・田村地域就農支援プロジェクト（田村市、三春町、小野町）
- ・白河市人・農地相談センター（白河市）
- ・喜多方市農業振興協議会（喜多方市）
- ・西会津町農業再生協議会（西会津町）
- ・只見町農業再生協議会（只見町）
- ・いわき地域農業再生協議会（いわき市）

(3) 女性農業経営者の育成

ア 家族経営協定締結数

農業委員や市町村、県が連携して家族経営協定の締結を推進したことにより、令和2年度は前年度と比べ31件の増加となりました。

イ 女性の認定農業者

女性認定農業者数は令和3年3月末時点で277人となりました。

【家族経営協定締結数及び女性認定農業者数の推移】

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 家族経営協定締結数(戸) | 1,048 | 1,091 | 1,121 | 1,167 | 1,193 | 1,089 | 1,092 | 1,096 | 1,123 | 1,124 | 1,155 |
| 女性認定農業者数(人) ※ | 479 | 499 | 493 | 471 | 505 | 502 | 542 | 564 | 555 | 564 | 277 |
| 認定農業者数(経営体) | 6,780 | 6,621 | 6,416 | 6,392 | 7,196 | 7,730 | 7,771 | 7,721 | 7,738 | 7,377 | 7,146 |

※女性認定農業者数：令和2年度から女性が役員となっている法人を除いた数

ウ 福島県生活研究グループ連絡協議会

この協議会は、農村生活の向上を目指し、地域協議会を総括する組織として昭和50年に発足し、農産物加工や直売等の先導的活動を行ってきました。

令和3年11月に本県で開催予定していた「全国生活研究グループ連絡協議会全国会議福島大会」は、新型コロナウイルス感染防止拡大の状況から中止となり、代替記念事業として令和3年11月4日に県内会員向けに全体研修会を開催しました。

・会員数(令和3年度)：130名(5協議会)

(4) 人・農地プランの作成とその実現に向けた取組

ア 人・農地プランの作成の推進

地域農業の維持・発展のため、集落の実情や地域の意向等を踏まえ、それぞれの集落に適した手法により実質化された人・農地プランの作成を推進しました。

【取組の結果(令和3年12月末現在)】

- ・人・農地プラン取組集落数：1,727集落
- ・実質化された人・農地プラン作成済み集落数：788集落
- ・人・農地プランの中心経営体数：4,605経営体

イ 集落営農の推進

人・農地プランの実現や地域農業の維持・発展に向け、集落営農の組織化や既存集

落営農組織の経営基盤の強化を図りました。また、集落営農セミナーを開催し、集落営農を推進しました。

【令和3年度実績】

- ・事業実施組織数：6市町村 8組織
- ・補助額：6,995千円
- ・集落営農セミナーの開催：令和4年3月5日

(5) 農業短期大学の整備と機能強化

令和2年度に「農業短期大学の機能強化に関する基本構想」を策定し、それに基づき、令和3年度から構想実現に向けて事業を実施しています。

農業短期大学の施設統合整備については令和7年の供用開始に向けて、基本・実施設計業務をプロポーザル方式により選定し、令和3年9月から着手し、令和4年3月に基本設計書が完成し、付随する排水・測量設計、廃用施設除却のための解体設計も令和3年度内に完成しました。

また、スマート農業機械・施設の整備として、令和3年度は長期研修者向けの環境制御型パイプハウスを3棟増設しました。

2.2 生産基盤の整備

(1) ほ場整備を契機とした高収益作物導入による地域農業の活性化

ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、農業競争力強化農地整備事業を活用したほ場整備を6地区で実施しました。

また、ほ場の大区画化や農用地利用集積に加え、ほ場整備を契機として高収益作物の導入により地域農業の活性化を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用したほ場整備を4地区で実施しました。

令和3年度までに整備が完了した農地の一部では、ねぎ等の作付けが開始するなど、高収益作物の導入が着実に進んでおります。



高野地区整備状況（会津若松市）



ねぎの作付け状況（山田地区、いわき市）

(2) 農用地利用集積の促進

平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、本県では福

島県農業振興公社を農地中間管理機構に指定し、農地中間管理事業を活用した農地集積に取り組んでいます。

令和3年度の農地中間管理事業の実績は、借入農地 2,395ha、貸付農地 2,850ha となりました。

また、農地中間管理事業を活用した農地の出し手や地域に対し、機構への貸付面積等に応じて交付される「機構集積協力金」の実績は、県全体で 400,449 千円となり、このうち出し手個人に対して交付する「経営転換協力金」は 25 市町村 97,557 千円、地域に対して交付する「地域集積協力金」は 17 市町村 302,892 千円となりました。

(3) 農業水利施設、農道等におけるストックマネジメントの推進

農業水利施設の維持管理は土地改良区を中心とした地域の農業者が行っていますが、近年の担い手不足に加え、農村地域における農家と非農家の混住化によって、地域で行う維持管理体制が脆弱化しつつあります。

今後、安定的に施設を管理していくには、農業用施設の多面的機能（景観形成、親水、防災など）に関する住民の理解を深め、地域で維持管理に参画する体制を構築していくことが必要です。

そのため、県内各地において、各施設への補助事業等を利用し、農業水利施設の重要性をPRする活動を展開しており、令和3年度は以下の活動を行いました。

(実施主体)

市町村、土地改良区

(実施内容)

- ・小学生等を対象とした施設見学会の実施
- ・地域のイベントへの出展や広報紙等による農業水利施設の多面的機能の周知



施設見学会の様子

2.3 戦略的な新品種・新技術の開発

(1) オリジナル品種や見える化技術の開発

ア オリジナル品種の開発

農業総合センター及び林業研究センターでは、地球温暖化等の気象変動に対応しつつ、産地の生産力・競争力強化につながる、水稻、野菜、花き、果樹、きのこ等の県オリジナル品種の開発を進めています。これまでに 14 品目・48 品種を育成しました。令和3年度には県オリジナルイチゴ新品種「福島 ST14 号」を品種登録申請し、令和

4年のデビューを目指しています。



福島 ST14 号
(いちご)



福乃香
(酒造好適米)



キビタンイエロー
(カラー)

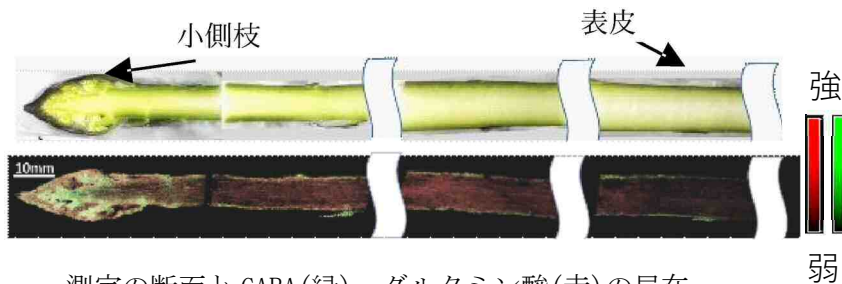


べにこはく
(りんご)

イ 見える化技術の開発

農業総合センターでは、高品質化による福島牛のブランド強化に向け、サシの細かさや和牛特有の香り成分等のおいしさを見える化し、ゲノム情報と合わせて、福島牛の総合的評価技術を確立し、次世代に向けたゲノム選抜種雄牛の造成に取り組んでいます。

また、県オリジナルのアスパラガス3品種を用い、各種アミノ酸等の局在を可視化する技術開発を行っており、今後、ブロッコリーを含め、県産野菜の旨み成分や機能性成分の局在を明らかにします。



測定の断面と GABA (緑)・グルタミン酸 (赤) の局在

3 安全で魅力的な農林水産物の供給

3.1 需要を創出する流通・販売戦略の実践

(1) 放射性物質検査の強化と検査結果の見える化

「Ⅱ-1.3 風評の払拭」(2) 農産物等の安全・安心を確保する取組に記載のとおりです。

(2) 安全性を高める取組の促進

ア 飼料の安全確保強化の指導

飼料の安全性を確保するため、県内の飼料製造及び販売者に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施し、対象となった13か所全てで適正であることを確認しました。

イ 動物薬事監視指導

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、医薬品医療機器等法に基づき、県内の動物用医薬品製造業者及び販売業者等に対し、獣医師の処方に基づいた動物用医薬品とその数量が適切に流通販売されているか、流通している動物用医薬品が適正な品質であるかなどについて、家畜保健衛生所の薬事監視員が計画的に立入検査等を実施しました。

令和3年度は、135件の動物用医薬品製造業者等に対して立入検査を行い、適法であることを確認しました。

ウ 死亡牛BSE検査の推進

「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、県内の死亡牛（平成15～26年：24か月齢以上、平成27年～：48か月齢以上、平成31年～：96か月齢以上）について、BSE（牛海綿状脳症）検査を実施しました。

令和3年度は、350頭の検査を行い全頭陰性であることを確認しました。

(単位：頭)

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度 | H15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 頭数 | 2,247 | 1,871 | 1,845 | 1,647 | 1,556 | 1,454 | 1,536 | 1,740 | 1,678 | 1,749 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R元 | R2 | R3 | 合計 |
| 頭数 | 1,553 | 1,375 | 956 | 980 | 967 | 993 | 448 | 384 | 350 | 25,329 |

エ GAPの推進

県産農産物の安全性を確保し、消費者や流通業者からの信頼を得るため、「福島県GAP（農業生産工程管理）推進基本方針」に基づき、GAPの普及を図るとともに、第三者認証GAPや「ふくしま県GAP（FGAP）」（以下、「第三者認証GAP等」という）の取得を積極的に推進しています。

さらに、県内の農業者等の取組に対する消費者等への認知度向上のための情報発信にも取り組んでいます。

【令和3年度実績】

- ・第三者認証GAP等に取り組む経営体数：709経営体
- ・第三者認証GAP等の取得状況
第三者認証GAP：204件（GLOBALGAP:30件、ASIAGAP:9件、JGAP:165件）
FGAP：179件
計 383件

(3) 安全性のPR・消費者からの信頼確保

ア 適正な食品表示に向けた巡回調査

食品表示の適正化に向けた、食品製造・販売事業者、流通事業者に対する調査を行いました。

【令和3年度実績】

生鮮食品128件、加工食品13件、米穀販売店4件、卸売市場3件

イ 適正な米穀流通のための巡回調査

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）に基づく適正な米穀流通のため、集荷業者、小売業者及び外食店等に対する調査を行いました。

【令和3年度実績】 58件

ウ 農林水産物のモニタリング情報サイト

モニタリング検査結果について、「福島県農林水産物・加工品モニタリング情報」サイトにて公表し、県産農林水産物の安全性を国内外に発信しました。

(4) 地産地消の推進

ア 「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業

県産農林水産物を販売・使用して、安全性をPRしている「がんばろう ふくしま！」応援店の活動を支援するため、「がんばろう ふくしま！」応援店の売り上げ向上や、県産農林水産物の消費拡大等を目的としたキャンペーンを9回実施しました。

【令和3年度実績】

- ・キャンペーン応募期間：令和3年6月～令和4年2月
- ・「がんばろう ふくしま！」応援店：2,322事業所登録（R4.3.31現在）

イ 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン事業

県産農林水産物の利用促進を図るため、量販店などにおけるキャンペーンを実施し、県産農林水産物の魅力や安全対策等をPRしました。

【令和3年度実績】

本庁実施分

- ・PRイベント : 県内4地域(伊達、郡山、国見、いわき)の量販店等で計5回実施。(知事トップセールス3回、販促PR2回) 県産農林水産物を使ったオリジナルレシピカードの配布やパネル展示等を行い、県産農林水産物のPRを実施。
- ・県産米フェア : 県内量販店(7企業、208店舗)で県産米増量フェアを支援。県産米5kgにつき300g増量で販売し、県産米の家庭内消費を促し、地産地消を推進。

各農林事務所実施分

- ・実施回数 : 県内7地域 合計27回実施
- ・実施内容 : 県産農林水産物を使ったメニューの試食提供、旬の県産農林水産物の配布、応募型キャンペーン等による安全・安心の訴求を実施。

ウ ふくしま旬の食材等活用推進事業

学校等の給食において、県産農林水産物を使用したメニューを提供するための食材購入費や、地産地消に関連した食育活動や研修会の活動に係る経費を補助し、地産地消の推進に向けた取組を支援しました。

【令和3年度実績】

- ・事業実施期間 : 令和3年4月19日から令和4年2月28日まで
 - ・補助対象
- (ア) 保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校の児童生徒へ提供する学校等給食の食材購入費
- ・補助率 : 定額(児童生徒数1人当たり500円に提供数を乗じた額を上限とする。)
 - ・令和3年度実績 : 学校297校、保育所等45施設
- (イ) 地産地消に関連した食育活動や研修会の活動にかかる経費
- ・補助率 : 定額(1団体当たり50,000円を上限とする。)
 - ・令和3年度実績 : 学校7校、保育所等2施設

エ ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し、学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援しました。

(ア) 食育実践サポーター派遣事業

「ふくしま食育実践サポーター」を幼稚園や小学校等に派遣し、調理実習等の食育活動を実施しました。

- ・登録人数：242名（R4.3.31現在）
- ・令和3年度実績：サポーター延べ71名を派遣

(イ) ふるさとの農林漁業体験支援事業

子どもやその保護者などが農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、県内の地域団体等が行う食育や地産地消に関する活動等に対し、支援しました。

- ・令和3年度実績：9事業（7団体）



取組事例紹介の様子



現地研修の様子

オ 「麦・大豆生産振興セミナー」の開催

県内の生産者、市町村及びJA等を対象に、水田フル活用による麦・大豆への作付転換と、実需者ニーズに応じた品種の生産拡大の推進を目的としたセミナーを1回開催しました。

主な内容

- ・「令和3年度麦・大豆生産振興セミナー～水田をフル活用したもうかる農業の実践」（参加人数 60名）



講演の様子

(5) 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的なプロモーション活動の展開

ア 各団体の連携による販売促進

「ふくしまイレブン販売促進協議会」（平成22年6月10日設立、構成員：JA全農

福島、株式会社川俣町農業振興公社、会津養鶏協会、県漁業協同組合連合会、福島県)において、各団体連携の下、県事業を活用して、各種プロモーション活動や販売促進活動、物販PRや商談会等への出展を行い、販路拡大を図りました。

【主な活動実績】

- ・令和3年7月～令和4年3月：SNS・新聞広告等を活用したPR活動
- ・令和3年10月～令和4年2月：試食・販売促進活動
- ・令和3年10月～令和4年2月：県内外におけるPR活動
- ・令和3年10月～令和4年2月：県外における商談会への出展
- ・令和3年10月～令和4年2月：PR用動画の作成

イ 県オリジナル水稻品種のプロモーション活動

オリジナル水稻品種「天のつぶ」、「里山のつぶ」を、本県の主力品種として育成するため、生産振興と販売促進を一体的に取り組み体制を整備し、生産者への作付推進や実需者へのプロモーションなどの活動を展開しました。

また、新たな県オリジナル品種「福、笑い」について、本格デビューに向けたプロモーション、販促フェア等を実施しました。

(ア) 福島県オリジナル米生産販売推進本部会議の開催

- ・構成員：JA福島中央会、JA全農福島、福島県米穀肥料協同組合、県観光物産交流協会、株式会社むらせなど 計13団体
- ・検討内容：「福、笑い」、「天のつぶ」、「里山のつぶ」の生産振興対策及び販売推進対策について検討
- ・開催回数：3回

(イ) 県産米の販路拡大

県オリジナル品種をはじめとした、県産米の販路拡大に向けて、新たに米穀店向けのパンフレットを作成し、首都圏・関西圏への米穀店に架電・訪問により新規取扱を働きかけました。また、首都圏・関西圏の米穀店にて、県産米購入者を対象にプレゼントキャンペーンを実施しました。

(ウ) 「福、笑い」のプロモーション

「福、笑い」は令和3年10月28日に本格デビューを果たしました。デビューイベントは、コロナ禍の影響のため福島会場と東京会場の2会場を設け、オンラインで中継しながら実施し、合計33媒体のメディアの取材を受けました。

また、メディアミックスによる情報発信や、県内外における販促フェアを計13回、ポップアップストアを2回、企業・飲食店等とのタイアップ、ギフト向け展開、販売店へのサンプリング等、販売先、販売方法及び価格帯等を意識した戦略的なプロモーションを実施しました。

(6) 福島県産農林水産物の輸出再開・販路拡大

本県農林水産物の輸入規制措置の撤廃と輸出促進を図るため、動画等による情報発信、海外メディア等の招へいや県産品フェア開催を通じ、本県農林水産物等の安全性を積極的に情報発信するとともに、風評払拭や販路開拓の取組を支援しました。

ア 映像等による海外への情報発信

当県の魅力、震災からの復興、食の安全性等をまとめた動画を制作し、2020オリンピック・パラリンピック東京大会の観戦等のために当県を訪問した各国の在京外交団にご覧いただくことにより、県産品の輸入規制緩和に向けた機運醸成に取り組みました。

また、同大会において国際的に話題となった“Fukushima Peach Delicious”の再現を目的に、輸入規制を撤廃したアメリカ向けに「米」を、輸出販路開拓事業を行っていた中東ドバイ向けに「あんぼ柿」を題材にした動画を作成し、SNSに公開することにより、海外に向けた県産食品のPRを行いました。

イ 海外における展示会出展やPR

(ア) 香港

香港 DON DON DONKI 2 店舗において、市民やメディア関係者を対象としたイベント等を開催し（令和4年2月7日～3月6日）、本県の現状や県産農林水産物の魅力を発信したほか、飲食店6店舗において、初めて香港へ輸出した福島牛や「天のつぶ」の酒粕、果実（桃、イチジク）加工品等、県産品を活用したメニューを提供しました（令和4年1月～3月、各店舗1ヶ月程度実施）。



香港 DON DON DONKI フェア



飲食店の提供メニュー

(イ) ドバイ

これまで行ってきた中東ドバイへの輸出に向けたあんぼ柿のテストマーケティング等の結果を受けて、令和4年2月に冷凍あんぼ柿約180kgを輸出し、小売店での試食販売や食品見本市でのPR等を実施しました。

さらに、令和2年度にドバイの現地店舗から仕入れ要望のあった県産ももについて、令和3年度には震災後初の本格輸出（200kg）が開始されました。

ウ 「食」「農」関係者へのPR

香港、台湾の国内在住メディア等7名を招へいし、県内オンライン（農業総合センター、マルナカファーム、JA 会津よつば「福、笑い」研究会、あんぼ工房みらい）及び東京（日本橋ふくしま館、新宿高野）において視察ツアーを実施しました。（令和4年2月3日～4日）

また、福島県の安全・安心の取組や魅力の理解促進に向け、香港・台湾人をターゲットにしたコンテンツ（イラスト冊子、動画等）を制作し発信したほか、香港・台湾のインフルエンサーを講師に起用してオンラインセミナーを開催し、福島の魅力や現状について、香港・台湾現地の人々に向けて発信しました（令和4年3月13日）。



オンライン視察の様子

エ 福島県輸出回復緊急対策事業

輸出に意欲的な生産者団体等に対して、海外での商談会、展示会出展、輸出に向けた検疫等に係る環境整備などへの支援（補助）を行いました（計5団体、補助額4,618千円）。

3.2 戦略的な生産活動の展開

（1）スマート農業の導入による生産性向上

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のことです。

農業は、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。また、担い手不足の課題を抱える避難地域の農業再生や中山間地農業の振興にあってはこれら技術の導入推進が必要です。

そこで、本県では、平成26年度からスマート農業や高性能機械を活用した先端技術等の実証に取り組むとともに、被災地域の農業再生に向け、先端技術の研究開発と社会実装を進めてきました。

令和3年は、研究機関における実証研究のほか、被災地域や中山間地域等を中心とした県内全域21箇所におけるほ場での実証及び関係機関団体を構成員とする協議会による技術の普及、さらには夏秋野菜産地2箇所における高温対策技術の導入・実証を実施しました。

今後も県といたしましては、スマート農業の実証を通じ、社会実装促進に向けた取組に積極的に取り組んでまいります。



水位安定化による雑草抑制、畦畔除草の効率化
(自動水管理システム、自走リモコン草刈機)



環境測定装置と高温対策技術として効果が期待されているミスト冷房を産地に導入

(2) 環境と共生する農業の推進

ア エコファーマー、特別栽培及び有機栽培の推進

「環境と共生する農業」の普及推進に向け、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産部会を重点対象とし、エコファーマーと特別栽培の認定誘導を行いました。

エコファーマーの認定については、7農林事務所で開催し、令和3年度末の認定件数は7,377件となっています。

なお、エコファーマー等を広く周知するため、福島県「環境と共生する農業」推進マーク等を利用した農産物の販売を進めています。



「環境と共生する農業」推進マーク

特別栽培の面積は、原子力災害による米の作付制限等により栽培を取りやめた地域があったことなどから、平成23年以降は減少し、令和3年度の実証面積は2,663haとなっています。平成26年度からは、特別栽培を進めるため、環境保全型農業直接支払交付金の取組を市町村ごとに進めています。

有機農業は、原子力災害の風評による取引停止等の影響を受け、有機栽培に取り組む面積は減少傾向にあります。有機農業は慣行栽培に比べ、生産性が低く、生産量が不安定であるため、生産性向上等に向けて、県内6か所に有機農業実証ほを設け、有機農業の技術的課題の検証と実証技術の普及を図りました。また、首都圏米穀店を対象とした産地見学会や商談会を実施したほか、子育て世代や食物栄養を専攻する学生を対象にしたセミナーや現地交流会を開催し、有機農産物の流通消費拡大に努めています。

【エコファーマー作物別認定状況】

(令和4年3月末現在)

| 項目 | 穀類 | 野菜 | 果樹 | 花き | 合計 |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|--------|
| 計画認定件数 (件) | 4,437 (60%) | 2,228 (30%) | 552 (8%) | 160 (2%) | 7,377 |
| 認定面積(ha) | 9,745 (92%) | 360 (3%) | 386 (4%) | 66 (1%) | 10,556 |

【有機栽培・特別栽培の面積】

| 項目 | H22 | H23 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有機栽培 (ha) | 282 | 265 | 219 | 193 | 187 | 187 | 185 | 177 | 157 | 180 | 174 |
| 特別栽培 (ha) | 7,363 | 3,889 | 3,927 | 3,628 | 2,852 | 3,421 | 3,267 | 3,173 | 2,725 | 2,777 | 2,663 |

※有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

※特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じ

た栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。



有機栽培米の産地見学会
(磐梯町)



ふくしまオーガニックフェア
(東京都内青果小売店)

(3) 県産農産物の生産振興

ア 土地利用型作物

(ア) オリジナルふくしま水田農業推進事業

a 県オリジナル米産地力強化支援事業

県オリジナル水稻品種の生産振興と流通販売の強化に向けた推進活動を実施したほか、良食味・高品質米の生産技術確立のための実証ほを15か所設置し、取組に必要な機器等のリース整備を支援しました。

【令和3年度実績】

助成件数 5件

b 県オリジナル米産地力強化支援事業

品質的に高い評価を受ける本県蔵元と酒米生産組織との結びつきを強めるた

め、県内蔵元に対して、県産酒造好適米の使用量や使用割合を増加して、日本酒の増産する取組を支援しました。

【令和3年度実績】

助成件数 5件

(イ) 水田農業改革支援事業

a 経営所得安定対策等推進事業

米の需給調整に関する事務や経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、県推進会議及び各市町村の農業再生協議会に対し、現場における推進活動や要件確認に要する経費を助成し、経営所得安定対策等の制度周知、加入推進、需要に応じた米の生産推進等、制度を円滑に進めるための支援を行いました。

【令和3年度の実績】

- ・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議外 58 市町村に対して 263,854 千円を助成しました。

【令和3年度の成果】

- ・加工用米・新規需要米の面積 11,547ha
- ・主食用米面積 54,700ha（生産数量の目安 55,700ha）

b 県水田農業産地づくり対策等推進会議負担金

米の需給調整に関する事務の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に対し必要な経費を助成し、県推進会議は、水田農業構造改革や水田を活用した作物づくりを推進する活動を行いました。

【令和3年度の実績】

- ・負担金として 1,000 千円を交付しました。

(ウ) 稲作等経営体支援事業

a 土地利用型作物作付拡大奨励事業

新型コロナウイルス感染症の影響による米の需要減及び在庫量の増加により、令和3年以降米価の大きな下落が想定される中、主食用米から非主食用米等への転換を進めるため、転換の主力である大規模農業者が、経営体質の強化をし、今後も地域の担い手として経営を継続できるよう、前年の主食用米面積の10%以上又は前年の対象作物面積より1ha以上対象作物の耕作面積を拡大する農業者に奨励金を交付しました。

【令和3年度の実績】

- ・福島市地域農業再生協議会外 47 件に対して 122,399 千円を交付しました。

【令和3年度の成果】

- ・非主食用米面積 16,882ha
- ・当初想定面積 15,700ha

イ 園芸作物

(ア) 「福島県園芸振興プロジェクト」の推進

本県農業の成長産業化を実現するためには、収益性の高い園芸品目をけん引役と

して一層推進していくことが重要であり、本県ならではの主要 10 品目（もも、日本なし、ぶどう、きゅうり、トマト・ミニトマト、アスパラガス、さやいんげん、りんどう、トルコギキョウ、宿根かすみそう）について、持続的に発展する揺るぎない産地づくりを進めるため、令和 3 年 3 月に「福島県園芸振興プロジェクト」（計画期間：令和 3 年度～7 年度）を策定しました。

プロジェクトを推進するため関係機関・団体で構成する県段階の「福島県園芸振興推進会議」（令和 3 年 5 月 10 日設置）、地方段階の「地方推進会議」を設置し、活動を行いました。

また、「福島県園芸振興プロジェクト」の対象産地の連携と全県的な生産拡大を進めるため、野菜・果樹・花きごとに「園芸重点品目専門部会」を開催し、産地の課題を整理し、品目別の振興戦略の検討や産地相互の情報交換を行いました。

併せて、強い産地づくりや戦略的な生産活動に向けた取組等を各種事業により支援しました。

【実績】 算出額（令和 2 年度）

| 全体 | H30 | R2 | R7 目標 | 目標対比 (R2/R7) |
|-----------|-----|-----|-------|--------------|
| | 430 | 476 | 475 | 100.2% |
| もも | 110 | 133 | 124 | 107.3% |
| 日本なし | 42 | 56 | 41 | 136.6% |
| ぶどう | 23 | 30 | 24 | 125.0% |
| きゅうり | 129 | 123 | 145 | 84.8% |
| トマト・ミニトマト | 70 | 80 | 75 | 106.7% |
| アスパラガス | 15 | 15 | 21.5 | 69.8% |
| さやいんげん | 28 | 27 | 26.9 | 100.4% |
| りんどう | 1.5 | 1.2 | 2.5 | 48.0% |
| トルコギキョウ | 4.9 | 4.4 | 7 | 62.9% |
| 宿根かすみそう | 6.5 | 6.6 | 8 | 82.5% |

ウ 畜産物

本県畜産業の生産振興のため、東日本大震災により減少した生産基盤の回復に取り組みました。

酪農については、生乳生産量の回復を図るため、高能力乳用雌牛の整備や中核的な担い手の育成や、共同経営牧場の整備等に向けた取組を支援しました。

肉用牛については、優良繁殖雌牛の導入等への支援やゲノミック評価技術の活用による改良により生産基盤の再生を図るとともに、AI を活用した肉質診断技術の開発によるブランド力の向上を図りました。

飼料作物については、草地・飼料畑等の除染の推進による自給飼料生産基盤の復活や、自給飼料生産機械の導入支援による大規模化、効率化を図りました。

4 活力と魅力ある農山漁村の実現

4.1 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進

(1) 地域ぐるみで取り組む農地の保安全管理等への支援

農業農村の有する多面的機能の維持・発揮に不可欠な農地・農業用施設の適切な保全のため、地域が共同で行う農地維持活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援しました。

取組市町村数 56 市町村

取組面積 67,517ha



水路の維持管理



防草抑草シートの敷設活動

(2) 都市との交流促進

農村地域の維持・活性化に関わる地域外人材（農村関係人口）の受入体制強化のため、県内3方部で先進事例紹介を交えた研修会を開催するとともに、3地区（石川町中田、喜多方市高郷町本村、只見町布沢）でコーディネーター派遣による地域内対話促進及び都市住民とのオンライン交流イベントを実施しました。

また、いわき市入旅人地区で農村関係人口受入実践ツアーを実施しました。



地域内対話の様子（只見町布沢）



受入実践ツアーでのキウイモ植付体験の様子（いわき市入旅人）

(3) 地域資源の活用促進

棚田を貴重な地域資源として活用し地域振興を図るため、指定棚田地域の指定への働きかけや活動計画認定に向けて支援を行った結果、令和3年度末の県内の棚田指定地域は3地域となりました。

- 指定棚田地域
 - ・東和の布沢棚田（二本松市）
 - ・上堰棚田（喜多方市）
 - ・館西地区の棚田（郡山市）

また、棚田を核とした地域振興に取り組むモデル事例を育成し、県内へ普及させるため、2地域における棚田米の商品化、案内看板の設置、広報等の取組を支援しました。

- 支援モデル地域
 - ・にほんぶなの棚田（石川町中田）
 - ・こづちやま棚田（喜多方市高郷町）

さらに、令和4年3月8～9日に、日本橋ふくしま館 MIDETTE において、農林水産省選定「つなぐ棚田遺産」に選定された3地域のプロモーション活動を実施しました。

- つなぐ棚田遺産
 - ・東和の布沢棚田（二本松市旧太田村）
 - ・西谷棚田（二本松市郭内及び二伊滝地区）
 - ・上堰棚田（喜多方市山都町旧相川村、旧早稲谷村）



写真 「つなぐ棚田フェアチラシ」

（4）農業・農村への理解促進（ふくしまの農育）

農村地域の重要な要素である農地、土地改良施設及び周辺の自然環境等を学びの場として活用した農作業等の体験活動や、土地改良施設が農村地域の維持、発展に果たしている役割等を学ぶ研修会の開催など、農業・農村に対する理解を深める活動を支援しました。

- 「田んぼの学校・畑の学校」実践モデル事業 5校（219人）
- 「生きもの調査」事業 3校（110人）
- 「ふくしまの農村学びの場」事業 3箇所（82人）



水路に生息する生きもの採取の様子



現場見学会で説明を受ける生徒

4.2 快適で安全な農山漁村づくり

(1) 鳥獣被害対策

「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」に基づき、住民が主体的に集落ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な対策を推進しています。

○令和3年度の取組について

農作物等の被害軽減を住民主体で行う対策を推進する農林事務所が中心となって、集落ぐるみの総合的な対策を行うモデル集落を15ヶ所設置し、取組の実証と他地域への普及拡大に取り組んできました。

また、地域の対策を進める上で中心的役割を担う人材を育成するため、市町村職員、農業団体職員等を対象に、鳥獣の生態や被害防止技術等に関する研修会を計4回実施しました。

加えて、市町村の協議会等による鳥獣被害対策の推進のため、鳥獣被害防止総合対策事業やイノシシ等有害捕獲促進事業により、わなや侵入防止柵の設置、イノシシ等の捕獲及びドローン等新技術の活用による対策を支援しました。さらに、地域に密着した効果的な対策を支援するため専門的知識を有する人材の市町村への配置を支援しました。

旧避難指定地域においては、営農再開を円滑に進めるため、市町村と連携しながら、地域で課題となっているニホンザルの生息状況や集落におけるイノシシ対策の調査及び課題抽出等を行い今後の効果的な対応策について市町村に対し対策について提案しました。



地域リーダー育成研修の様子



モデル集落の対策勉強会の様子

(2) 防災・減災体制の強化

「I-1 令和3年度の農業及び農村の動向」(5) トピックス 防災重点農業用ため池の整備及びハザードマップの作成に記載のとおりです。

4.3 地域資源を活用した取組の促進

(1) 地域産業6次化の取組

ア ～担い手の本気～ 人材の確保と加工技術の発展

(ア) ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

6次産業化のビジネスマッチングや相談、専門家派遣など6次化に取り組む農林漁業者等を総合的に支援する「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置し、6次化を通じた農林漁業者等の経営改善を支援しました。

- a サポートセンターの設置
- b 企画推進員（6次化コーディネーター）の配置4名（県北・県中・会津・いわき）
- c 専門家（イノベーター）の登録・派遣
登録イノベーター数41名、派遣回数77回
- d 個別相談会、交流会等の開催
 - (a) 6次化マッチング交流会(オンライン開催)
講演会51名参加、実践者報告会44名参加
 - (b) 個別相談会
県北3件、県南5件、会津9件、南会津2件、いわき3件
- e 農林漁業者等の経営改善支援
 - (a) 地域支援検証委員会の設置・開催 計7回
 - (b) 重点支援対象者 5者
- f 補助事業の運営
 - (a) 6次化新商品開発チャレンジ事業（ソフト事業）
補助件数（補助額） 18件（計5,553千円）
 - (b) 地域産業ビジネスモデル推進事業

補助件数（補助額） 3件（計2,458千円）



個別相談会



開発された新商品

（イ）ふくしま6次化人材育成事業

県産農林水産物の加工販売に意欲のある農林漁業者等を対象に、個人のニーズやレベルに応じた研修会を開催し、異業種進出を支援するとともに、地域の核となる6次化の人材を育成しました。

a 実施時期

令和3年10月～令和4年2月

b 開講内容（卒塾生数計36名）

（a）6次化創業コース（起業・実践コース、全10回、卒塾生16名）

6次化で起業したい、現在取り組んでいる6次化をもっと発展させたい、と考えている農林漁業者・商工業者向けのコース。

（b）6次化創業支援スタッフコース（地域コーディネーターコース全10回、卒塾生20名）

農林漁業者や商工業者に対して6次化に関する指導やマッチング、支援等を行いたいと考えている方向けのコース。



入塾式



塾生による現地視察



講義風景

イ ～商品化の熱気～ 地域産業の連携強化と販路拡大

（ア）地域産業6次化ステップアップ強化事業

競争力のある新商品の製造に取り組む体制づくりを支援しました。

補助件数（補助額） 12件（計17,096千円）

(イ) 6次化商品販路拡大事業

福島県の6次化商品の統一ブランド「ふくしま満天堂」を通じた6次化商品県内外でのテスト販売、大型展示会への出展、商品改良（延べ52社）の支援などを行い、売れ続ける6次化商品のブランド化を推進しました。

令和3年度の登録商品数は、前年度より36事業者116商品増えて、101事業者357商品となりました。

また、登録商品の中から、バイヤー等に高評価を得た10商品を「ふくしま満天堂グランプリ2021」において表彰しました。

a 販売店舗の拡充

新規2店舗を含めた25店舗で販売を実施しました。

b 首都圏等での販売実績

首都圏で展開しているスーパーマーケットにおいて特設ブースを設けて販売を実施しました。（4月～3月 延べ22店舗）

また、コロナ禍による巣ごもり需要への対応として静岡県との牛乳宅配業者と連携し、満天堂登録商品の注文販売を実施しました。

c 「ふくしま満天堂グランプリ2021」審査委員会・表彰式

(a) 開催日 1月14日

(b) 場 所 ザ・セレクトン福島

(c) 結 果 グランプリ1点、準グランプリ2点、デザイン賞1点



審査委員会



表彰式



受賞商品

d 研修会等の開催

コロナ禍の販売戦略、商品PR等をテーマに開催しました（計3回）。

ウ ～ネットワークの活気～「しごと」と「ひと」、「地域」を結びつける プラットフォームの形成

(ア) ふくしま地域産業6次化ネットワーク

県内各地方に農林事務所・地方振興局を事務局とするネットワークを組織し、6次化に関する相談対応、研修会、事業者交流会を実施するほか、試作品のブラッシュアップや、新たな商品づくりを支援しました。

a 県北（けんぼく6次化ミーティング）会員数311名

【主な活動内容】売れるフルーツフルシーズン販路創出事業（委託事業）

ももやりんごの加工品を県北地方の製菓店や飲食店で販売。

- b 県中（県中地方・地域産業6次化ネットワーク）会員数414名

【主な活動内容】 ふくなかスイーツ消費拡大キャンペーン

製菓店等で買い物をした方へ、抽選で県中地方の菓子詰合わせをプレゼント。

- c 県南（しらかわ・地域産業6次化ネットワーク）会員数159名

【主な活動内容】 イオン白河西郷店で、6次化商品の販売会を実施。

- d 会津・南会津（あいづ“まるごと”ネット）会員数587名

【主な活動内容】 あいづ「道の駅」6次化商品魅力発見フェア（委託事業）

会津地方の道の駅で対象商品の購入者に、抽選で特産品詰め合わせをプレゼント。

- e 相双（そうそう・6次化ネットワーク）会員数94名

【主な活動内容】 コロナ禍で売り上げが減少した6次化商品の消費拡大を目的とし、南会津合庁で相双の商品を、南相馬合庁で南会津の商品の販売を実施。

- d いわき（いわき地域産業6次化ネットワーク）会員数268名

【主な活動内容】 高校生発！いわきテイクアウトメニュー開発（委託事業）

いわき市内の高校生と飲食店・スーパー5店舗が協同でテイクアウト商品を開発。

（イ）「チームふくしまプライド。」活動支援事業

生産者と消費者の新たな絆づくりの構築と県産農林水産物の販売、消費拡大につながる取組を支援しました。

- a 補助事業者：一般社団法人東の食の会

- b 主な活動内容

生産者と消費者の交流会の開催（計15回）、販路拡大支援としてシェフツアーの開催や商談会への参加、個別販路開拓（本県沖水揚げの鮮魚を飲食店で調理・提供）、県産農林水産物の情報発信（インフルエンサーによる情報発信）

（2）中山間地域における周年雇用営農モデルの創出

中山間地域では農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻な状況にあります。中山間地域における新たな雇用導入可能な経営体の育成が新規就農者数の確保につながることから、林と農を組み合わせた周年雇用モデルの実証に取り組みしました。

令和3年度は2件の実証農家に対する菌床しいたけ栽培技術及び経営分析支援を行い、新たな農業従事者として6名の周年雇用創出が確認されました。

（3）地域特産物の産地づくり

ア 菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業

保健機能を有するおたねにんじんやエゴマ等の地域特産物の生産振興を図るとともに、県民にその有用性をPRし実際に食する機会を増やすことで、地域内流通を活性化させ、地域資源の活用促進と食から始める健康づくりを推進するため、初期生産資材の費用や食用需要喚起を目的とした飲食店や量販店におけるおたねにんじんフ

フェアの開催を支援しました。

【令和3年度実績】

1 生産振興事業（整備事業）

薬用作物及びエゴマ等の保健機能を有する地域特産物の生産拡大のため、初期生産資材、共同利用機械・機器等の導入にかかる経費を補助しました。

- ・補助率：2分の1以内
- ・令和3年度実績：2,702千円（3団体1認定農業者）

2 種子確保事業

おたねにんじん種子生産農業者に対して、根の減収見合い分と種子販売額の差額等を補助しました。

- ・補助率：定額（60千円／a）
- ・令和3年度実績：600千円（認定農業者1名）

3 需要拡大・地域連携事業（食用需要喚起事業）

観光施設や地元飲食店、直売所等と繋がった新たな食用需要喚起、県広報や学校教育等と連携し歴史的背景や食文化を発信し、県民に実際に食してもらえる環境づくりの取組を支援しました。

- ・飲食店フェアのメニュー提供数937食（会津管内17店舗841食、福島市・郡山市4店舗96食）
- ・小売店フェアでの販売数量計709個（会津地方6店舗、中通り6店舗）
- ・給食での提供数約11,800食（延べ33校）
- ・料理講習会の開催1回、その料理のクックパッドへの掲載4品へのアクセス件数1,350件

【今後の見込み】

令和4～7年度を事業期間とした「地域特産活用産地づくり支援事業」において、おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培）を対象として支援します。

5 各地方における取組

(1) 県北地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

(ア) 営農再開と復興の加速化

平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された川俣町山木屋地区では、経営耕地面積 375ha のうち、令和 3 年には 57% の 213ha で営農が再開されました。作物別では、水稻 55ha、牧草 69ha、飼料用トウモロコシ 52ha、そば 7 ha、野菜・花き類 6 ha となっています。

水稻においては担い手不足をカバーするため、鉄コーティング直播の導入・拡大と安定生産に向けた技術支援を行いました。その結果、地域の担い手法人（農事組合法人ヒュッテファーム）を中心に作付面積は拡大しています。

また、水稻の作付拡大に合わせ、国の補助事業を活用して乾燥調製施設（60ha 規模）が整備され、令和 4 年度から稼働する予定となっています。畜産は、酪農再開に向けた乳用牛の飼養実証を実施し、平成 30 年に原乳の出荷制限が解除されました。併せて粗飼料生産拠点の整備が進み、倉庫や農業用機械が導入されました。令和 3 年度産牧草の放射性セシウム濃度は低く、販売も順調でした。花きは、トルコギキョウ、小ギクの作付けが拡大しています。その他、そば「山木屋在来」の作付が拡大し、特産品化に向けた取組が始まるなど営農再開が着実に前進しています。

山木屋地区の営農再開拡大に向け、平成 26 年度から水田暗渠排水及び付帯する用・排水路整備を一体的に進めており、令和 3 年度までに 126ha が完了しました。

(イ) 農林産物の安全性の確保

a モニタリング検査の実施

除染や放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「モニタリング検査」という。）等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。令和 3 年度は、穀類 311 件、野菜 258 件、果樹 167 件、畜産物 706 件、きのこ 101 件、山菜 67 件の検査を行い、基準値以下であることを確認し公表しました。

b 農林産物の出荷制限解除に向けた取組支援

県北地方の特産品であるあんぼ柿については、加工・出荷再開 9 年目を迎え、管内全域で加工・出荷が可能となっていますが、令和 3 年度は甚大な凍霜害の影響により出荷実績は 978 t と前年の約 75%（R 3 年度）にとどまりました。

産地の回復に向け、製品の安全性を確認しながら、リスクの高い園地の伐採や植栽等の更新を進め、安全・安心な出荷に取り組んで行くこととしています。

県北地方のあんぼ柿出荷量の推移

| 年 度 | 震災前 | R 1 | R 2 | R 3 |
|-----|--------|--------|--------|------|
| 出荷量 | 1,542t | 1,091t | 1,313t | 978t |

出展 福島県あんぼ柿産地振興協会

その他、令和 3 年度内に伊達市のクリの出荷制限、川俣町のクリの収穫自粛要

請、福島市のユズの出荷制限が解除されました。

イ 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

(ア) 農業担い手の確保・育成

営農意向等を把握しながら「人・農地プラン」の作成・見直しを支援しながら担い手を明確にするとともに、青年農業者等の確保・育成のため、就農相談窓口を設置し、就農計画作成支援等を行いました。令和3年度調査における新規就農者数は60名と、県内の26%を占めています。

また、令和3年度末における認定された認定農業者数は1,646経営体となっています。

(イ) 持続的な農業生産基盤の確保

国見町貝田地区においては、平成28年度からほ場整備26.6haを行い、令和3年度にすべて完了しました。本事業を契機として設立された農事組合法人が主な経営体となり、地区内の農地利用集積が13%から86%に向上しました。

農業・農村の基盤を支え、地域の防災・減災の役割を担う土地改良施設においては、施設の老朽化に伴う事故や機能低下を未然に防止するとともに、長寿命化を図るため、令和3年度は基幹的水利施設等4地区において、県営事業により補修・更新を行いました。

ウ 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

(ア) 園芸産地の生産力の強化

県北地方の農業産出額600億円(令和2年)は、県産出額の約28%を占め、そのうち園芸品目が359億円と、県全体の42%を占めます。

産地生産力の一層の強化を図るため施設化を推進しており、令和3年度は国の事業を活用して伊達地区及び安達地区にキュウリのパイプハウス(269a)が導入されました。

一方、令和3年4月に発生した凍霜害により、県北地方では果樹を中心に大きな被害が発生し、1,160haで約23億円の被害額となりました。このため、JA等と連携した技術対策を徹底するとともに、補助事業による夏季剪定などの掛かり増し作業や防霜ファンの設置等への支援を行い、農業とブランド力の維持、農業経営の安定化を支援しました。

(イ) 輸出を含む農林産物の販路拡大

a 認証GAPの取得支援

農業経営の改善や販路を拡大するため販売品の安全・安心の指標である認証GAPの取得を進めており、関係機関・団体等が連携して第三者認証GAPの普及・定着を図る取組が実施されています。令和3年度末における県北地方の認証GAPの取得件数は、73件(前年比9件増)となっています。

(GLOBALGAP: 4件、ASIAGAP: 3件、JGAP: 38件、FGAP: 28件)

b 農林産物のおいしさや品質の良さの積極的なPR

本県の旬な果物やお米などの販売促進と消費拡大を図るため、フォトコンテストを4回実施するとともに、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業により、県北管内の8市町村、県域1団体、民間団体等31団体が県内外において実施するイベントスペースでのPRや販売等を支援しました。

エ 豊かな農山村の形成と活性化

(ア) 農業・農村への理解促進

地域活性化と誘客数増加を図るため農家民宿の体験メニュー、体験施設、祭り・イベント等を掲載したPRパンフレットを作成（掲載農家民宿等39件）し、関係機関や団体等に配布するとともに、事務所ホームページに掲載しました。

(イ) 地域の活性化及び生産者の所得向上

6次化サポートセンターと共催で、地域産業6次化ネットワーク組織「けんぼく6次化ミーティング」（会員数311名）会員を対象に交流会を開催し、「所得の確保できる商品とは」、「消費者に対して魅力ある商品とは」の視点から講演や個別相談会を実施しました。

また、県北地方の飲食店等の協力を得て、おいしい果物の創作メニューを提供する「フル活キャンペーン」を実施し、毎月5店舗の飲食店等で商品化したメニューを4ヶ月間（のべ20店舗）提供し、果樹産地の魅力をPRしました。

●いただきます！キャンペーンによる県産農林水産物のPR

県産農林水産物の消費拡大と消費拡大を図るため、県北産農林産物の美味しさや特長などをPRするキャンペーンを4回実施しました。

宿泊施設と連携したキャンペーンでは、ももやあんぼ柿など県北地方の農林産物を使ったオリジナルメニューの提供しました。また、直売所と連携したキャンペーンでは、県オリジナル品種米「福、笑い」と「天のつぶ」の試食やクイズを実施しました。

さらに、旬の県産農林産物（6次化商品含む）を題材に「ふくしま愛」のこもった写真とコメントを投稿するフォトコンテストを実施し、前年の約3倍となる2,238点の応募がありました。

おいしい 新米 いただきます！キャンペーン



フォトコンテスト受賞作品発表会



●令和3年4月の凍霜害と対応

令和3年3月は、平均気温が県内24地点で統計開始以降最も高い値となり、4月も引き続き平年並から高温に経過したため果樹や野菜の生育が平年より大きく前進し、凍霜害の発生時期と低温抵抗性が弱い時期が重なったことから、4月の遅霜による被害は甚大となりました。

4月10日、11日、15日の降霜により県全体で27億9千万円におよび、記録が残範囲で過去2番目に大きな被害となりました。県北地方では、ももやかき、日本なしなど果樹を中心に被害が発生し、被害面積は1,160ha、被害金額は約23億円と甚大となりました。

このため、関係機関・団体との緊密な連携を図りつつ、生育や収量の確保を図るために栽培管理指導の徹底に努め、果樹では例年より受粉回数の増加や開花の遅い花の利用、摘果作業を遅らせるなどの対応を行いました。

また、被害を受けた農業者が営農を継続出来るよう農作物の生産や品質の確保、果樹の夏季せん定や防霜ファン導入等の支援など、凍霜害に対する緊急対策事業による助成等を実施しました。これらの事業を活用し、新たに24haの園地に防霜ファンが設置されました。（福島地区19.3ha、伊達地区4.7ha）

ナシ（福島市吾妻地区、4月12日撮影）



「豊水」の凍霜害果（福島市）



設置された防霜ファン

●農地湛水被害の軽減

伊達市五十沢地区は、阿武隈川左岸に広がる農業地帯に位置しており、排水は幹線排水路から五十沢排水樋門を通り阿武隈川へ流れています。阿武隈川上流にて大雨洪水が発生した際には河川水位が上昇し、自然排水が不可能となるため頻繁に湛水被害が発生していました。平成24年度から湛水防除事業により排水機場（縦軸斜流ポンプφ1000×2台）の造成に着手し、令和2年度に主要設備が完成したため供用開始しています。

現在はポンプによる強制排水を行うことで湛水被害を軽減することができるようになりました。大雨洪水時には五十沢排水機場の管理者である伊達市と、五十沢排水樋門の管理者である国土交通省福島河川国道事務所が連携し湛水が生じないように操作を行います。令和3年度には周辺整備を実施し、事業を完了しました。



上空から五十沢排水機場・排水樋門及び受益地を望む

●スマート農業技術の導入を進めるいちごスタディクラブの活動

令和3年9月に、JAふくしま未来伊達地区管内において、「スマート農業（ハウス内環境測定装置）」に関心の高い13戸の生産者が集まって、「いちごスタディクラブ」の活動をスタートさせました。

本クラブでは、環境測定装置を活用したハウス管理の見える化により、いちごに最適な生育環境を整え生産性向上を図るとともに、自動制御による管理作業の省力化に取り組んでいます。月に1回程度、JAや農業普及所と生産者が各会員のほ場に集まり、環境測定装置から得られたハウス内環境データといちごの生育を照らし合わせ、より最適な栽培方法の検討を行うなど、環境測定装置の有効活用による増収に取り組んでいます。

今後、単収向上に向けた環境制御技術のノウハウを蓄積しながら、スタディクラブ活動の充実と各会員の更なる収量アップを目指していきます。

伊達地域では、本クラブの活動参加をきっかけとして、環境測定装置を導入した生産者も見られるなど、地域の環境制御技術への関心は高まっていることから、スマート農業（ハウス内環境測定装置）を活用した生産性向上や省力化の取組を支援していきます。



ほ場内での意見交換の様子



環境測定装置

●きゅうり共同選果場の利用促進と新規就農者の確保・育成

安達地域では、首都圏から需要の高いきゅうりの高品質化と長期安定出荷のため、JAふくしま未来安達地区は「産地生産基盤パワーアップ事業」で二本松市に共同選果場し、産地強化に取り組んでいます。また、新規就農者からきゅうり栽培の相談が多いことから、新規栽培者向けの基礎講座を開催し、生産技術の向上を図りました。

令和3年度は、地区全体の5割の生産者が選果場を利用しました。また、管内のきゅうりは露地栽培が多いことから施設化を進めた結果、8戸94.4aでパイプハウスが導入されました。今後も、市場に信頼されるきゅうり産地の確立に向け、継続的に支援することとしています。



第3回 きゅうり基礎講座
(良質品収穫のポイント：8月11日)



新規導入されたパイプハウス

(2) 県中地方

ア 東日本大震災・原子力災害からの復興

(ア) 復興の加速化

田村市都路町など避難指示区域等における令和3年度の営農再開面積は合計508ha(震災前(H22)の57%)まで回復し、放射性物質の作物への吸収抑制対策を始め、稲WCS生産組織による地域の水田管理、鳥獣被害対策、公共牧場の草地の機能・生産性の回復などの取組を実施し、更なる営農再開、生産環境の整備を進めてきました。

(イ) ほ場の大区画化

避難指示区域の復興・再生の加速化に向け、農地の大区画化・汎用化の整備と併せて担い手への農地集積・集約化を図るため、田村市においては福島再生加速化交付金を活用し、7地区(約200ha)のほ場整備事業を進めています。

●大型共同利用施設の整備

田村市においては、被災地の復興をさらに加速させるため、ライスセンターや米流通合理化施設、新たな産地形成の期待されるサツマイモ貯蔵施設の整備を行いました。



ライスセンター



サツマイモ貯蔵施設

イ 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

(ア) 担い手の確保・育成

意欲ある農業者を認定農業者に誘導し、地域の担い手として育成を図りました。また、次代の農業を担う新規就農者を確保・育成するため、相談窓口の対応を始めとする就農相談会を開催したほか、農業次世代人材投資事業等の活用に向けた計画づくり、相談から各種施策の活用、技術習得を一体的にサポートする「たむらの新・農業人サポート協議会」の活動への支援等を行い、新たに42名が就農しました。

また、地域の持続的な農業生産体制の確立に向け、集落や地域における話し合いを始め、未来の設計図となる「人・農地プラン」の作成・見直しの支援を行うとともに、地域農業の担い手となる様々な経営体を対象に、集落営農の組織化・法人化等を支援しました。

● 県中地域一丸となった新規就農者の確保・育成

令和3年9月18日、福島県農業総合センター（郡山市）において、県中農林事務所と県中地方12市町村などが連携した新規就農相談会「ふくしま・ど・真ん中就農促進フェア」を開催しました。

フェアでは、地域情報や就農支援情報を紹介する「就農支援ブース」と求人情報などを提供する「求人募集・雇用ブース」の2種類の相談ブースを設置し、就農支援ブースには市町村等9団体、求人募集・雇用ブースには農業法人等8団体が出展し、就農希望者など約50名が相談に訪れました。

相談会では、就農前の研修制度や独立自営就農時のサポート事業、制度資金、農地取得、雇用就農などについて活発な情報交換が行われており、就農への高い関心が感じられました。県中地方の今後の就農・定着に繋げていきたいと考えています。

「ふくしま・ど・真ん中新規就農促進フェア」相談風景



ウ 安全で魅力的な農林水産物の供給

(ア) 農産物の安全性の確保

水稲、大豆等の農作物への放射性物質の移行を低減する吸収抑制対策を徹底するとともに、モニタリング検査の実施による安全性の確認や米の全量全袋検査（田村市のみ）等への支援を実施しました。モニタリング検査は、米 222 点、穀類(玄米除く)38 点、野菜 256 点、果実 65 点、飼料作物 164 点、肉・原乳 1,845 点、山菜・栽培きのこ 168 点、米の全量全袋検査は約 20 万袋を検査し、いずれも基準値超過はありませんでした。

また、安全と品質の太鼓判である認証GAPの取得推進に取り組む生産者を支援し、新たに 13 件が認証を取得、累計で 51 件となりました。

(イ) 生産の拡大・産地体制の強化

持続的な水田農業の発展に向け、県オリジナル品種「福、笑い」を始めとする産地ブランド確立の取組を支援するとともに、飼料用米等の作付拡大や大豆の安定生産等、水田フル活用する取組を推進しました。

園芸品目については、園芸産地復興計画に基づき、きゅうり、トマト、いちご等の施設化や先端技術の導入促進を始め、産地を担う新規就農者等の生産安定と技術力向上を支援し、産地体制の強化と高品質化を推進しました。畜産では、ICTの活用など効率的な飼養管理に資する技術の導入や、稲WC Sの生産、放牧の取組への支援等自給飼料の生産拡大を推進しました。

(ウ) 農林水産物の魅力向上・発信

県産農林水産物に対する風評払拭を図り、地産地消を一層推進するため、県民に県産農林水産物の美味しさや安全性を再認識いただき、消費拡大・販売力を強化する取組として、県中地方の「がんばろうふくしま！」応援店の協力を得て、旬の農産物等の無料配布や、認証GAPのパネル展示などによるPRや意識調査（アンケート）を行いました。

●先端技術の現場への社会実装

近年、露地栽培の小ギクは、花芽分化期の高温により開花時期が進んでしまい、8月盆需要期に合わせた出荷ができないことが多くなっています。そのため、育苗時期から夜間に電照することで花芽分化を抑制し、適期に消灯して一斉に開花させ、需要期に合わせた出荷を可能とする技術が確立されています。そこで、農業者の所得向上につながる小ギクの需要期出荷に向け、地域への技術普及を促進するための実証を行うほ場を田村市大越町に設置し、これまで白熱電球や蛍光灯等が使用されてきた小ギクの電照栽培に対し、より消費電力の少ない

ほ場での電照状況
(手前が赤色、奥が電球色)



LED 電球（赤色と電球色）で同等の効果をもたらすことを確認し、結果、どちらの LED 電球でも 8 月盆需要期に出荷することができました。今後も実証結果をもとに、現地への導入を推進していきます。

●地元農産物の魅力の情報発信

県産農林水産物の風評払しょくや地産地消の推進を図るため、常設農産物直売所（22 店舗）で一定金額以上の購入者を対象に、抽選で県中地域の農産物や 6 次化商品等の詰め合わせをプレゼントとし、販売促進を図りました。

また、管内 4 方部（郡山市、須賀川市・岩瀬郡、田村市・田村郡、石川郡）での購入者に対しては、もれなくプチギフト（コンプリート賞）をプレゼントし、中山間地域の小規模直売所へ足を運びきっかけ作りを行いつつ販売 P R を行いました。



農産物販売促進キャンペーン

エ 活力と魅力ある農山漁村の実現

（ア）豊かな農山村の形成

中山間地域等の食料供給や県土保全、水源かん養などの多面的機能を確保するため、農業生産活動を通じた中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用した集落活動の支援を行いました。

（イ）食育・地産地消推進

地産地消を推進するため、幼少期から旬の県産農林水産物を食する機会を創出し、県産食材への理解が深まるよう令和 3 年度から保育所や幼稚園を追加し、小中学校等 4 6 校（7592 名）に対して学校給食に県産農林水産物を購入する費用を補助し、食育活動を支援しました。

（ウ）農村地域の防災・減災対策

国土強靱化や流域治水への取組は喫緊の課題であり、ため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災・減災対策を効果的かつ一体的に推進する必要があるため、管内の防災重点農業用ため池 2 9 1 箇所について、令和 3 年度は、ハザードマップの整備及びため池の耐震性検証を 2 8 7 箇所で行いました。

また、劣化状況・豪雨耐性調査 2 4 7 箇所を実施して地域の防災対策を進めました。

●実践者によるセミナー

過疎・中山間地域を活性化させるため、都市農村交流を図り、農林業体験等の提供を通じたグリーン・ツーリズムの取組を行うに当たり、「県中地方グリーン・ツーリズムネットワーク」（事務局：当事務所）を設立し、各団体等による主体的な活動を促しています。また、ネットワーク会員を対象に、講演を行い先進事例について理解を深めるとともに、各協議会の取組状況や課題の情報共有を行い、受入れ体制向上や実践力強化を図りました。



先進事例等の講演

(3) 県南地方

ア 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

(ア) 担い手の確保及び育成

高度な生産技術や優れた経営感覚を有する認定農業者及び新規就農者を確保・育成するため、相談活動やカウンセリングによる支援を行いました。また、農業次世代人材投資事業を活用し7市町村42名に対して資金を交付することで、若い世代の就農を促し認定新規就農者を新たに10名確保することができました。

(イ) 多様な担い手組織等への支援

就農支援組織に対する運営や新規就農フェアへの支援のほか、青年農業者組織における農業生産向上に向けた生産環境モニタリング装置の設置及び実証に向けた支援を行いました。その結果、青年農業者組織の生産技術向上やスマート農業に向けた取組を進めることができました。

(ウ) 担い手への農地の集積・集約化

担い手への農地の集積・集約を図るため、実質化した人・農地プランの作成及び実践を支援しました。令和3年度は、実質化された人・農地プランが新たに33件作成されるとともに、地域内における中心的な担い手への農地集積が図られました。

(エ) 農地の大区画化による経営基盤の強化

農地の大区画化を推進し、担い手への農地の集積・集約化による経営基盤の強化を図るため、事業実施に向けた調査を2地区で実施しました。

イ 安全で質の高い農林産物の供給

(ア) 緊急時環境放射線モニタリング

緊急時環境放射線モニタリング検査を、園芸作物267点、米102点、山菜・キノコ類121点など併せて約1,000点実施し、全てにおいて基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。

(イ) 放射性物質の吸収抑制対策

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、福島県営農再開支援事業を活用し、水稻（白河市、西郷村、泉崎村）、大豆（白河市、西郷村）を対象にカリ資材の施用を支援しました。

(ウ) 第三者認証GAP等取得支援

GAP認証の取得を推進するため、事務所内に設置したGAP推進プロジェクトチームで推進対象者リストを作成し、個別担当制による継続的な支援を行いました。令和3年度末での県南地方の第三者認証GAP等の認証件数は累計で59件となりました。

(エ) 売れる米作りの推進

水田農業については、県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」の作付けを推進するとともに、水田を活用した大豆、飼料用米やWC S用稲等の多様な米作りの取組を進めました。また、新品種「福、笑い」が管内の農業者10経営体で作付けされました。

(オ) 園芸作物の安定生産

「福島県園芸振興プロジェクト」に基づき、園芸産地の育成のため、トマト、きゅうり、さやいんげん、もも、日本なし、ぶどうにおいて、一層の省力化や品質向上に必要な技術導入と長期安定出荷体制の整備を図りました。また、巡回指導や関係機関と連携した作付け推進活動を行い、トマト、きゅうり、ぶどうで新たな栽培者を確保しました。

(カ) 畜産の収益性向上

畜産振興では、優良な肉用繁殖牛の導入を支援したほか、耕畜連携による飼料作物生産の推進、畜産農家の飼養管理技術向上等に取り組みました。

(キ) 農林産物の販売拡大

「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を活用し、県南管内の7市町村や9民間団体等に対して県内外で実施する販売活動等を支援し、農林水産物や加工品の販路拡大を図りました。

(ク) 地産地消の推進

地産地消を推進するため、農産物直売所・道の駅等において地域の農林水産物の特色を生かした消費拡大キャンペーン（県南産米のPR、直売所スタンプラリー）や県内量販店での6次化商品販売会を実施しました。

(ケ) 持続性の高い農業の推進

環境と共生する農業の推進を図るため、有機農産物の生産拡大や技術の改善、堆肥を活用した耕畜連携の整備等を支援しました。

ウ 活力と魅力ある農山村の形成

(ア) 農村環境の維持保全

中山間地域等直接支払事業を活用して、生産条件が不利な農地において農業生産

活動を行う農業者を支援し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図りました。また、多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域ぐるみの共同活動を支援しました。

(イ) 農業用ダムやため池などの防災・減災対策

源流の里にふさわしい農村環境を維持するため、老朽化した農業集落排水施設について施設の更新整備を5箇所を進めました。また、老朽化や機能低下しているため池や水路等の農業用施設の補強・整備を17箇所で行い、防災対策を進めました。

(ウ) 地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の推進

農作物の有害鳥獣被害を防止するため、モデル集落を設置し、勉強会・検討会を実施して地域ぐるみによる総合的な被害防止対策を推進しました。

(エ) 地域産業6次化の推進

地域の農産物を活用した地域産業6次化の推進に向け、事業者からの相談への対応や6次化商品開発の支援や販路拡大に向けた販売会を実施しました。

(オ) 都市住民との交流拡大推進、農業体験による農山村地域の活性化

しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会において、関係者間の連携を強化するとともにチラシ等を配布しPR活動を行いました。また、地域を担う子供たちに農業・農村の大切さ等を伝えるため、管内の小学校において「畑の学校」を実施し、児童が農作業を体験しました。

● 水稻におけるスマート農業の推進について

令和3年度から「スマート農業社会実装事業」を実施し、可変施肥田植機による収量及び品質の向上（実証ほ：泉崎村）の実証に取り組みました。

令和3年度は、可変施肥田植機によって施肥使用量を慣行と比較して18%削減することができましたが、収量は慣行区より45kg/10a少ない結果となったため、令和4年度では、収量向上に係る窒素分量を検討するとともに、技術普及に向けた現地検討会を開催していきます。



可変施肥田植機による田植の様子
(R3年5月18日)

● 園芸におけるスマート農業の推進について

令和3年度に果樹若手生産者5名に対して、環境測定装置（通い農業支援システム）の導入を推進するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター（農研機構）職員を講師に講習会を開催し、自作による装置組み立て（経費2~3万円/台）を実施しました。制作した装置を日本なしの園地に設置し、タブレットによる動作を確認しました。

令和4年度では、測定したデータを活用した防霜対策（防霜ファン稼働、燃焼法の実施）、病虫害の発生予察等について検討するとともに技術普及に向けた現地検

討会を開催していきます。



若手生産者を対象にした装置作成講習会の様子
(R3年7月20日)



日本なし圃場における装置設置の様子
(R3年7月22日)

● 6次化商品販売会「しらかわ食・人フェア」を開催

令和3年10月22日から26日まで、イオン白河西郷店において、しらかわ・地域産業6次化推進協議会（事務局：県南農林事務所企画部）と県南販路拡大促進協議会との共催により、6次化商品販売会「しらかわ食・人フェア」を開催しました。

県南地方を中心とした22団体がアップルパイ・プリン・団子から漬物・辛子味噌・ウインナーなどのご飯のお供、クラフトビール・果実酒・どぶろくなどの酒類まで、地元農林水産物を材料とした多様な6次化商品100種類以上を店頭で消費者にPR・販売することにより、県南地方の魅力を多くの来店者に理解いただくとともに6次化に取り組む団体や個人の技術・商品力の向上に寄与することができました。



6次化商品販売会の様子
(R3年10月22日～26日)

(4) 会津地方

ア 東日本大震災・原子力災害からの復興

(ア) 農林産物の安全確保

安全性確認に向けて、米265検体、米以外の農産物788検体、飼料作物69検体のモニタリング検査を実施しました。

(イ) 風評対策

県産農林水産物の販売促進を図るため、管内の量販店や宿泊施設と連携し、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを4回実施しました。

キャンペーンでは、各種イベント会場等での県産農林水産物等へのアンケート調査を実施しました。アンケートに御協力いただいた方へ6次化商品のプレゼントを行うとともに、宿泊施設における新ブランド米「福、笑い」や会津の蕎麦の提供により、県産農林水産物の安全性や魅力をPRしました。

イ 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

(ア) 持続可能な生産構造を支える人材の育成

効率的・安定的な農業経営に取り組む認定農業者を育成・確保するため、市町村等と連携し、既認定者のフォローアップや新たな候補者の掘り起こしに取り組み、新たに45経営体が認定を受け、管内の認定農業者数は1,688経営体となりました。

また、将来の地域農業を支える新たな担い手の確保・育成を図るため、県就農支援センター、市町村等と連携し、新規就農者の掘り起こしや就農相談の実施、各種支援事業の紹介を推進し、46人の新規就農者を確保することができました。併せて、研修受入農家の確保を推進し、新たに7戸が認定を受け、管内の受入農家は18戸となりました。

(イ) 生産基盤の整備

大型機械の導入による省力化や、高収益作物の導入による競争力強化を図るため、会津美里町の梁田地区外1地区で農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しました。

また、農業生産の基礎となる農業用水の確保と安定供給などを図るため、会津若松市の吉ヶ平1期地区でかんがい排水事業を、基幹的な農業水利施設の老朽化対策のため喜多方市の会津北部地区外3地区で県営水利施設長寿命化対策事業等を実施しました。

(ウ) 先端技術導入による効率的な生産体制の構築

防除作業の省力化と生産性の向上のため、福島県スマート農業等推進方針に基づき、大規模稲作経営体にスマート農機の導入を推進し、31経営体がドローンによる効率的な病虫害防除を実施しました。

また、大規模化や省力化により産地の育成を図るため、ドローン活用による水稲湛水直播栽培や水稲育苗ハウスを利用したぶどうの栽培、ミスト冷房等を活用した夏秋トマトの栽培、きゅうりハウスの環境測定装置を活用した栽培など、ICTを駆使した新技術を普及しました。

ウ 安全で魅力的な農林水産物の供給

(ア) 産地の競争力の強化

県オリジナル米品種の作付面積拡大を図るため、栽培指導や実証ほの設置を行い、令和2年度との比較で、「天のつぶ」では509ha増加し1,429haとなり、「里山のつぶ」では322ha増加し1,101haとなりました。また新品種「福、笑い」について、

令和3年度は3つの栽培研究会で取り組み、栽培面積は約6haになりました。

また、有機栽培面積の拡大に向け、新たに開発された高性能水田除草機等の性能や県オリジナル水稻新品種「福、笑い」の栽培法を検証し、有機JAS認証を受けた栽培面積は、水稻で66.4ha、野菜で16.9haとなりました。

おって、新たにスタートした福島県園芸振興プロジェクトに基づき、9品目で品目別プロジェクト地方別計画を策定し、アスパラガス、きゅうり、トマト・ミニトマト、さやいんげん、宿根かすみそう、りんどう、もも、ぶどうの関係機関・団体と連携して栽培面積・販売額の増加、産地強化に取り組みました。

(イ) 需要を創出する流通・販売戦略

会津みしらず柿の輸出促進を図るため、航空便による輸出に耐える品質維持処理効果の調査を行うとともに、会津みしらず柿販路拡大促進協議会による輸出国との交流フェスティバルの開催を支援し、マレーシアへ試験輸送を含め1,407kgが輸出されました。

また、安全で高品質な県産農産物の生産と風評払拭に向け第三者認証GAP取得の拡大を図るため、研修会の開催や個別の取得支援を行い、前年より14件増の97件が認証を取得しました。併せて消費者を対象としたイベント等でPR活動を行い、GAPの理解促進を図りました。

おって、奥会津地域の食や自然、風景などの地域資源をPRするため、福島市内及びいわき市内の大型量販店において、奥会津の農林産物及び加工品などを販売する「奥会津物産フェア」を4日間開催し、10事業者が98商品の対面販売を行い、6次化商品の販路拡大を図りました。

エ 活力と魅力ある農山漁村の実現

(ア) 安全な暮らしと活力ある農山村づくり

災害の未然防止や老朽施設の機能回復のため、会津若松市の小谷地区外2地区でため池等整備事業等を、会津坂下町の洲走地区外1地区で地すべり対策事業をそれぞれ実施しました。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、392組織（対象面積20,271ha）に対し、農地や農業用水の保全管理など地域が共同で行う活動を支援しました。

(イ) 地域資源の活用による農山村地域の振興

昭和村の特産である宿根カスミソウの集出荷貯蔵施設「雪室」の拡充と機能強化により、低温流通体制が大きく強化され、鮮度面での品質向上によるブランド力強化が図られました。その結果、JA会津よつばかすみ草部会による販売額は5.6億円となりました。

また、地域特産物であるおたねにんじんの生産振興に向けて、生産拡大に必要な資機材の導入支援、地元産種子確保の体制整備、栽培研修会の開催等の取組を行い、栽培面積は5.2ha、生産者数は26戸となりました。

●宿根カスミソウ新規就農希望者を対象とした研修体制の構築

近年、奥会津地域では、宿根カスミソウによる新規就農希望者が増加傾向にあります。このため、奥会津地域4町村（昭和村、金山町、柳津町、三島町）、JA会津よつば、JA会津よつばかすみ草部会で構成する「昭和かすみ草振興協議会」（以下「振興協議会」）では、令和3年度から「昭和かすみ草新規就農実践講座（通称：かすみの教習所）」を開講し、新規就農希望者に対する研修受入体制を整えました。

振興協議会は、令和2年度に「就農促進に向けた研修機関」として認定されたことにより、新規就農希望者はこの講座を1年間受講することで、農業次世代人材投資事業（準備型）による支援を受けることが可能となりました。

「かすみの教習所」は、振興協議会が指定した指導農家の下で行う実践研修と、座学による勉強会で構成されており、令和3年度は1組（2名）の新規就農希望者が受講しました。なお、勉強会は新規就農者2名も一緒に受講しました。金山普及所の職員が、勉強会の講師として宿根カスミソウの栽培技術等についての講義を行うとともに、営農開始後の現地指導も行っています。



かすみの教習所第1回勉強会
（令和3年4月22日）

これからも関係機関と連携し、新規就農者の経営が早期に安定するよう支援するとともに、「昭和かすみ草」の地理的表示（GI）登録等によるブランド力強化を推進します。

●県オリジナル水稻新品種「福、笑い」の作付推進と品質向上のための取組

「福、笑い」は品質及び食味が優れており、本県のトップブランド米として高価格帯での販売を目指しており、令和3年度は管内3研究会で624a作付けされました。生産者は16名と年々増加していることから、指導体制の強化と指導技術の平準化を図るため、営農指導員を対象とした指導者向けの勉強会を開催しました。

また、生産者に対しては、管内3か所に設置した各研究会の現地調査ほ場での現地検討会の開催や、普及指導員や営農指導員等による個別指導により栽培技術の向上を図りました。

令和4年度は、新たに4つの研究会が設立され、既存の3研究会を含む7つの研究会で栽培される予定であり「福、笑い」のさらなる普及拡大が見込まれています。



指導者向け勉強会の様子



研究会向け研修会の様子

●喜多方市揚津地区の地すべり対策

喜多方市の揚津地区では、平成30年4月に県道の路面にある亀裂が発見され、地すべりの兆候が確認されました。その後、地すべりの移動速度が非常に速かったため、喜多方市から住民に対して避難勧告が発令されました。

地すべりの範囲は、およそ幅200m、長さ200m、深さ25mに及び、日ごとに移動量が増大する危険な状況となったため、同年6月に会津農林事務所が地すべり抑止の緊急対応に着手しました。

その後、令和2年度までにディープウェル(深井戸)を設置し、ポンプにより地下水を強制排水する応急対策工事と、集水井工事などによる恒久対策工事を実施し、観測を続けた結果、地すべりの変動がないことが確認されたため、令和4年3月末をもって※概成となり、地域の方々が安心して生活できることになりました。

※概成とは、農地地すべりにおいて、工事の施工により、農地、農業用施設等の被害が防止又は軽減された状態のこと。



地すべり被災の農地



地すべり対策工事(集水井)

(5) 南会津地方

ア 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

(ア) 多様な担い手の育成

各町やJAと連携し認定農業者への誘導を図るとともに経営支援を行った。

- 新規認定農業者数 17 経営体 (累計 204 経営体)
- 認定農業者再認定率 98%

(イ) 新規就農者の確保・育成

就農相談やきめ細かな情報提供などの支援により新規就農者を確保し、就農後は重点的な栽培技術指導を行った。

- 新規就農者数 14名 (主な作物 トマト、カスミソウ)

(ウ) 生産基盤の強化

高生産性ほ場の整備及び新たな整備に向けた地元調整を実施した。

- 経営体育成基盤整備事業 田部地区 (南会津町)
- 農村環境整備事業 (実施計画) 只見地区、梁取地区 (只見町)

(エ) 農業用施設の維持・保全

中山間地域総合整備事業により農業生産基盤施設と農村生活環境施設を整備した。

- 南会津西部地区（南会津町）：農道工、水路工一式
- 下郷地区（下郷町）：農業防災情報無線設備製作据付工、
営農飲雑用水施設整備工一式

● 生産基盤の強化

農村環境整備事業（実施計画）梁取地区（只見町）において説明会を開催しながら、地元の方々と高生産性ほ場の整備に向けて丁寧な話し合いを行いました。



梁取地区（只見町）における説明会

● 農業用施設の維持保全

中山間地域総合整備事業 南会津西部地区 金井沢農道（南会津町）での農作業の様子です。農道を舗装したことにより、農作業の効率が向上しました。



南会津西部地区 金井沢農道

イ 安全で魅力的な農林水産物の供給

（ア）園芸産地の振興

トマト、アスパラガス、リンドウ、宿根カスミソウの園芸重点品目について、「福島県園芸振興プロジェクト」の地方別計画に基づき、新規栽培者の研修体制の確立や、産地生産力の維持発展を目指して各種の支援を行った。

- JGAP認証取得率（トマト） 46%(R2)→52%(R3)
- 就農促進に向けた研修機関の認定 会津田島アスパラ部会(R4.3)
- 天の川作付面積（リンドウ） 2a(R2)→2a(R3)
- かん水設備導入累計面積（宿根カスミソウ） 2.1ha(R2)→2.5ha(R3)

（イ）GAPの推進

第三者認証GAPの取得・維持・更新を支援した。

- 第三者認証GAP等取得数 4件
- 第三者認証GAP取得等促進事業 15件

（ウ）農畜産物の緊急時環境放射線モニタリング検査の実施

農畜産物等の放射性セシウムに係るモニタリング検査を実施した。

- 199点（野菜89、果樹18、米41、米以外の穀類7、原乳12、肉類11、

はちみつ4、飼料・稲わら17) 基準値を超過したものはなかった。

(エ) 県産農林水産物の安全・安心情報の提供

南会津地域の直売所等にモニタリング検査結果を情報提供するとともに、出荷制限品目等が販売されていないか確認をした。

- 期間 令和3年4月22日～令和3年10月21日
- 対象店舗数 29店舗、巡回回数：12回、延べ348店舗

(オ) 県産農林水産物のPR及び地産地消の推進

南会津郡内の飲食店や道の駅等と連携し、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン等、南会津産農林産物のPRイベントを開催し、安全性のPR及び地産地消の推進を図った。

- 実施回数 4回
- 参加人数 約1,000人

● 会津田島アスパラ部会が就農促進に向けた研修機関に認定されました

南会津地方において、新規就農者を確保し、園芸産地の維持発展につなげるため、新規就農者の研修体制を構築する必要があります。これまで、就農促進に向けた研修機関は南郷トマト生産組合のみでしたが、会津田島アスパラ部会と調整や検討を重ね、令和4年3月に就農促進に向けた研修機関として認定されました。

アスパラガスは定植後すぐには収益が上がらないことから、研修開始の年に自身のアスパラガスを定植し、2年間の研修期間で技術を磨いて、研修終了後には本格的な収穫を迎え、経営を開始するスケジュールとなっております。

令和4年度から1名が研修を始めております。

今後は、花きの研修体制の構築を支援してまいります。



アスパラのほ場の様子

ウ 活力と魅力ある農山漁村の実現

(ア) 鳥獣被害防止対策

集落ぐるみの鳥獣被害対策を支援した。

- 鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落 1集落
- 防護柵設置集落数 40集落

(イ) 災害に強い地域づくり

関係町と連携し施設の機能診断や点検確認を実施した。

- 令和3年5月～12月 46箇所（下郷町、只見町、南会津町）

(ウ) 付加価値の高い直売や加工への取組み支援

南会津及び会津地方の農林漁業者や食品加工事業者等で構成される6次化のネットワーク組織「あいづ“まるごと”ネット」や過疎・中山間地域振興事業を活用し、交流会の開催や新たな商品開発の支援、販路に関する助言など地域産業6次化の推進に取り組んだ。

○あいづ“まるごと”ネット会員数 75名

● 付加価値の高い直売や加工への取組み支援

令和4年2月8日に下郷ふれあいセンターにて「令和3年度あいづ“まるごと”ネット交流会」を開催しました。

当日は、ふくしま地域産業6次化イノベーターによる電子媒体の活用方法を学ぶ研修会を実施しました。

また、無料会議アプリ（Zoom）を活用してコロナ禍においても、事業者間の交流を図ることができました。

今後も関係団体と協力しながら交流会や新商品開発の支援等を通じて地域産業6次化を推進してまいります。



交流会における研修会（Zoom）の様子

(6) 相双地方

ア 東日本大震災・原子力災害からの復興

被災した農地・農業用施設等の復旧を進めた結果、復旧対象箇所877箇所のうち、令和3年度までに812箇所で復旧が完了しました。

また、原子力災害の影響による担い手の大幅な減少に伴い、より効率的な営農体制の確立が必要となることから、津波被害のあった農地も含め、ほ場の大区画化や汎用化を目的とした県営のほ場整備を29地区、2,936haで行っており、令和3年度までに1,989haの整備が完了しました。

これらの地域においては、農用地利用改善団体が令和3年度までに新たに29地区設立されるなど、所内の「農業構造検討会議」において、営農体制の確立に重点を置いた支援や地区の課題を共有しながら、地域農業の再生に向けた支援を着実に進めています。

なお、相双管内で避難指示が出された地域の令和3年度営農再開面積は6,649ha（41.5%）となっております。

●東日本大震災からの復興

相双地方の農地・農業用施設の復旧工事にあたっては、「福耕（ふっこう）支援隊」として、全国の道府県から多くの農業土木技術職員の派遣協力をいただきながら、被災後の平成 23 年から現場の測量や設計を行い、国からの補助を受けるための災害査定を受け、様々な現場条件に対応しながら工事を進めています。

当管内においては、営農の効率化を図るため、一区画最大 4.3ha の大区画ほ場整備や水田の汎用化を推進できるフォアスなど、安定した経営体制の確立を目指した施工に取り組んでいます。



福耕支援隊のみなさま



ほ場整備 高平地区



ほ場整備 西真野地区（フォアス施工）



ほ場整備 矢川原地区

イ 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

担い手農家の規模拡大や集落営農の推進により、当管内における令和 3 年度末の農業法人数は相馬地方が 124 経営体、双葉地方が 47 経営体となりました。

これらの法人を含め、営農再開を目指す農業者等に対し、水稻に加え、相双地域の気候を生かした土地利用型園芸作物であるタマネギ、ブロッコリー、ネギを推進し、持続的に発展できる経営体育成に取り組んでいます。その中で、令和 3 年 5 月には野菜指定産地（タマネギ、相双地方）の指定を受けました。（タマネギの生産面積 H22 年度比 683.3%）

●スマート農業を活用した大規模園芸生産団地

当所では、産地規模拡大のため大規模経営体モデルの育成を目指し、作業性の効率化や長期出荷体系の構築、生産の安定化による産地の再生を進めており、農業総合センターと連携してブロッコリー収穫の作業性の効率化を目的としたスマート農業の実証を行いました。



ブロッコリー自動収穫機による収穫

ウ 安全で魅力的な農林水産物の供給

農産物の安全確保のため、放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、米の全量全袋検査や緊急時環境放射線モニタリング等を的確に実施し、また、過去に基準値を超えた品目や、空間線量の高い地域の農産物については、事前確認検査を徹底することにより、安全な農産物の流通促進に取り組みました。

米は、管内10市町村で約10万点、野菜・果樹等や山菜・きのこ類等は合計872点の検査を行った結果、基準超過は1点もありませんでした。

また、ため池からの放射性物質の拡散防止を図るため、令和3年度までに対策総数1,162カ所のうち、323カ所のため池で放射性物質対策工事が完了しました。

●県産農産物の魅力発信

県産農産物が持つ本来の魅力を消費者に再認識していただき、安全であるとの理解を深めてもらえるよう、県産農産物を活用した地産地消料理コンテスト入賞メニューを「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンにて提供しました。

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン



キャンペーンチラシ



提供メニュー

エ 活力と魅力ある農山漁村の実現

(ア) 中山間地域直接支払制度の活用

東日本大震災により、制度の活用が中止せざるを得ない状況となっていました。住民の帰還と共に、活力ある農山漁村復活のための制度を活用した取組が徐々に増え、令和3年度においては、震災前の約70%まで回復しました。

(イ) 地域産業6次化の推進

相双地域の地域資源を活用しながら、6次化に関するノウハウを研修や体験をすることで知識や技術を蓄積し、6次化推進に必要な人材の育成を図るとともに、相双地方の農産物の魅力度向上を目的とした、そうそう6次化ラボを実施しました。

これらの取組により、3事業者等において4点の試作が行われ、製品化されているものもあります。

●中山間地域等直接支払制度を活用した共同活動

中山間地域直接支払制度の活用による、農用地の適正な維持管理面積が増えることにより、遊休農地の発生が抑止され、優良農地が確保されました。

集落における共同活動



●6次化商品注文販売会の実施

当所においては、新型コロナウイルスの影響により対面販売が実施できないとの事業者の声を受け、事業者支援と商品の認知度向上を目的に「6次化商品注文販売会」を実施しました。

6次化商品注文販売会



(7) いわき地方

ア 東日本大震災・原子力災害からの復興

(ア) 生産基盤の復旧

東日本大震災の津波等により、大きな被害を受けた農地について、ほ場の大区画化と担い手への農地利用集積等を図るため、平成 25 年度から東日本大震災復興交付金を活用し進めてきた下仁井田地区（A=40.4ha）、夏井地区（A=157.2ha）、錦・関田地区（A=56.9ha）の3地区（A=254.5ha）の農地復旧については、令和 4 年 3 月の夏井地区完了をもって全地区完了しました。

(イ) 風評の払拭

県産農林水産物の消費拡大及び販売促進を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを市内量販店等で計 3 回実施し、県産農林水産物の安全性やおいしさをPRしました。また、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を実施し、民間団体における県産農林水産物の販売促進活動等に対して支援を行いました。

●復興基盤総合整備事業による農地の復旧

復興基盤総合整備事業の実施により、区画の大区画化及び道路、用排水路の整備と併せ担い手への農地利用集積が図られ、野菜等の土地利用作物やイチゴ生産の規模拡大など、地域営農の活性化に寄与しました。



イ 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

(ア) 持続可能な生産構造を支える人材の育成

a 新規認定及び再認定意向農業者に対し、農業経営改善計画書作成支援を実施し、認定を受けて 3 年目となる認定農業者に対しては、中間フォローアップを実施しました。また、意欲のある農業者を対象者に、新たに認定農業者へ 18 件、誘導しました。 認定農業者数 259 経営体（令和 4 年 3 月末）

b 新規就農者及び新規認定農業者に対しては、関係機関との連携強化を図り、相談窓口における情報共有や巡回指導等の強化により生産技術の安定へ向け支援しました。 新規就農者数 2名（令和4年3月末）

(イ) 生産基盤の整備

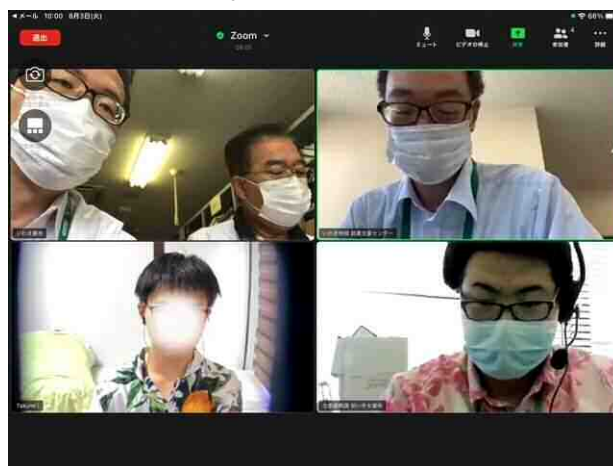
a 農地中間管理機構関連農地整備事業により、担い手への農地集積・集約化を図るため、ほ場の大区画化や道路・用排水路の整備を実施しました。

b 農業水利施設については、施設の老朽化が進行していることから、施設機能診断の結果に基づき、効率的な更新を実施しました。

●新規就農者を対象とした関係機関一丸となった支援

4月には、新規就農担当者会議を開催し、関係機関の役割分担の確認や情報共有により、新規就農者の受入体制を強化しました。

その後、令和3年7月1日にいわき市において「いわき地域就農支援センター」が設置されました。設置に伴い、「ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業」を活用し、遠方の相談者やコロナ禍においてもタイムリーな相談対応が出来るリモート相談体制が整備されました。（相談件数 43件（うちリモート21件））



リモート就農相談

ウ 安全で魅力的な農林水産物の供給

(ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

a 放射性物質の吸収抑制対策を指導するとともに、モニタリング検査等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。モニタリング検査は、米108点、その他穀類4点、野菜・果樹47点、飼料作物等32点、山菜・きのこ類35点で行い、全て基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。

b 農薬適正使用及び生産履歴記帳の徹底や発生予察に基づく適期防除等を指導するとともに、認証GAPやエコファーマーへの取組を支援し、安全・安心な農産物生産に取り組みました。

c 認証GAP取得への取組を支援した結果、新たに5件の認証GAPを取得し、取

得件数は延べ50件となりました。併せて、市内量販店でのイベントやインスタグラムでのフォトコンテストを活用してGAP認証農産物のPRを行い、GAPの認知度向上に努めました。

(イ) 戦略的な生産活動の展開

福島県園芸振興プロジェクト対象品目に、トマト（ミニトマト）、日本なし、りんどう、トルコギキョウを、普及指導計画の重点推進品目としていちご、ねぎを位置づけ、産地の維持拡大のため、担い手の育成・確保や生産体制の整備等を支援しました。

エ 活力と魅力ある農山漁村の実現

(ア) 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進

県内の大学生等を対象とした「魅力発見！オンライン体験ツアー in いわき川前」を実施し、管内の中山間地域での農業体験や地元の農家等との交流を通じて、中山間地域の魅力や課題への理解を深める契機とするとともに、新たな交流人口の創出に努めました。

(イ) 快適で安全な農山漁村づくり

鳥獣被害防止対策については、被害防止の総合的な対策を行うモデル集落（小川町西小川）を設置して被害対策の実証を行うとともに、電気柵の整備やイノシシの捕獲活動を支援しました。

(ウ) 地域資源を活用した取組の促進

地域産業6次化の推進を目的とし、コロナ禍におけるブランドづくりなどをテーマに「いわき地域産業6次化ネットワーク交流会」を開催し、外部講師より管内の事業者に対するアドバイスや講演をいただきました。

また、地域特産品創出事業では、いわき産農林産物の魅力を広く発信するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農家や飲食店等を支援するため、市内の高校生と飲食店等がいわき産農林産物をテーマ食材としたテイクアウト商品を共同開発しました。

●第2回高校生発！いわきテイクアウトメニュー開発

いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝え、若者のアイデアで更なる魅力を発信するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農家や飲食店を支援するため、いわき産農林産物をテーマ食材として高校生が考案したレシピを基に、高校生と飲食店及び量販店5社がテイクアウト商品を共同開発し、期間限定で販売しました。併せて、レシピ集をホームページで公開し、幅広い周知を図りました。

当事業は、前身である高校生レシピコンテストから続くイベントとして恒例行事となっている高校もあり、関係者や消費者から好評を得て地域に根付いています。

また、レシピ集掲載作品の社食への利用や、掲載作品を元に開発された商品がスーパーで通年販売されるなど、継続的ないわき産農林産物の魅力発信に寄与しています。



商品開発の様子



開発商品



高校生・協力店等の集合写真

参 考 资 料

1 令和3年度ふくしま農林水産業振興施策コンセプト

令和3年度 ふくしま農林水産業振興施策コンセプト

福島県農林水産部

東日本大震災・原子力災害からの復興

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

- 被災した農地、ダムやため池、漁場、林道、海岸防災林、共同利用施設等の復旧を進めます。
- 個人や共同利用の施設、機械、漁船等の整備を進めるとともに、ほ場整備と一体的な農地集積など、農林水産業の基盤の回復を推進します。
- 農業用ダム・ため池等の放射線物質対策を一体的に進め、その実施に必要な放射線物質対策を一体的に進めます。



海岸防災林の整備

持続的な発展を支える強固な基盤の確保

1 持続可能な生産構造を支える人材の育成

- 就業支援情報の発信、受入体制の整備や雇用拡大に向けたマッチング等により、新たな担い手となる新規就農者の確保・育成を図ります。また、有機農業に特化した就業支援体制を整備します。
- 「ふくしま農業求人サイト」の活用推進を図り、労働力確保が必要な農業者と女性や高齢者、障がい者、外国人材等とのマッチングを推進します。
- 地域農業の将来を担う「人・農地プラン」の作成とそれの実現に向けた取組を支援します。
- 農業短期大学校（アグリカレッジ福島）の統合施設整備や機能強化を進めます。
- 林業研修拠点「林業アカデミーふくしま」において、短期研修を開始するとともに、令和4年度の本格開講に向け、研修施設の整備を進めます。



ふくしま農業人フェア



林業研修拠点施設のイメージ

2 生産基盤の整備

- ほ場の大区画化・汎用化と担い手への農地の利用集積を進め、経営規模の拡大を図ります。
- 農業水利施設の最寿命化を進めます。
- 計画的な森林整備等に資する航空レーザ計測を活用した道路整備を進めます。



大区画は場整備

3 戦略的な新品種・新技術の開発

- 「ふくしま」ならではの価値向上に資するオリジナル品種や、農産林水産物の旨みや機能性の見える化技術の開発など、本県農林水産業の生産力・競争力強化のための研究開発を進めます。
- ICTインフラを用いた効率的な生産履歴の取組による資源の安定化を進めます。



リンドウ・カラーのオリジナル品種

2 遊離地域等における農林水産業の復興の加速化

- ICT等の農林水産業の先端技術の開発・実証、現場への普及を進めます。
- 被災12市町村において、農業への企業参入を促進するとともに、農地中間管理機構のユーザ（法人）設置等により担い手への農地集積を加速します。
- 生産・加工等が一体となった高付加価値生産等を広域的に展開する産地の創出を支援し、営業再開を加速します。
- 水産資源を管理しながら少ない労力で高収益をあげる「ふくしま型漁業」実現に向けた取組を推進します。



被災地域における先端技術の実証

安全で魅力的な農林水産物の供給

1 需要を創出する流通・販売戦略の実践

- モニタリング等による安全確保に取り組みるとともに、県内外の消費者、流通関係者に「伝わる」わかりやすい情報発信を行います。
- アスメディアやSNSなど多様な媒体を活用した情報発信により、県内外の消費者等に県産農林水産物の認知度を高め、県産農林水産物への信頼を向上を図り、県産農林水産物への信頼を高めます。
- 県オリジナル産品種「福、笑い」の今秋本格デビューに向けたプロモーションなど、オリジナル米や福島牛等のブランド化に向けた取組を進めます。
- 大手量販店等での県産水産物の常設陳列設置や、県産水産物のブランド力強化や流通拡大を図る取組により、県産水産物の競争力を強化します。



新ブランド米「福、笑い」

2 戦略的な生産活動の展開

- ロケット・AI・高性能機械等の先端技術を活用したスマート農業や革新技術の導入により、生産性向上や経営規模の拡大を図ります。
- 有機農業の取組拡大と有機農産物への理解促進、流通体制の整備を進めます。
- 「福、笑い」等の食味・品質向上の取組や「福、愛」等県産産物好適米の品質向上・安定生産の取組など、県オリジナル産品種を中心とした多様な米づくりに進みます。
- 主食用米から非主食用米等へ転換を強力に進め、水田農業経営の安定化を図ります。
- 果菜・花の輸出拡大に向けた生産体制の整備を進めます。



施設化により強い野菜産地へ



AIを活用した肉質診断

3 風評の払拭

- 効果的な情報発信、県産農林水産物の販路拡大の取組に加え、新品種の開発や機能性、おいしさ等の追求によるブランド力の向上や安定した産地の供給体制の整備などにより、風評を要因とした価値水産物下の安定化を打破し、「ふくしま」ならではのブランド確立を進めます。
- 輸入停止や輸入規制措置を講じている国・地域に対して安全管理確保の取組や視察等を実施します。



トップセールスによる販路促進

活力と魅力ある農山漁村の実現

1 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進

- 地域ぐるみで取り組む農地の保全管理等の活動への支援や森林整備の推進など、農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮に資する取組を進めます。
- 交流活動を通して、地域内外からの多様な人材と連携した共同活動を進め、人材確保やコミュニティの維持・向上を図ります。
- 水産関係団体等による子どもたちに対する漁業体験や魚や魚食普及、消費拡大に向けた取組を支援します。
- 県田舎の魅力を発信し、消費拡大に向けた取組を支援します。
- 農山漁村、森林の多面的機能や地域資源についての情報発信や、本県独自の種樹祭の開催等により、農山漁村への理解を促進します。



朝田地域



鳥獣被害対策の専門職員の活動

- 農業用ため池の改修工事やハザードマップの作成を進め、住民の安全確保を図ります。
- 山崩れ、地すべりなど山地に起因する災害から県民の生命・財産を保護する治山施設の整備を推進します。

3 地域資源を活用した取組の促進

- 「ふくしま満天星」の取組を通じた販路拡大や買収ある人材の育成、地域ぐるみの産品開発など、豊かな農林水産資源を活用した地域産業6次化を推進します。
- 中山間地域における定住者の促進に資する周年産用農産モデルを創出します。
- おたふみにんじ人等の地域特産物の産地づくりと需要拡大を図ります。



オリジナルブランド「ふくしま満天星」

用語解説

あ

●エコファーマー

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

●環境と共生する農業

(かんきょうときょうせいするのうぎょう)

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。環境保全型農業ともいいます。

●GAP [Good Agricultural Practice]

(ぎゃつぷ)

農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。農業生産工程管理と訳されています。



●緊急時環境放射線モニタリング (きんきゅうじかんきょうほうしやせんもにたりんぐ)

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっており、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

さ

●持続性の高い農業生産方式 (じぞくせいのかかいのうぎょうせいさんほうしき)

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

●実需者 (じつじゅしや)

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人（食品加工業者など）のことです。

●集落営農 (しゅうらくえいのう)

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

●主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が50%以上で、65歳未満の農業従事60日/年以上の者がいる農家のことです。

●準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日/年以上の者がいる農家のことです。

●食品中の放射性物質に関する基準値（新基準値） （しょくひんちゅうのほうしゃせいぶつにつにかんするきじゅんち）

より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げて算出された基準値。一部経過措置の品目を除き、平成24年4月1日より施行されました。（例）一般食品の放射性セシウムの基準値：100ベクレル/kg

●水稲直播栽培（すいとうちやくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

●ストックマネジメント

農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系のことです。

た

●大区画ほ場（だいくかくほじょう）

1区画が、1ha以上に整備された農地です。

●WCS [ホールクロップサイレージ] （だぶりゅーしーえす）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルム

でラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から、米の生産調整の取組として取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

●地域産業6次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の6次産業化や農商工連携などの動きを進展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、戦略的に推進しています。

●中山間地域等直接支払事業

（ちゅうさんかんちいきとうちやくせつしはらいじぎょう）

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

●登熟（とうじゅく）

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

●特別栽培（とくべつさいばい）

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

●トレーサビリティシステム

トレーサビリティとは、追跡が可能であることを意味します。問題発生時に食品の流通ルートを通ることによって問題の原因把握、当該食

品の回収・撤去を容易にする体制をいいます。

な

●認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のことです。

●農業産出額〔農業粗生産額〕

（のうぎょうさんしゅつがく）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

●農地・水保全管理支払交付金

（のうちみずほぜんかんりしはらいこうふきん）

農地や農業用水などの農業基盤や農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民等の多様な主体が参画した地域ぐるみの効果の高い活動を支援する施策です。平成19年度から開始された「農地・水・環境保全向上対策」を継続し、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図った制度となっています。

平成26年度からは「多面的機能支払」として取り組まれています。

は

●バイオマス

有機性（光合成によって作り出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産し、活用することができます。

●販売農家（はんばいのうか）

農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家のことです。

●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家のことです。

や

●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

●遊休農地（ゆうきゅうのうち）

遊休農地とは、農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義されています。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策
 - 第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）
 - 第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）
- 第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）
- 附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要で

ある。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確

立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

- 2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。
- 3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。
- 4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

- 2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。
- 五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上等)

第11条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する

施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成13年3月27日公布（施行）〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成25年10月11日公布（施行）〕